

官報 号外

昭和五十八年十月十一日

○第百回衆議院會議録 第九号

昭和五十八年十月十一日(火曜日)

離事日程 第七号

昭和五十八年十月十一日

午後一時開議

- 第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案
(第九十八回国会、内閣提出)
- 第二 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 総務庁設置法案(内閣提出)
- 第四 総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第五 総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会、内閣提出)
- 日程第二 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 総務庁設置法案(内閣提出)
- 日程第四 総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 日程第五 総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律案外五案

午後一時三分開議
○議長(福田一君) これより會議を開きます。

日程第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第九十八回国会、内閣提出)

日程第二 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 総務庁設置法案(内閣提出)

日程第四 総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第五 総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、国家行政組織法の一部を改正する法律案、日程第二、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、日程第三、総務庁設置法案、日程第四、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、日程第五、総務庁設置法等の一部を改正する法律案、日程第六、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案、右六案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。行政改革に関する特別委員長金丸信君。

国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

総務庁設置法案及び同報告書

総理府設置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 行政改革に関する特別委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました六法案につきまして、行政改革に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、各法案につき、その要旨を申し上げます。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、官房、局、部の設置及び所掌事務の範囲は政令で定めることにするとともに、当分の間、府、省及び大臣庁の官房及び局の総数の最高限度を百二十八とすること、各省庁等には、法律または政令の定めるところにより、審議会等を置くことができるものとすること、政府は、少なくとも毎年一回、国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示すること等に改めようとするものであります。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を昭和五十九年七月一日と定めるとともに、同法の施行に伴い、各省庁設置法等関係法律二百三件について必要な整理等を行うとするものであります。

総務庁設置法案は、総理府本府及び行政管理局の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするもので、その長は、総務庁長官とし、國務大臣をもって充てることとしております。

総理府設置法の一部を改正する等の法律案は、総務庁の設置に伴い、総理府本府の所掌事務の整理等を行うとともに、総理府総務長官及び同副長官並びに行政管理局を廃止しようとするものであります。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、総

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律案外五案

務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部を、それぞれ事務所と改めようとするものであります。

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案は、五十八法律に係る許可等及び機関委任事務の整理合理化を行おうとするものであります。

以上六法案のうち、国家行政組織法の一部を改正する法律案は、第九十八回国会に提出され、今国会に継続されたものであり、他の五法案は、今国会に提出されたものでありますが、いずれも去る九月二十日本委員会に付託され、同月二十六日提案理由の説明を聴取した後、一括して審査に入り、長時間にわたり熱心な質疑が行われたほか、連合審査会にかかわる委員交代による質疑、公聴会、参考人よりの意見聴取を行うなど、きわめて慎重な審査を行いました。

質疑におきましては、行政改革に対する政府の基本姿勢、「増税なき財政再建」の方途、将来の租税負担率及び社会保障負担率、年金制度及び医療保険制度の改革、国家行政組織法の改正に伴う国会の行政組織に対するチェック機能の確保、総務庁設置構想と総合調整機能の強化、機関委任事務等の地方団体への移譲による地方分権の推進等、行政改革の各般にわたる問題が取り上げられ、広範な論議が行われましたが、その詳細は會議録により御承知いただきたいと存じます。

かくて、十月七日質疑を終了いたしましたところ、国家行政組織法改正案に対し、正木良明君外三名から、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ四派共同提案に係る、政令事項となる官房、局等の組織の新設、改廃の状況を次の国会に報告する義務を明定するとともに、これらの組織及び官房、局の最高限度数百二十八を五年後に見直す規定を設けることなどを内容とする修正案が提出され、また、行政事務簡素合理化法案に対し、三浦久君外一名から、日本共産党提案の消費生活用製品安全法等十五法律の一部改正規定の全部または一部を削除すること

を内容とする修正案が提出されました。

次いで、兩修正案について趣旨説明の後、六法案及び兩修正案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党の江藤隆美君、公明党・国民会議の草川昭三君、民社党・国民連合の岡田正勝君及び新自由クラブの小林隆君から、国家行政組織法改正案の修正案及び修正部分を除く原案並びに他の五法案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対、また、日本共産党の中路雅弘君から、六法案及び四派共同提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成の意見がそれぞれ述べられました。

引き続き順次採決いたしましたところ、まず、国家行政組織法の一部を改正する法律案は、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務庁設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

さらに、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案については、日本共産党提出の修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、以上の六法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 大案につき討論の通告があります。順次これを許します。中路雅弘君。

〔中路雅弘君登壇〕

○中路雅弘君 私は、日本共産党を代表し、国家行政組織法改正案を中心にしたいわゆる行革六法案に対し、一括して反対の討論を行います。

(拍手)

周知のように、日本共産党は、国民本位の行政

改革の断行を最も早くから最も一貫して主張し、その具体案を提起してきたところであります。すなわち、汚職腐敗の構造にメスを入れ、ガラス張りの清廉な行政に変えること、むだと浪費をなくし、簡素効率的な機構で国民サービスを上向きにすること、地方自治体に大胆に権限を移して、二重行政の弊害を根絶することでありまして、ところが、政府の六法案は、このような道をとうとうしないばかりか、全く逆を目指して行革法案であることが、審議を通じて一層明瞭になったのであります。(拍手)

第一に、国民生活と議会制民主主義に対する挑戦であります。

国の行政機構が国民の要求、社会の発展に従って柔軟に変化するべきは当然であります。問題はその方向であり、手続です。中曽根内閣は、わが党の追及に対し、国民から医療を奪う健康保険の大改悪を当然と開き直り、また、私学助成の大幅切り下げや国鉄貨物の切り捨てをあぐまで強行すると明言しました。これが国民の望む行政のあり方に全く反する方向であることは言うまでもありません。(拍手)

だからこそ中曽根内閣は、行政機構の改編に国民の声が反映することを恐れ、国会の関与を一切排除しようとしたくらんだのであります。政府に白紙委任状を与え、その思いどおりに行政機構を変え得る国家行政組織法の根本改悪が、国会の行政へのコントロールを大きく制約し、国権の最高機関たる国会の権能を空洞化させることは余りに明らかであり、これを前提とした四党修正がおよそ修正の名で呼び得るものでないことも言をまちません。総務庁設置は、このようなもとで反国民的な機構改編を企図推進する拠点づくりを意味しており、断じて認めるわけにはいかないものであります。

第二に、自民党政治を深くむしばんでいる腐敗構造の温存、拡大であります。

判の歴史的な判決が下される日でありまして、中曽根内閣は、わが党の追及に対して一切の反省を示さず、佐瀬国吉公團計画に代表される田中新金脈づくりを擁護し、越山会機関紙がみずからキングメーカーと豪語していることに何の批判も行わず、田中派関係による参院選での地位を利用した利益誘導発言を弁護したのであります。

国の行政機構の改革を言うならば、何よりも政治家の癒着を断ち切るべきであります。しかも、今回の国家行政組織法改悪法案が国会のコントロールを全面的に排除することによって癒着行政、密室行政の悪弊をさらに深める結果になるであらうことは火を見るよりも明らかであります。

(拍手)

第三に、民間活力の發揮に名をかりて大企業の横暴を野放しにし、財界奉仕の行政を一層手厚くしようとしているのであります。

かの土光敏夫氏が社長、会長を務めた東芝や石川島播磨重工業という超巨大企業に対し国民の血税を使った多額の補助金をつぎ込み、しかも臨調行革が進められてきたこの三年間、減らされるどころか逆に毎年大きくふやしたではありませんか。このわが党の質問に中曽根総理はまともに答えることができなかったではありませんか。にもかかわらず、政府・自民党は、財界の言うがままに独占禁止法の骨抜きに着手し、その先駆けとして、今回の法案で独立機関たる公正取引委員会の内部組織まで政府の思いどおりの改廃を可能にしうようとしておられるのであります。このような露骨な財界へのすり寄り、絶対に認めることができません。(拍手)

第四に、臨調・中曽根行革の最大の眼目、レーガン政権の要求に従った軍事費の確保、自衛隊の聖域化にあることでもあります。

臨調の参謀長格であった瀬島龍三氏は、臨時行革審議会を代表してわが党委員の質問に答へ、防衛、外交については政府が進めている政策を前提にして答申を書いたと明言しました。最初から一

切メスを入れるつもりはなかったと言っているのであります。総理もまた、アメリカの内政干渉そのものの異常な軍部圧力に抗議するどころか、これにこたえる態度を鮮明にしました。国家行政組織法改悪を見越して、来年度防衛庁の大きかりな組織変更による機能強化が図られ、また、政府への権限集中の原型が、かつて自衛隊が極秘裏に進めた三矢作戦研究における国家総動員計画にあることを見るべき、私は肌をアワ立つ思いを禁じ得ないのであります。

最後に、臨調行革の一枚看板であった「増税なき財政再建」の正体が明らかとなり、実際には驚くべき大増税が準備されていることとあります。

瀬島龍三氏は、臨調答申が想定している租税・社会保障負担率が四〇ないし四五であることを明らかにしました。これは、現在の国民負担に比べ、年間実に十二兆円から二十四兆円、四大家族で百万円近い増税であり、社会保険料の引き上げを意味しております。しかも瀬島氏は、そのための大型間接税導入まで公然と認めたのであります。何が「増税なき」でありますか。軍拡のため、新たな財界奉仕のために、国民総犠牲の大増税を強要する、これが臨調行革路線の帰結であったのであります。(拍手)

以上、私は具体的な反対理由を明らかにいたしました。このような重大な内容を持つ法案を本一括して審議に付し、連合審査も開かず、一昨年の行革特別委員会に比べても三十四時間も審議を圧縮し、何が何でも十月十二日まで本院を通過させようという非民主的な運営は、全く許しがたいと言わなければなりません。(拍手)

私は、反国民的な六法案にあくまで反対し、財界の、財界による、財界のための臨調行革ではなく、国民のための真の行政改革実現を目指す日本共産党のかたい決意を表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 津島雄二君。
(津島雄二君登壇)

○津島雄二君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案外五法案及び国家行政組織法改正案に対する修正案に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

改めて申し上げるまでもなく、行政と財政の改革は、現下のわが国にとりまして最大の政策課題であります。国、地方は言うに及ばず、公社公団等あらゆる国家機関の機能等の見直しを行い、当面する行政の難局を開くとともに、行政の姿をこれからの時代にふさわしいものにつくりかえていくことは、わが国の将来への明るい展望を開くための国民的な課題となっております。

翻って、戦後のわが国を見ると、あの廃墟の中から奇跡的な復興を遂げ、わが党歴代内閣のそれぞれ時代に適応した政策が実行、今日のこの繁栄がもたらされたのであります。近年、再度にわたる石油ショック、世界的不況の影響を受け、歳入要因は増大する一方、税収の伸び悩み等で歳入は伸びず、ために国債の残高もついに百兆円を超すことになったのであります。この間、政府機構もその時代時代の政策の遂行のため、数々の実績を残しながらも逐次増大してまいったのであります。今日のこの厳しい状況にあって、改めて国の行政機構、歳入の見直しを求められ、第二臨調成立となったことは各位の御承知のとおりであります。

政府は、第二臨調の五次にわたる答申を受けて、これらを最大限に尊重する旨を決定し、第一次答申以来、行革関連特別法による財政支出の削減を図る一方、予算編成に当たっても、いわゆるゼロシーリングやマイナスシーリングという厳しい編成方針のもとに徹底した歳入の削減を行い、さらに第三次答申以降では行革大綱の決定、臨時行政改革推進審議会の設置、新行革大綱の決定を行っており、現在その実施段階に入っているところであり、こうした措置は、行政改革を強力に推進するという政府の強い姿勢を内外に明らかにしたものであります。行政改革に対する国民の意識を一段と深めたものと高く評価されており、今日、目まぐるしく変わる経済社会情勢に對し、行政の制度や運営に立ちおくれが目立っており、行政改革の推進により、変化に対応した行政を確立することが急務であります。

今回の六法案は臨調の答申に基づいたものであり、特に国家行政組織法の改正案等は、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現のため、行政機関の組織編成の一層の弾力化を図るとともに、組織の基準をより明確にしようとするものであり、従来、法律によらなければ官房や局の改廃ができなかったものを、内外諸情勢の変化、多様な国民のニーズに機敏に対応して、政令により行うこととしたものであり、他の法案においても、行政機関の組織編成の一層の弾力化、行政の統合調整機能の強化、地方支分部局の整理合理化、許可事務と機関委任事務の簡素合理化等を行っております。

また、国家行政組織法改正案に対する修正案は、自由民主党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブの共同提案で、社会民主連合の賛同を得たものであります。行政組織管理の弾力化と行政に対する国会の関与監督権との調整を図ることをその趣旨とし、また、臨調答申で強調されている行政組織の簡素効率化を図る立場から、当然賛成されるべきものであります。行政の効率化が当面の急務であるばかりでなく、将来とも不変の課題であることに照らして、まことに適切な修正とも考えられます。

最後に、政府におかれましても、行政改革特別委員会の熱心な論議を踏まえ、真に国民の期待する行政改革の実現に向けて、さらに最大限の努力を払われるよう要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 鈴切康雄君。
(鈴切康雄君登壇)

○鈴切康雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、

て、ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして、修正及び修正部分を除く原案に賛成、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案外四法案に對し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

さて、第二臨調は、二年間五次にわたる答申をまとめ、政府に提出したことに、今後は行政改革断行の一切の責任はすべて政府にゆだねられ、いまやその実行を具体的に移す段階を迎えております。それゆえ、今回のいわゆる行革関連法案は、政府が決定したさきの新行革大綱を受け、その具体化への第一歩であるだけに、これからの行革に取り組み政府の決意と姿勢を占うには、まさに試金石ともいえる重要な意義を持つものであると言っても、過言ではありません。

このときに当たって、もし政府が決断をもって臨調答申を忠実に実行に移さなければ、将来再び行政改革に取り組みチャンスを失うばかりか、政治に対する国民の不信が増大し、ひいては懸案の財政再建も構造的赤字の累積から脱却できず、財政そのものが硬直化してしまうことは目に見えて明らかであり、臨調答申が目指す「活力ある福祉社会の建設」も「国際社会に対する積極的貢献」への道もすべて閉ざされ、日本経済が破綻のどん底に陥ることは必至であると言わざるを得ません。

行革推進に当たっては、総理のリーダーシップは当然のことながら、簡素で効率的な行政に改革するには、税金のむだ遣いをなくし、ぜい肉を落とすための懸命な努力と相まって、実質的な削減を伴う仕事減らし、機構減らし、人減らし、金減らしがなくてはならない。国民の期待にこたえる行政改革であり、その場しのぎでお茶を濁すことではもはや真の国民のための行革ではないと思うものであります。

中曽根総理は、みずから今国会を行革国会と銘打ってその意義づけをされておられますが、政府提案の行革関連六法案を見た限りにおいては、残

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律案外五案

念ながら、今後の行政改革を進めていくための第一段階であると言われた総理の発言とは違い、およそ国民のための行政改革の名に値しないほどのあいまいさで多くの問題点が内包されていたと言つても過言ではありません。

すなわち、閣議決定された新行革大綱からは、臨調の基本理念たる「増税なき財政再建」の文言が外され、今回提案された総務庁設置法案は、臨調基本案の総合管理庁構想の趣旨とはほど遠く、国家行政組織法改正案においては、機構膨張の歯止めにあまいさを残し、その上、変化への対応を柔軟にするという理由で、国会の審議権や行政に対する関与監督権を形骸化しようとする側面を否定することはできません。さらに、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法案にしても、おさなりで全体のごく一部分しかその対象にしていない等、多くの問題点を含んでおりました。

そこで、公明党は、行政改革特別委員会において、政府提出法案の問題点を具体的に厳しく指摘するとともに、民社党・国民連合、新自由クラブ、社会民主連合と協力し、行革関連六法案について修正要求をまとめ、その実現方を図るために最大限の努力をいたしました。その結果、国家行政組織法改正案につきましては、中道政党内自由民主党との間に合意が成立し、修正する運びとなったのであります。

その主たる修正部分は、省庁組織改編に伴う内容を官報に公示するとともに、国会への報告義務とし、報告は改編を行った直後の次の国会と改め、また、法改正から五年後の省庁の官房、局の組織機構の見直しについても、官房と局の数の最高限度について見直すことと明記され、削減への道を切り開くことができました。このことは、行政組織管理の弾力化と国会の審議権や行政に対する国会の関与監督権との調整を図るとともに、行政の簡素化、効率化に資するためのものであり、評価に値するものであります。

また、総務庁の設置については、それが中央省

庁統廃合の第一歩であることが確認され、地方支部局についても、五十九年度から、われわれの要求どおり整理合理化に着手することが明示されたのであります。

さらに、許認可、機関委任事務の整理についても、委員会審議での政府答弁によって、さらに整理を促進する方向づけがなされたのであります。確かに政府提案の行革関連六法案は、私たちが委員会の論議を通じて明らかにしたとおり、必ずしも十分な内容とは言えないのであります。が、われわれの努力により、よりよく修正されたことは画期的であり、今後の行政改革への展望を開くことができると判断し、賛成を表明するものであります。

なお、日本共産党提案の修正案につきましても、全く私たちが行革の基本的な考え方を異にいたしませんでした。反対いたします。(拍手)

最後に、私たち公明党は、政府が、行革特別委員会の附帯決議を忠実に守り、委員会が私たちが具体的に指摘した問題点に対する政府答弁を誠実に実行するよう強く要望するとともに、今後の政府の行革推進を厳しく監視しつつ、その実行を迫つていく決意を表明して、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 岡田正勝君。

〔岡田正勝君登壇〕

○岡田正勝君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、国家行政組織法の一部を改正する法律案及びその他の行革関連法案に対し、一括して賛成の討論を行うものであります。

かつて総理は、行管庁長官のときに、行革を妨害する官僚があれば局長の一人や二人ははね飛ばしてでも行革はやり抜くと、勇ましく進軍ラッパを鳴らしたほどの方であるだけに、今回の提案は、一里塚とはいふものの、国民の期待からは大きくかけ離れたものであると言わねばなりません。

しかし、私も民社党は、今日の未曾有の財政

危機を克服し、活力ある福祉社会を実現することは、次代を担う国民に対するわれわれの当然の責任であり義務であると考え、行政改革の断行を叫び続けてまいりました。このような基本的立場から、今回政府より提出された法律案に対しても、党派を超えて真剣に取り組んでまいったのであります。

さて、その第一点は、国家行政組織法の改正についてであります。

官房、局などを法律事項から政令に委任する、このことは行政需要の変化に機動的、弾力的に対応するため必要であるとしても、政府原案には、政令委任に伴う省庁の独断専行を防止する国会のチェック機能がありません。また、官房、局の総数の上限を設けたとはいへ、その数は肥大化した行政機構をそのまま追認したものにすぎないという基本的な問題がありました。

そこで、この問題を解決するために、政府が官房、局などの改廃を行ったときはその状況を次の国会に報告させること、さらに、政令委任の是非及び官房、局の総数の上限を縮小の方向で五年後に見直すという修正ができたことは、きわめて妥当な措置であります。

次に、第二点は、総務庁の設置についてであります。政府原案には、人事、組織による総合調整機能の強化という臨調答申の趣旨が正しく生かされてはいません。役所同士の争いから統計局が二分割され、効率的な統計業務に支障を来すという内容の問題と同時に、今後の中央省庁の統廃合計画が示されていないという問題がありました。が、これらの点については、委員会におきまして、政府答弁で、臨調答申及び中道四党の意向を踏まえて検討するという確約を得ることができましたことは評価できます。

次に、第三点は、府県単位機関の整理、許認可事務、機関委任事務の整理についてであります。これらの法案は共通して内容がきわめて不十分であり、不徹底であります。したがって、今回の

改正を契機として、これらの機関並びに事務を今後継続的に整理縮小していくことが不可欠であります。そこで、その努力を政府に求めることを附帯決議で明らかにしたことは大きな前進であります。

以上述べましたごとく、われわれの努力により、まことに徹底的で不徹底でありました政府原案は、曲がりなりにも今後の抜本的行政改革の第一歩としての地歩を築くことができたことを確信するものであります。政府は、これを契機として、中央省庁の抜本的再編成、現業部門を除く地方出先機関の原則廃止、国家公務員の実質大幅削減などの抜本的行政改革を断行すべきであります。この際付言をしておきたいことは、五十九年度予算編成の過程とはいへ、政府は、財政のつじつま合わせのため、健康保険の本人給付率を十割から八割に削り、二割もカットして負担増を図つておられると聞いております。こういう福祉の切り捨ては行革ではありません。行革とは、むだを省くこととあります。医療の適正化、乱診乱療の廃止、保険外負担の大幅抑制など、緊急にやらねばならぬことがたくさんあります。手輕に国民の福祉を削り、負担をふやす、こういうやり方は、私どもは絶対に反対であります。

この対象になるサラリーマンの皆さんは、統計によりますと、一世帯当たり定期預金で二百八十二万円、普通預金で四十八万円、合計三百三十四万円の貯金しか持っておりません。借金の百七十四万円を引きますと、残った金額はわずかに百五十六万円です。一たび入院などということになった場合、完全看護の病院でなければ、差額ベッド料が一日平均五千元、付添看護料が一日平均一万円、月に四十五万円という持ち出しになります。三カ月ちょっとで家計はパンクしてしまうのであります。しかしして落ち行く先はサラ金地獄であります。国民に負担を求めるこのような手輕な行革はやめていただきたい、このことを厳しく申し添えておきます。

最後に、重大な焦点の一つでありました「増税なき財政再建」について、付言をいたしたいと思ひます。

政府は、さき昭和六十五年赤字国債償却の方針を示され、「増税なき財政再建」とともに中曾根内閣の二大公約とされました。しかるに政府が、この二大公約をいかに両立させるかについて、具体的な手順と方策を、臨調答申の指摘にもかかわらず、今日に至るまでも何ら明らかにしておりません。さらに、今後の増税負担率の目標値の明示さえも拒んだということは、きわめて遺憾なことであります。かかる政府の無責任な姿勢は、将来に対する国民の不安感、不透明感をますます助長させるばかりであり、このままでは、今後の行政改革や財政再建を推進する上で、国民の理解と合意を得ることはとうていできないものと言わなければなりません。その点について、政府の猛省を促すものであります。

政府が、この二大公約両立のための具体的な手法と増税負担率等の目標値を早急に国民の前に明らかにすることを強く要望いたしまして、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) 小杉隆君。

〔小杉隆君登壇〕

○小杉隆君 私は、新自由クラブを代表し、議題となつております行政改革関係法案について、一部修正の上賛成する立場から討論を行います。

まず、国家行政組織法の一部を改正する法律案並びにその施行に伴う関係法律の整理法律案につきましましては、行政の弾力化、機動性の確保という点から一応評価に値するものと考えます。

行政が時代の変化に即応し常に自己の改革を図ることは行政改革の基本であり、私どもが最も期待するところでもあります。本改正案は、省庁の内部部局の組織編成につき、従来立法府が持っていた権限を行政府に移し、自己改革を可能にしたものであります。

われわれ新自由クラブが、立法府の審議権を相

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律案外五案

当規模縮小してまでこの法案に賛成するゆえんは、今回の変化への対応という趣旨が十分に生かされ、時代にマッチした行政を期待してのこととあります。したがって、問題は、今後の政府の改革に取り組む姿勢であります。この法律の成立により体制は一応整うことにはなりますが、今後、実行が伴うことが絶対の条件であります。

国民の期待するところは、単なる機構の名称変更や組みかえにあるのではなく、組織の再編成による効率化であり、その効率化による行政の減量であります。権限を委譲された行政が、この国民の意思を尊重し、本法律の趣旨に基づき、効率化、減量を図り、真の行政の推進を求めるものであります。ただし、もし五年を経過した後にも実効が見られない場合には、われわれは、直ちに国会審議にゆだねる方法への復帰を考えざるを得ないことをここに表明しておくものであります。

また、本省部局の上限規定を設けるのみでよしとするのではなく、これらに準ずるブロック機関などの主要機関についても縮小削減が必要であります。この点について、政府は、今後最大限の努力をすべきであることをあわせて強調する次第です。

総務庁関係二法案につきましても、この事情は同様であります。

省庁の枠組みを越える再編成が行われることから、今国会の焦点となつた法律案ではあります。が、法律案だけをとりまれば、単なる機構いじりにすぎないとも言える内容であります。臨調の答申に見られる基本的な考え方は、時代の変化に即応できる行政機構の整備であり、国民のニーズがすでに小さくなつていっている部分の思い切った削減がなされなければ、国民の理解はとうてい得られないのであります。

今回の行政改革法案は、本格的な行政改革の第一歩であると政府は再三強調されておりますが、そうであればなおさら、この第一歩が国民に拍手をもって迎えられる内容のものでなければならぬ

のであります。つまり、一プラス一がやはり二である、しかも、大臣を一人も減らせないという内容では、行政推進への政府の決意が疑われることになり、今後に禍根を残すことになりかねないことを懸念するものです。総合調整機能、総合管理機能といった言葉だけがひとり歩きしているとの感すらあり、この法律案によつて生まれる総務庁、新総理府のあり方によつては、行政改革に反することにもなりかねません。

また、公安調査庁、行政管理局、大蔵省の出先機関の看板のつけかえが行われることになり、名称変更だけの総理府設置法の一部改正案でははなはだ不満であり、名称変更が今後の機能縮小に寄与するという政府の答弁を全面的に信頼するほかはないのであります。本来、手をつけるべきは、官僚の抵抗が強く、また行政の効果も大きい建設、運輸、郵政などの各省出先機関の簡素効率化なのであります。

また、行政事務の簡素合理化法案は、最低限必要な内容とされる臨調答申に比べても不十分なものであります。もちろん、現在の行政機構を肥大化させている原因の一つである許可の件数を減らすことは、たとえそれが一件の整理であっても前進には違ひありません。しかし、これも、許可一万件と言われる中で、業界、団体の了解が得られたものだけに手をつけたため、たった三十九件について整理するにすぎず、機関委任事務についても、三百九十八法律中わずかに一割を整理するだけという実態を政府は恥とすべきであります。

以上、国民の期待にこたえるには不十分な法案であることは私がたゞいま指摘したとおりであります。が、しかし、それでもなお、われわれが案を忠実に生かし今後の減量化に努力することを信頼した結果であることを重ねて申し上げ、政府の積極的な努力を促すものであります。

わが党は、来るべき二十一世紀に向けて、真に

簡素で効率的な政府をつくるため、根本的な行政改革の実現を全力で推進する努力を続けてまいりました。行政を実現するには、国民に犠牲を求めなければならぬことはやむを得ない事実であります。そうならば、まず随より始めよという精神が必要であります。行政府に血を流せと求めるのであれば、まず、国会みずからが改革の第一歩を踏み出さなければなりません。

国民一体となつて、急激に押し寄せる高齢化社会、国際化社会の到来に対応する行政改革を推進しようとするこのとき、われわれが先頭に立つ必要を改めて強調して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) 六案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、第二ないし第六の五案の委員長の報告はいずれも可決であります。六案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、六案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、第九十六回国会、石橋一弥君外三名提出、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等
の権利に関する法律案(第九十六回国
会、石橋一弥君外三名提出)

○議長(福田一君) 商業用レコードの公衆への貸
与に関する著作等々の権利に関する法律案を議題
といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長葉梨信行
君。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等
の権利に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○葉梨信行君登壇
レコードの公衆への貸与に関する著作等々の権利
に関する法律案につきまして、文教委員会におけ
る審査の結果、最近のいわゆる貸しレコード業
の急激な増加が、著作権、実演家及びレコード製
作者の収入等に影響を与えており、このような事
態を放置すれば、音楽文化活動の発展の妨げに
なる懸念が生じているところから、本法により、
商業用レコードに關し、著作権、実演家及びレ
コード製作者に新たに許諾の権利を設定し、そ
の公正な行使により、関係者の間における秩序の
形成を図ろうとするものであります。

本案の主な内容の第一は、レコードに録音され
ている著作物、実演またはレコードの録音につい
て、著作権法上の複製権または録音権を持つ者
は、新たに商業用レコードの公衆への有償貸与に
ついて許諾権を享有することとしております。

第二は、いわゆる貸しレコード業を営む者は、
レコードが国内で最初に販売された日から一年を
経過する日までの間は、許諾権を有する者の許諾
を受けなければならないこととしております。

第三に、本法は、公布の日から起算して六ヵ月

を経過した日から施行することとしております
が、施行前に国内で販売されたレコードについ
ては、本法は適用しないこととしております。

本案は、第九十六回国会に提出され、以後、総
統審査となつてゐるものであります。第九十八
回国会の四月二十七日に、提出者石橋一弥君から
提案理由の説明を聴取し、以来、本案審査のため
小委員会を設置する等、慎重に審査を進めてまい
りました。

本日、小委員長青木正久君から、小委員会にお
いて審査の結果、文化庁における著作権法の改正
作業の進行状況等を考慮し、本案を暫定措置法に
改めるとともに、許諾を得なければならぬ期間
が「二年」となつてゐるのは、「政令で定める期間」
と改める修正を行うことが妥当であるとの結論に
達した旨の報告がありました。次いで、同君から
採決の結果、本案は、全会一致をもって修正議決
すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は委
員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつ
て、本案は委員長報告のとおり決しました。

午後一時五十六分散会

出席閣僚大臣

文部大臣 瀬戸山三男君
国務大臣 齋藤 邦吉君
国務大臣 丹羽 兵助君

○朗読を省略した議長長の報告

〔通知書受領〕

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法律
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

角屋堅次郎君

河野 洋平君

上田 哲君

中馬 弘毅君

外務委員

辞任

中路 雅弘君

商工委員

辞任

上田 哲君

角屋堅次郎君

運輸委員

辞任

中馬 弘毅君

河野 洋平君

科学技術委員

辞任

山田 耻目君

小野 信一君

環境委員

辞任

水田 稔君

東中 光雄君

山田 耻目君

水田 稔君

決算委員

辞任

榊 利夫君

栗田 翠君

三浦 久君

議院運営委員

辞任

北村 義和君

川本 敏美君

寺前 巖君

久間 章生君

上坂 昇君

川本 敏美君

〔特別委員辞任及び補欠選任〕

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

米沢 隆君

中野 寛成君

行政改革に関する特別委員

辞任

愛野興一郎君

後藤 茂君

沢田 広君

渡部 行雄君

鈴木 康雄君

和田 一仁君

中路 雅弘君

草野 威君

竹中 修一君

井上 一成君

伊賀 定盛君

加藤 万吉君

平石勝太郎君

木下敬之助君

和田 一仁君

災害対策特別委員

辞任

中野 寛成君

米沢 隆君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

河野 洋平君

補欠

伊藤 公介君

行政改革に関する特別委員

辞任

後藤 茂君

補欠

福岡 義登君

福岡 義登君

渡部 行雄君

浦井 洋君

三浦 久君

岩佐 恵美君

大村 襄治君

片岡 清一君

藤原ひろ子君

山原健二郎君

平沼 起夫君

堀内 光雄君

稲葉 誠一君

小川 国彦君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

後藤 茂君

可決した旨の通知書を受領した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十八回国会衆法第一五号)

一、去る七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(調査要求承認)

一、科学技術委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年十月六日

科学技術委員長 永田 亮一

衆議院議長 福田 一殿

一、環境委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年九月二十八日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福田 一殿

東京一八王子線の道路促進に関する質問主意書

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項

三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、公害健康被害救済に関する事項

五、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十八年十月七日

環境委員長 國場 幸昌

衆議院議長 福田 一殿

(審判書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出東京一八王子線の道路促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員寺前隆君外二名提出日米農産物交渉に関する質問に対する答弁書

東京一八王子線の道路促進に関する質問主意書

右の質問主意書提出する。

昭和五十八年九月二十八日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福田 一殿

東京一八王子線の道路促進に関する質問主意書

意書

都市計画道路東京一八王子線は、三多摩地域の秩序ある発展に寄与するための主要な道路として計画され、昭和三十三年から着工されている。

以後、自動車社会の到来とともに首都圏の幹線道路となり、その重要性は著しい。昭和五十八年三月までに概ね九八%の用地買収を終了し、すでに

完成道路については使用しているものである。

現在の工事の進行状況は、府中地区については残余〇・九%の道路予定地が埋蔵文化財包蔵地域であり、遺跡調査を行っている。三鷹地区は、東大三鷹グラウンドの用地買収が進展しておらず、この地域を除いた他の用地買収が完了している。

以上の点を考え、次の事項について質問する。

一 この道路の早期完成を願う住民の声は強く、早期完成のために、現在どう取り組んでいるか。

二 三鷹地区の東大三鷹グラウンドについては全く進展がみられないようである。昭和五十三年五月三十一日に東京都と東京大学との協議の上で協力を約束しているようであるが、その後どう取り組んでいるか。

右質問する。

内閣衆質一〇〇第二号
昭和五十八年十月七日
内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福田 一殿
衆議院議員小沢貞孝君提出東京一八王子線の道路促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員小沢貞孝君提出東京一八王子線の道路促進に関する質問に対する答弁書

一及び二について
都市計画道路東京一八王子線の三鷹市及び府中市に係る区間は、東京都が都市計画事業として事業を実施しているところであるが、このうち、三鷹地区の未完成区間一・二キロメートルについては、未買収地の取得に努めるとともに、買収済区間の整備を進めるとしており、また、府中地区の未完成区間〇・九キロメートルについては、遺跡調査が昭和五十八年度中に完了する見込みであり、昭和五十九年度から整備を行うこととして聞いている。

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

朗読を省略した議長の報告

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

朗読を省略した議長長の報告

右答弁する。

日米農産物交渉に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年九月三十日

提出者

寺前 巖

野間 友一

藤田 スミ

衆議院議長 福田 一殿

日米農産物交渉に関する質問主意書

牛肉、オレンジを中心とした日米農産物交渉は、九月中旬の東京での協議に続き、十月上旬にもワシントンでの協議が再開され、十一月のレーガン米大統領の訪日を前に大きなヤマ場を迎えようとしている。

この交渉がどう決着するかは、我が国農業の将来に大きな影響を及ぼすとともに、国民の食生活や地域経済にも密接に関連してくるという点で国民全体が注目しているところである。

今年一月、この問題で内閣に主意書による質問を行ったが、交渉が重要な段階を迎えている今日の時点に立つて、再度以下の点について質問する。

一 交渉に臨むアメリカ側の態度について

アメリカ側は先日の東京交渉で、かきねて「自由化時期の明示」を迫るとともに、牛肉、オレンジの輸入枠拡大案を提案した。その内容は、来年度から高級牛肉で現行枠の六割を、オレンジで三割を毎年増やすよう求めたと伝えられているが、いまもつて公表されていない。日本農業の死活にかかわる問題であり、直ちに公表すべきである。

伝えられるとおりであるとすれば、その内容は、金子農水相が「ムチャクチャだ」(九月十六日閣議後の記者会見)と認めるように、高級牛肉では、来年度の輸入増加量が一万八千トンと過去五年で増加した量一万四千トンを大幅に上回り、オレンジでは、これまで毎年五千トン

ずつ拡大してきたものを来年度だけでも二万五千トン増やすよう迫るもので、我が国の農業生産や農家経済の実態を無視した、とうてい受け入れ難いものである。しかも、アメリカは、自国の食肉輸入規制をおかふりして、日本の牛肉の一元輸入制度の見直しを迫るなど、まったく身勝手な態度をとっている。

このようなアメリカの態度は、対等平等の外交交渉に臨む態度とはとてもいえず、マスコミでも「カサにかかつて我を通そうという恫喝戦法」(朝日九月二十二日)と指摘しているほどである。

政府は、アメリカの高飛車な姿勢を厳しく批判すべきだと考えるがどうか。また、今回の交渉の場で批判したのか、しなかつたのか。

二 交渉に臨む中曽根内閣の基本姿勢について

中曽根首相は、今臨時国会の衆議院予算委員会の場で、日米農産物交渉について「農業を守るといふ線はひらぬが、一方で対米関係があり、これに目を開く段階にきている」とか、「貿易黒字が膨大になっている。……がまんできるところはがまんし、……(アメリカ側と)合理的調整が必要だ」と答弁している。

1 アメリカは、「自由化時期の明示」や「ムチャクチャ」な枠拡大を迫ってきている。このアメリカとの関係に「目を開き」、「合理的調整」をはかるとは具体的にどういうことか。この発言は、結局輸入枠の大幅拡大にならざるを得ないと考えるがどうか。

2 日本の農民は、「自由化はもろん、これ以上の枠拡大は農業の崩壊につながる」として反対運動を全国的に繰り広げている。しかし、中曽根内閣の対米外交姿勢からみて結局は輸入枠の大幅拡大という形で、またしても農民が犠牲にされるのではないかと不安感を抱いている。

政府は、全国の農民の叫びを、「対米関係に目を開く」との名のもとに、無視してもか

まわれないと考えているのか。そうでないというなら、農民の不安を解消するためにも輸入枠拡大も一切応じられないと明言すべきだと考えるがどうか。

3 「対米貿易黒字が拡大している」(中曽根首相、「日本は貿易立国であることも考えなければならぬ」(金子農水相)として、政府は、農産物の市場開放を貿易摩擦の解消策の一つにしようとしている。

しかし、アメリカの要求を受け入れ、農産物の残存輸入制限品目のすべてを自由化したとしても、アメリカの貿易収支の改善は十億ドルにも満たず、対日貿易赤字百二十二億ドルのほんの一部に過ぎないことはアメリカ自身が認めていることである。

そもそも、日米間の貿易摩擦の日本側の最大の原因は、自動車、電機など一部大企業製品の輸出に依存した経済構造にある。もし、真に日本の貿易全体のことを考えるなら、輸出偏重型の日本経済の根本的転換をこそはかるべきだと思うがどうか。

それとも、経団連が、九月二十七日発表し政府に申し入れた「自由貿易体制の維持・強化に関する見解と提言」にあるように、牛肉、オレンジなどの自由化が、中曽根首相のいう「国益を守りつつ、大局的立場に立つた貿易摩擦の解消策と考えているのか。

三 1 東京ラウンドの日米農産物合意(一九七八年)でオレンジの輸入枠が大幅に拡大されたことにより、輸入量は、一九七七年の二万二千四百九十九トンから一九八二年の八万二千四百二十一トンへと三・六七倍になっている。ところが、同期間の国民一人当たりのかんきつ類購入数量は、総理府家計調査によれば、二十・七キログラムから十六・五キログラムへと二割も低下している。そのため、温州みかんは、七九年より今年まで、全国的に

二割減反を余儀なくされたところである。

この五年間のかんきつ類の消費や生産の動向は、輸入量を三・六七倍にも伸ばすような余裕がまったくなかったことを示していると思うが、政府はどう認識しているか。

2 これまでの生産調整にもかかわらず、みかんの過剰傾向は解消されず、来年度から三年間でさらに一割の作付転換が実施されようとしている。しかも、今年は豊作年に当たったため、生産農民は、このままでは価格暴落は避けられないとして、国の援助も得て四十万トンの摘果を実行しているところである。

こうした事態のなかでオレンジの輸入枠をさらに拡大することは、国内の果実生産を一層圧迫し、生産縮小に追い込むことは明らかである。

政府は、前回の質問主意書に対する回答のなかで、「市場開放にあたっては、国内農産物の需給動向を踏まえ……」対処すると述べていたが、今日の温州みかん及びかんきつ類の需給状況をどうみているか。オレンジの輸入枠を増やせる余裕があるか。オレンジの輸入枠を現在の需給状況は、輸入量を減らすべきことを求めているのではないか。

3 先日の日米交渉の直後、政府がグレープフルーツジュースの輸入自由化を決定したと報じられ、かんきつ類の生産農民や関係業者に大きな不安を与えている。

果実飲料に対する需要が停滞し、大量の在庫を抱えているなかで、グレープフルーツジュースの自由化は、かんきつ類の果汁のみならず、リンゴやブドウのジュースをも圧迫し、さらに国内果実生産全体の縮小をもたらすものである。

グレープフルーツジュースの自由化を決定したというの事実か、もし事実でないというなら、このさい、今後一切自由化も枠拡大もしないと明言すべきと考えるがどうか。

四 最近の農産物市場開放措置について

1 政府は、国会の場で農産物の市場開放はしないとなつたが、言明しておきながら、アメリカの圧力の前にそれを何度となく破つてきた。例えば、昨年五月十三日の参議院農林水産委員会では、田沢農水相(当時)は「残存輸入制限品目については、自由化も、この枠拡大もいたしません」と言明しながら、二週間後に三品目の枠拡大を決めている。また、金子農水相も、昨年十二月二十三日衆議院農林水産委員会では「自由化に移行する方針とあるいは枠の拡大等については、これまで以上に強い姿勢で反対をおしきつていく」と言明しながら、その翌日に六品目の枠拡大を決めている。

これは国会軽視もはなはだしき行為と考へるが、政府はこれをどう説明するのか。

2 金子農水相は、今年二月の衆議院農林水産委員会では、六品目の枠拡大は「小さな問題」と答えている。

しかし、六品目の一つ、トマトジュースの枠拡大は、過去の実績の六倍以上に拡大されたこともあり、長野などの主産地で、それを口実として加工トマトメーカーが農家に契約面積の縮小を迫るという形で影響がでている。加工用トマトは水田転作の奨励作物の一つとして地域農業の振興に欠くことのできない重要な役割を果たしている。他の品目も同じである。政府は、これら六品目の枠拡大は現在でも小さな問題であり、国内生産への影響は少ないとみているのか。

右質問する。

内閣衆質一〇〇第五号

昭和五十八年十月七日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員寺前巖君外二名提出日米農産物交渉

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員寺前巖君外二名提出日米農産物交渉に關する質問に対する答弁書

一について

協議の内容については、公表しないということとで日米双方が合意しており、公表することは差し控へたい。

二について

政府としては、適切な経済運営により、貿易の拡大均衡を目指しつつ、經常収支の黒字幅拡大の傾向に適切に対処することにより調和ある対外経済関係を維持し、世界経済の活性化に積極的に貢献していくことが必要と考へ、所要の対策について検討を行っているところである。

農産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が國農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。

牛肉、かんきつ等の輸入の自由化については、我が國の生産事情等からすれば応じ難い諸問題がある。

今後の日米協議等においては、我が國農業の実情及びこれまでの市場開放措置等を相手國側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処していく考へである。

三について

1 東京ラウンドの合意に基づくオレンジの輸入については、国産かんきつ類に対する影響を緩和するため、季節枠の設定等により、国産かんきつ類の非出回期(六月から八月まで)にその過半が輸入されるよう措置しているところである。

2 うんしゅうみかんの生産をめぐる状況は、消費の減退により厳しいものとなつていて、このような状況について相手國側の理解

を得ながら適切に対処していく考へである。

3 グレープフルーツジュースの輸入の自由化を決定したという事実はない。

グレープフルーツジュースの市場開放問題については、関係国との友好関係に留意しつつ、国産かんきつ類の需給動向等を踏まえ適切に対処していく考へである。

四について

昨年行つた農産物の輸入制限の緩和措置については、国内農産物の需給動向等を踏まえ、我が國農業の健全な発展と調和のとれた形で行われるよう十分配慮しつつ、決定したところである。

なお、御質問の農産物六品目については、全国的にみればその生産地域は限られていて、いずれも当該地域の農業の振興上重要な作物と考へている。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る七日、内閣から、衆議院議員河上民雄君提出神戸精糖株式会社の労使紛争に關する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十八年十月二十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員四ツ谷光子君外一名提出私鉄運賃値上げに關する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十八年十一月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

右 国家行政組織法の一部を改正する法律案 国会に提出する。

昭和五十八年三月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「委員会及び」を「府及び省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び」に、「但し」を「ただし、委員会及び庁は」に改める。

第七条第四項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁に改め、」特に必要がある場合においては「を削り、同条第五項中「法律」を「政令」に改め、同条第六項中「法律の範囲内」を削る。

第八条を次のように改める。

〔審議会等〕

第八条 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に關する調査審議、不服審査その他學識経験を有する者等の合議により処理することが適當な事務をつかさどらせるための合議制の機關を置くことができる。

〔施設等機関〕

第八条の二 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

〔特別の機関〕

第八条の三 第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機關を置くことができる。

第十五条第一項中「地方自治法第五十条」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十条」に改める。

朗読を省略した議長の報告 国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

第十七条第一項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁」に改める。

第十七条の二第一項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁」に改め、同条第三項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁」に改め、「別に法律の定めるところにより」を削り、「できる」を「できるもの」とし、その設置は、政令でこれを定める」に改め、同条第四項中「別に法律の定めるところにより」を削り、「できる」を「できるもの」とし、その設置及び職務は、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁にあつては、政令でこれを定める」に改める。

第十九条を削る。

第二十條第一項及び第二項を次のように改める。

委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 官房に長を置くとき、又は局、部若しくは委員会の事務局に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

第二十條第三項中「特に必要がある場合において」を削り、「別に法律で定めるところを除く外、政令の定めるところによらなければならない」を「政令でこれを定める」に改め、同項に後段として次のように加え、同条を第十九条とする。

官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

第二十一条を第二十條とし、第二十二條を第二十一條とし、本則に次の一條を加える。

(行政機関の組織の公示)

第二十二條 政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覽表を官報で公示するものとする。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十五條 当分の間、第七條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき置かれる官房(庁に置かれるものにあつては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁に置かれるものに限る。)及び局の総数の最高限度は、百二十八とする。

附 則

この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織の弾力性を高めるとともに、併せてその基準を一層明確にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出、第九十八回国会案第三九号)
に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織の弾力性を高めるとともに、その基準を一層明確にする等の改正を行おうとするもので、その

主な内容は次のとおりである。

1 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲については政令で定めること。

2 府、省、委員会及び庁には、法律又は政令の定めるところにより、審議会等(学識経験者等の協議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関)及び施設等機関(試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設等)を置くことができるものとすし、また、特に必要がある場合には、法律の定めるところにより特別の機関を置くことができるものとする。

3 庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置かれる次長並びに総括整理職(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁以外の庁に置かれるもの)の設置は政令で定めること。

4 政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覽表を官報で公示するものとする。

5 当分の間、府、省及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁の官房及び局の総数の最高限度は、百二十八とする。

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定めること。

二 議案の修正議決理由

本案は、行政需要の変化に即応した効率的な行政の実現に資するため、国の行政機関の組織の弾力性を高めるとともに、その基準を一層明

確にしようとするもので、その趣旨は、おおむね妥当なものと認めるが、「政令で設置されることとなる官房、局等の組織の新設・改廃状況の国会への報告義務の明定及びこれらの組織及び官房、局の最高限度数の五年後の見直し規定を設ける」ことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「委員会及び」を「府及び省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び」に、「但し」を「ただし、委員会及び庁は」に改める。

第七條第四項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁」に改め、「別に必要がある場合において」を削り、同条第五項中「法律」を「政令」に改め、同条第六項中「法律の範囲内」を削る。

第八條を次のように改める。

(審議会等)

第八條 第三条の各行政機関には、法律の定める

所掌事務の範囲内で、法律又は政令で定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第八条の次に次の二条を加える。

(施設等機関)

第八条の二 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令で定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第十五条第一項中「地方自治法第五十条」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十条」に改める。

第十七条第一項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁」に改める。

第十七条の二第二項中「第三条第三項但書の各庁」を「法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁」に改め、同条第三項中「第三条第三項但書の庁」を「法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁」に改め、「別に法律の定めるところにより」を削り、「できる」を「できるもの」とし、その設置は、政令

でこれを定める」に改め、同条第四項中「別に法律の定めるところにより」を削り、「できる」を「できるもの」とし、その設置及び職務は、法律（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の庁にあつては、政令）でこれを定める」に改める。

第十九条を削る。

第二十條第一項及び第二項を次のように改める。

委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 官房に長を置くとき、又は局、部若しくは委員会の事務局に次長を置くときは、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

第二十條第三項中「特に必要がある場合において」を削り、「別に法律で定めるものを除く外、政令の定めるところによらなければならない」を「政令でこれを定める」に改め、同項に後段として次のように加え、同条を第十九条とする。

官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

第二十一条を第二十條とし、第二十二條を第二十一条とし、本則に次の一条を加える。

(行政機関の組織の公示)

第二十二條 政府は、第七條第五項、同条第七項において準用する場合を含む、第八條、第八條の二、第十七條の二第三項若しくは第四項又は第十九條第二項の規定により政令で設置される組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の

組織の一覽表を官報で公示するものとする。

第二十四條の次に次の一条を加える。

第二十五條 当分の間、第七條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき置かれる官房（庁に置かれるものにあつては、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている庁に置かれるものに限る。）及び局の総数の最高限度は、百二十八とする。

附 則

1 この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

2 政府は、改正後の国家行政組織法第二十二條第一項に規定する組織及び改正後の同法第二十五條に規定する最高限度について、この法律の施行の日から五年を経過した後、速やかに、総合的検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

[別紙]

国家行政組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政財政事情とに鑑み、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏

まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十八年九月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一三四

目次

第一章 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日(第一条)

第二章 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等

第一節 総務府関係(第二十一条—第三十一条)

第二節 法務省関係(第三十二条—第四十二条)

第三節 外務省関係(第四十三条—第四十五条)

第四節 大蔵省関係(第四十六条—第五十七条)

第五節 文部省関係(第五十八条—第七十六条)

第六節 厚生省関係(第七十七条—第九十六条)

第七節 農林水産省関係(第九十七条—第一百二十九条)

第八節 通商産業省関係(第一百八条—第二百二十九条)

第九節 運輸省関係(第二百三十条—第四百四十六条)

第十節 郵政省関係(第四百四十七条—第五百十五条)

第十一節 労働省関係(第五百五十六—第六百六十五条)

第十二節 建設省関係(第六百六十六—第七百七十四条)

第十三節 自治省関係(第七百七十五条—第八百八十三条)

附則

第一章 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日

第一条 国家行政組織法の一部を改正する法律

(昭和五十八年法律第 号)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二章 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等

第一節 総務府関係

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 公正取引委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 私的独占の規制に関すること。

二 不当な取引制限の規制に関すること。

三 不正な取引方法の規制に関すること。

四 独占的地位に係る規制に関すること。

五 一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為についての規制、公正な競争を阻害するおそれがある行為についての規制、事業支配力の過度の集中を防止するための規制その他事業活動の不当な拘束の規制に関し、事業活動及び経済実態の調査を行い、又は経済法令等の調整を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

第三十五条第一項中「を附置し、事務局長の外、所要の職員」を削り、同条第四項中「第一項を「事務局」に改める。

第三十五条の二から第三十五条の五までを削り、第三十五条の六第一項を次のように改める。

公正取引委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

第三十五条の六第二項中「位置」を「名称、位置」に改め、「これを」を削り、同条を第三十五条の二とし、第三十五条の七を第三十五条の三とする。

(公害等調整委員会設置法の一部改正)

第三条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、「を行うこと」を削り、同条を同条第四号とする。

第十九条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とする。

(宮内庁法の一部改正)

第四条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第九条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

8 京都事務所の位置及び内部組織は、総務府令で定める。

第七条及び第八条を削り、第六条を第十一条とし、第二条から第五条までを五条ずつ繰り下げ、第一条の七及び第一条の八を削り、第一条の六第二号中「及び翻訳」を削り、同条を第六条とし、第一条の五を第五条とし、第一条の四を第四条とし、第一条の二及び第一条の三を削り、第一条の次に次の二条を加える。

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 皇室制度の調査に関すること。

二 行幸啓に関すること。

三 賜与及び受納に関すること。

四 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。

五 御璽國璽を保管すること。

六 側近に関すること。

七 皇族に関すること。

八 儀式に関すること。

九 交際に関すること。

十 雅楽に関すること。

十一 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。

十二 陵墓に関すること。

十三 圖書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関すること。

十四 皇室用財産を管理すること。

十五 供進及び調理に関すること。

十六 皇室の車馬に関すること。

十七 皇室の衛生に関すること。

十八 正倉院宝庫及び正倉院宝物に関すること。

十九 御料牧場に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、宮内庁に属させられた事務

第三条 宮内庁に、長官官房及び部のほか、内部部局として侍從職、東宮職及び式部職を置く。

(北海道開発法の一部改正)

第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条から第十一条までを二条ずつ繰り上げ、第十二条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(北海道開発局の位置及び組織)

第十一条 北海道開発局の位置及び組織は、政令で定める。

(開発建設部)

第十二条 北海道開発局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、開発建設部を置くことができる。

2 開発建設部の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、総務府令で定める。

第十三条の前の見出し及び同条から第十六条までを削り、第十七条を第十三条とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

第六条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六

十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条—第九条)

第二節 本庁

第一款 内部部局(第十条—第十六条)

第二款 施設等機関(第十七条—第二十条)

第三款 特別の機関(第二十一条—第三十二条)

第四款 職員(第三十三条—第三十八条)

第五款 防衛施設庁

第一款 通則(第三十九条—第五十一条)

第二款 地方支分部局(第五十二条—第五十七条)

第三款 職員(第五十八—第六十一条)

第四款 職員(第五十九—第六十一条)

第三章 国防会議(第六十二条—第六十三条)

附則

第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とする。

第五号各号列記以外の部分中「この法律」を「前条に、」を「基づく」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「装備品、船舶、航空機及び食糧その他の物品(以下「装備品等」と総称する。))並びに」を「「装備品等及び」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第五号から第十号までを削り、第十一号を第三号とし、第十二号を削り、同条第十三号中「我が国」を「我が国」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第十四号から第十八号までを九号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第二十号を第十一号とし、第二十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加

える。

十三 装備品等についての調査及び研究に

関連する技術的な調査及び研究の委託を受

け、これを実施すること。

第五号第二十二号中「条約に基づいて日本国

にある外国軍隊(以下「駐留軍」という。))を「駐

留軍」に改め、同号を同条第十四号とし、同条

第二十三号中「日本国とアメリカ合衆国との間

の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施

設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の

地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」とい

う。))第十五条第一項(以下「諸機関」という。))

第四十七号において「諸機関」という。))を「諸機

関」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第

二十四号を同条第十六号とし、同条第二十五号

中「日本国における国際連合の軍隊の地位に関

する協定(以下「国連軍協定」という。))を「国連

軍協定」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を

同条第十七号とし、同条第二十六号中「行なう」

を「行う」に改め、同号を同条第十八号とし、同

条第二十七号を同条第十九号とし、同条第二十

八号中「特別調達資金設置令(昭和二十六年政令

第二百五号)第一条に規定する特別調達資金以下

第四十四号において「特別調達資金」とい

う。))を「特別調達資金」に、「行なう」を「行う」

に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十

九号中「駐留軍及び相互防衛援助協定に規定す

るアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂

行する同国政府の職員(以下「駐留軍等」とい

う。))を「駐留軍等」に、「行なう」を「行う」に改

め、同号を同条第二十一号とし、同条第三十号

中「昭和三十三年法律第五十八号」を削り、同

号を同条第二十二号とし、同条第三十一号中

「昭和三十六年法律第二百十五号」を削り、同

号を同条第二十三号とし、同条第三十二号中

「昭和四十七年法律第三十三号」を削り、同号

を同条第二十四号とし、同条第三十三号中「基

く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、

同号を同条第二十五号とし、同条を第六号と

し、第四号の次に次の一条を加える。

(防衛庁の所掌事務)

第五号 防衛庁の所掌事務は、次のとおりとす

る。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定す

る自衛隊をいう。以下同じ。))の行動に関す

ること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

の組織、定員、編成、装備及び配置に関す

ること。

四 前三号の事務に必要な資料及び情報の収

集整理に関すること。

五 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人

事に関すること。

六 職員の補充及び福利厚生に関すること。

七 礼式、表彰及び服制並びに職員の給与に

関する制度に関すること。

八 職員の教育訓練に関すること。

九 職員の保健衛生に関すること。

十 経費及び収入の予算及び決算並びに会計

及び会計の監査に関すること。

十一 所掌事務に係る施設の取得、維持、管

理及び使用に関すること。

十二 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機

及び食糧その他の物品(以下「装備品等」と

いう。))の調達、補給、維持及び管理並びに

役務の調達に関すること。

十三 装備品等の規格の統一及び研究開発に

関すること。

十四 前号の研究開発に関連する技術的調査

研究、設計、試作及び試験の委託に基づく

実施に関すること。

十五 特別調達資金(特別調達資金設置令(昭

和二十六年政令第二百五号)第一条に規定

する特別調達資金をいう。次条において同

じ。))の経理に関すること。

十六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約第六条に基づく施設

及び区域並びに日本国における合衆国軍隊

の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」

という。))第十八条及び日本国における国際

連合の軍隊の地位に関する協定(次条にお

いて「国連軍協定」という。))第十八条の規定

に基づく請求の処理に関すること。

十七 合衆国軍協定第十八条第五項(四)の規定

により同項の他の規定の適用を受けない損

害の賠償の請求についてのあつせんその他

必要な援助に関すること。

十八 相互防衛援助協定第七条第二項の規定

に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資

金の提供に関すること。

十九 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規

定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に

供する物品及び役務(労働を除く。))の調達

提供及び管理に関すること。

二十 条約に基づいて日本国にある外国軍隊

(以下「駐留軍」という。))のための物品及び

役務(工事及び労働を除く。))の調達に関す

ること。

二十一 駐留軍から返還された物品の管理、

返還及び処分に関すること。

二十二 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定

するアメリカ合衆国政府の責務を本邦にお

いて遂行する同国政府の職員(以下「駐留軍

等」という。))による又はそのための物品及

び役務の調達に関する契約から生ずる紛争

の処理に関すること。

二十三 連合国占領軍等の行為等による被害

者等に対する給付金の支給に関する法律

(昭和三十六年法律第二百十五号)の規定に

よる給付金に関すること。

二十四 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の

適用の特別措置等に関する法律(昭和四十

七年法律第三十三号)第三条の規定による

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一三六

見舞金に關すること。

二十五 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に關すること。

二十六 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に關すること。

二十七 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に關すること。

二十八 自衛隊法第五十五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

二十九 防衛施設周辺の生活環境の整備等に關する法律(昭和四十九年法律第一号)第三條から第九條までの規定による措置及び同法第十三條第一項の規定による損失の補償に關すること。

三十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に關する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)による駐留軍用地等に關する各筆の土地の位置境界の明確化等に關すること。

三十一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)第一條の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

三十二 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)第一條第一項の規定による損失の補償に關すること。

三十三 所掌事務に係る施設の建設工事の実施に關すること。

三十四 防衛の用に供する施設の工事に關する調査及び研究に關すること。

三十五 駐留軍等及び諸機関(合衆国軍協定第十五條第一項(四)に規定する諸機関をいう。次条において同じ。)のために勤務に服する者(以下この条において「駐留軍等勤務者」という。)の雇入れ、提供、解雇及び勤務管理に關すること。

三十六 駐留軍等勤務者の給与に關すること。

三十七 駐留軍等勤務者の福利厚生に關すること。

三十八 駐留軍関係職員等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定による特別給付金に關すること。

三十九 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

四十 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づき命令を含む。)に基づき防衛庁に属させられた事務

第九條第一項中「十人以内」を削り、同条に次の一項を加える。

3 参事官の定数は、政令で定める。

第十條から第十三條までを次のように改める。

(内部部局の所掌事務)

第十條 内部部局の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第五條第一号に掲げる事務に關する基本及び調整に關すること。

二 第五條第二号及び第三号に掲げる事務に關する基本に關すること。

三 前二号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

四 第五條第五号、第七号及び第十号に掲げる事務

五 第五條第六号、第八号、第九号、第十一号から第十三号まで及び第二十八号に掲げる事務に關する基本に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの(長官官房及び局)

第十一條 本庁に、長官官房を置くほか、国家行政組織法第七條第五項の政令で定めるところにより、局を置く。

2 長官官房に、官房長を置く。

3 官房長及び局長は、参事官をもつて充てらる。

第十二條及び第十三條 削除

第十四條から第十六條まで、第十七條の前の見出し及び同条並びに第二章第二節第二款の款名及び同節第三款の款名を削り、第十八條に見出しとして「(内部部局の職員)」を付し、同条第一項中「長官官房及び各局」を「内部部局」に改め、同条第四項中「長官官房又は各局」を「内部部局」に、「第二十條第三項」を「第十九條第三項」に改め、同条を第十四條とし、第十九條を第十五條とし、第二十條を第十六條とし、同条の次に次の一款及び款名を加える。

第二款 施設等機関

(防衛大学校)

第十七條 本庁に、防衛大学校を置く。

2 防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。)となるべき者を教育訓練する機関とする。

3 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に關する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに關する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。

4 防衛大学校は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が第二項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

5 防衛大学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(防衛医科大学校)

第十八條 本庁に、防衛医科大学校を置く。

2 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

3 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」という。)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に關する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに關する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に關する教育訓練を行う。

4 第二項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

5 第二項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項に規定する者とする。

6 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の教員の資格の例による。

7 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項については、総理府令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設備、編制その他に關する設置基準が定められている事項については、当該基準の例による。

(防衛医科大学校卒業生の医師国家試験受験資格)

第十九條 防衛医科大学校卒業生は、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一條の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

(学生)

第二十條 防衛大学校の学生(第十七條第二項の教育訓練を受けている者をいう。)及び防衛医科大学校の学生(第十八條第二項の教育訓練を受けている者をいう。)の員数は、防衛庁

の職員の見出しを「(幕僚副長)」に改め、

第三款 特別の機関

第二十四条の見出しを「(幕僚副長)」に改め、同条第二項中「(以下単に「幕僚副長」という。)」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十六條第二項中「行なう」を「行う」に、「統合幕僚学校」を「統合幕僚會議に附置する機関」に改める。

第二十八條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を削り、同条第六項中「事務局の」の下に「所掌事務及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十八條の二の見出しを「(統合幕僚會議に附置する機関)」に改め、同条中第一項及び第三項から第六項までを削り、同条第二項中「統合幕僚學校は」を「統合幕僚會議に、政令で定めるところにより」、「行なう」を「行う」に、「機関とする」を「機關を附置する」に改め、同項を同条とする。

第二章第二節第四款の款名及び第三十條並びに同節第五款の款名及び第三十一條から第三十三條の三までを削る。

第三十四條中第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

技術研究本部の位置は、總理府令で定める。

第三十四條第二項中「委託により」を「委託を受け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第三十條とする。

本庁に、技術研究本部を置く。

第三十五條を削り、第三十六條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本庁に、調達実施本部を置く。

第三十六條に次の一項を加え、同条を第三十一條とする。

4 調達実施本部の位置は、總理府令で定め

る。

第三十七條を第三十二條とし、第三十七條の二及び第三十八條を削り、第二章第二節に次の一款を加える。

第四款 職員

(施設等機關等の職員)

第三十三條 本庁に置かれる施設等機關及び特別の機關に、自衛官、事務官、技官、教官その他の所要の職員を置くことができる。

第三十四條から第三十八條まで 削除

第四十一條の見出し中「及び権限」を削り、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削る。

第二章第三節第二款の款名及び同節第三款の款名を削り、第四十二條から第五十一條までを次のように改める。

(防衛施設庁の所掌事務)

第四十二條 防衛施設庁は、第五條第五号から第十一号まで及び第十五号から第四十号までに掲げる事務をつかさどる。

(防衛施設庁の権限)

第四十三條 防衛施設庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六條第一号、第三号、第十一号、第十二号及び第十四号から第二十五号までに掲げる権限を行使する。

(委任規定)

第四十四條 防衛施設庁長官の権限で第五條第三十五号から第三十八号までに掲げる事務に係るものは、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第四十五條から第五十一條まで 削除

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

(名称、位置、管轄区域及び組織)

第五十四條 防衛施設局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十五條 削除

第二章第三節第四款を第二款とし、第五款を第三款とする。

第六十一條第一項中「防衛施設庁の總務部に置かれる調停官及び防衛施設庁の勞務部に勤務する職員(以下この条において「調停官等」という。並びに自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審査會及び防衛施設地方審査會の委員(以下この条において「審査會等の委員」という。))」を「防衛庁に置かれる審査會、審査會その他の合議制の機關で政令で定めるところの委員(以下この条において「審査會等の委員」という。))及び第五條第二十二号又は第三十五号から第三十八号までに掲げる事務に従事する職員で政令で定めるもの(以下この条において「調停職員等」という。))」に改め、同条第二項中「調停官等」を「審査會等の委員(防衛施設庁に置かれる前項の政令で定めるところの委員に限る。))及び調停職員等」に改め、「防衛施設庁長官の下に」又はその委任を受けた者を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「調停官等及び審査會等の委員」を「審査會等の委員及び調停職員等」に改める。

(國家公務員法の一部改正)

第七條 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十六号を次のように改める。

十六 防衛庁の職員(防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第六十一條第一項に規定する審査會等の委員及び調停職員等で、人事院規則で指定するものを除く。)

(日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第八條 日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關

する協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「防衛施設中央審査會」を「政令で定める審査會」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第九條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第三十三條第一項」を「第七條第二項」に、「第三十三條の二第一項」を「第十八條第二項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「統合幕僚會議及び附屬機關(自衛隊離職者就職審査會を除く。))」を「防衛大學校、防衛医科大學校、統合幕僚會議、技術研究本部、調達実施本部その他の機關(政令で定める合議制の機關を除く。))」に、「總務部に置かれる調停官、勞務部及び附屬機關」を「政令で定める合議制の機關並びに防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第五條第二十二号又は第三十五号から第三十八号までに掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるところ」に改め、同条第五項中「防衛施設庁の總務部に置かれる調停官、防衛施設庁の勞務部に勤務する職員並びに自衛隊離職者就職審査會、防衛施設中央審査會及び防衛施設地方審査會の委員」を「第一項の政令で定める合議制の機關の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員」に改める。

第五條第一項中「附屬機關(自衛隊離職者就職審査會を除く。第百條の二において同じ。))」を「防衛大學校、防衛医科大學校、技術研究本部、調達実施本部その他の政令で定める機關」に改める。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一三八

第三十三条中「(昭和二十九年法律第六十四号)第三十三条第一項」を「第十七条第二項」に、「第三十三条の二第一項」を「第十八条第二項」に改める。

第四十八条第一項中「第三十三条第一項」を「第十七条第二項」に、「第三十三条の二第一項」を「第十八条第二項」に、「見込」を「見込み」に改める。

第六十二條第四項中「行ない」を「行い」に、「行なわぬ」を「行わない」に、「自衛隊離職者就職審査会」を「政令で定める審査会」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第六十四条の二中「第三十三条の二第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第一百条の二第一項中「附属機関」を「防衛大学校、防衛医科大学校その他の文教研修施設、技術研究本部若しくは調達実施本部」に改める。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)
第十一條 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「第四十七條第三号」を「第五條第三十七号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)
第十二條 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「防衛施設中央審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正)
第十三條 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の

一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「沖縄位置境界明確化審議会」を「沖縄総合事務局に置かれる政令で定める審議会」に、「那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会」を「沖縄県の区域を管轄する防衛施設局に置かれる政令で定める審議会」に改める。

第二十三條第一項及び附則第二項中「那覇防衛施設局長」を「沖縄県の区域を管轄する防衛施設局長」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)
第十四條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第五條から第十條までを削り、第四條各号列記以外の部分中「この法律を」前条に、「左に」を次に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十三号の二を第二号とし、同条第十三号の三中「行なり」を「行い」に改め、同条を同条第三号とし、同条第十四号を第四号とし、第十五号を第五号とし、第十六号を第六号とし、同条第十七号中「第十三号の二、第十三号の三」を「第二号、第三号」に改め、同条を同条第七号とし、同条第十八号を同条第八号とし、同条第十九号中「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同条を同条第九号とし、同条を第五号とする。

第三條の次に次の一条を加える。

(所掌事務)
第四條 企画庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 貿易、外国為替及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

合調整に関すること。

四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

五 外国投資家の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

六 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関すること。

七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

八 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

九 一般消費者の保護に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十 生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十一 物価に関する基本的な政策の企画立案に関すること。

十二 物価に関する基本的な政策に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関すること。

十三 長期経済計画の策定に関すること。

十四 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案及び実施に関する総合調整に関すること。

十五 総合国力の分析及び測定に関すること。

十六 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。

十七 海外経済協力基金、国民生活センター及び総合研究開発機構に関すること。

するものを除く。)の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

十九 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。

二十 経済統計の作成及び整備に関すること。

二十一 経済構造及び研究循環の基礎的な調査及び研究に関すること。

二十二 国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。

二十三 前二号に掲げるもののほか、経済に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき、企画庁に属せられた事務

第一條を第六條とし、第十一條の二の前の見出し及び同条を削り、第十二條に見出しとして「審議会」を付し、同条を第七條とし、同条の次に次の二條を加える。

(国民生活審議会)
第八條 本庁に、国民生活審議会を置く。

2 国民生活審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国民生活の安定及び向上に関する基本的な政策及び計画等に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項につき内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べる。

3 前項に定めるもののほか、国民生活審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国民生活審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

(審議会等の委員等)
第九條 企画庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

第十三條から第十四條までを削る。

(消費者保護基本法の一部改正)
第十五条 消費者保護基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「附属機関として」を削る。
第十九条第七項中「経済企画庁国民生活局」を「経済企画庁」に改める。

第二十条中「第十四条」を「第八条」に、「行なう」を「行」に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十六条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(所掌事務)

第四条 科学技術庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 科学技術(原子力の研究、開発及び利用(大学における研究に係るものを除く。))を含む。第五号、第六号及び第十六号並びに次条第四号を除き、以下同じ。に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。

二 科学技術に關する制度一般の企画及び立案に關すること。

三 關係行政機關の科学技術に關する事務の総合調整に關すること。

四 關係行政機關の試験研究機關の科学技術に關する經費及び關係行政機關の科学技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する經費の見積りの方針の調整に關すること。

五 科学技術及び原子力利用(原子力の研究、開発及び利用をいう。以下同じ。に關する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に關すること。

六 科学技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

七 發明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に關すること。

八 技術士に關すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料の頒布及び刊行に關すること。

十 所掌事務に關する啓発に關すること。

十一 資源の総合的利用のための方策一般に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

十二 資源の総合的利用に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。

十三 前二号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。

十四 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験に關すること。

十五 超高純度非金屬無機物質その他これに類する材質の創製に關する研究に關すること。

十六 防災科学技術(天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに關する科学技術をいう。以下同じ。に關する研究及び試験(多数部門の協力を要する総合的なもの及び各種研究に共通する基礎的なものに限る。並びに研究者及び技術者の養成訓練(他の行政機關の所掌に屬するものを除く。))並びに防災科学技術に關する研究及び試験のため必要な施設及び設備(關係行政機關に重複して設置することが多額の經費を要するため適当でない)と認められるものに限る。の供用に關すること。

十七 航空技術又は宇宙科学技術の向上を図るため必要な研究及び試験(關係行政機關に重複して設置することが多額の經費を要するため適当でない)と認められるものに限る。の供用に關すること。

するため適当でない)と認められる施設及び設備を必要とするものに限る。並びにこれらの施設及び設備の供用に關すること。

十八 宇宙の利用の推進に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

十九 關係行政機關の試験研究機關の原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下この号及び第二十五号において同じ。に關する經費及び關係行政機關の原子力利用に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する經費の配分計画に關すること。

二十 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。

二十一 原子力損害の賠償に關すること。

二十二 放射性同位元素の利用の推進に關すること。

二十三 原子力利用に伴う障害防止に關すること。

二十四 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。

二十五 原子力利用に關する研究者及び技術者並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に關する技術者の養成訓練に關すること。

二十六 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に關する調査研究に關すること。

二十七 第一号から第五号まで、第十九号から前号まで及び第三十号に掲げるもののほか、原子力利用に關し他の行政機關の所掌に屬しない事務に關すること。

二十八 放射性降下物による障害の防止に關し關係行政機關が講ずる対策の総合調整に關すること。

二十九 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること。

三十 日本原子力研究所、日本科学技術情報

センター、理化学研究所、新技術開発事業団、日本原子力船研究開発事業団、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団に關すること。

三十一 海洋科学技術センターに關すること。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。))に基づき科学技術庁に属させられた事務

(権限)

第五条 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。))に従つてなされなければならない。

一 科学技術に關する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

二 關係行政機關の科学技術に關する事務の総合調整を行うこと。

三 關係行政機關の試験研究機關の科学技術に關する經費及び關係行政機關の科学技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する經費の見積りの方針の調整を行うこと。

四 科学技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

五 發明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施を推進すること。

六 技術士試験を行い、並びに技術士及び技術士補を登録すること。

七 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)に基づいて、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

八 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一四〇

九 資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

十 宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

十一 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を許可すること。

十二 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十三 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を許可すること。

十四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)に基づいて、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定試験機関及び指定講習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

十五 放射性同位元素又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十六 原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

十七 放射性降下物による障害の防止に関し、関係行政機関が講ずる対策の総合調整を行うこと。

十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき科学技術庁に属せられた権限

第六条から第十条までを削り、第十一条を第六条とし、第十二条の前の見出しを「科学審議官」に改め、同条を第七条とし、第十三条から

第二十一条までを削り、第二十二条中「科学技術庁」の下に「原子炉に関する規制に関する事務その他の科学技術庁の所掌事務の一部を分掌させるため」を加え、「水戸原子力事務所」を「政令で定めるところにより、原子力事務所」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(審議会等の委員等)

第九条 科学技術庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるところは、内閣総理大臣が任命する。

第二十三条を削る。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正)

第十七条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十三年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

(宇宙開発委員会設置法の一部改正)

第十八条 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十九条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中、「附属機関として」を削り、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第六号の二を削り、同条第七号中「自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)」を「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)」、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)、温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)に改め、同条第十三号から第十四号の二までを削り、同条第十五号中「第六号の二」を「第七号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十六号中「昭和四十三年法律第九十七号」の下に「騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)」、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)及び悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十七号中「昭和四十五年法律第百三十八号」の下に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)」、工業用水法(昭和四十一年法律第百四十六号)、建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百号)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十八号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十六号とし、第二十三号から第二十五号までを六号ずつ繰り上げ、同条第二十六号中「昭和四十八年法律第百十一号」の下に「及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)」を加え、同号を同条第二十号とし、同条第二十六号の二を削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十七号の二を削り、同条第二十八号中「第十六号」を「第十四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十九号を第二十三号とし、第三十号を削り、第三十一号を第二十四号とし、同条第三十二号中「環境庁の所掌行政に關し職員等の養成及び訓練」を「政令で定める文教研修施設において所管行政に関する研修」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第三十三号を削り、同条第三十四号中

「を行なうこと。」を削り、同号を同条第二十六号とする。

第五条の前の見出し並びに同条及び第五条の二を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十一号までを削る。

(公害対策基本法の一部改正)

第二十一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「附属機関」を「特別の機関」に改める。

第二十六条第七項中「環境庁長官官房」を「環境庁」に改める。

第二十七条第一項中「附属機関として」を削る。

第二十八条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

(公害健康被害補償法の一部改正)

第二十一条 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五条を次のように改める。

第二百二十五条 削除

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二十三条 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「附属機関として」を削る。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十四条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

(環境庁設置法の一部改正)

4 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第十五号中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)」を

「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十八年法律第 号)」に改める。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第二十五条 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条を削り、同条第九号中「を行なうこと」を削り、同条を同条第八号とする。

第五十条を削り、第六十条を第五号とする。

第七十条を削り、第八十条を第六号とする。

第九号第一項中「第九号」を「第八号」に改め、同項第二号中「地方支分部局」を「地方支分部局その他の地方行政機関(以下「地方支分部局等」という。))」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)第四号第七号、第百十号及び第百十二号に掲げる事務、同条第百十六号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第百十七号に掲げる事務(民有林野に係るもの(国営に係る森林治水事業の実施に関するものを除く。))に限る。、同条第百十八号に掲げる事務(国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関するものを除く。)、同条第百二十号及び第百二十一号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。)、同条第百二十三号に掲げる事務(林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る。)、同条第百二十四号に掲げる事務(民有林野に係るものに限る。))並びに同条第百二十八号、第百二十九号、第百三十四号から第百三十六号まで、第百三十八号、第百四十号、第百四十二号から第百四十五号まで、第百四十八号から第百五十五号まで及び第百五十七号に掲げる事務

第九号第二項中「地方支分部局」を「地方支分部局等」に改め、同条を第七号とする。

第十号第一項中「地方支分部局」を「地方支分部局等」に改め、同条を第七号とする。

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

部局等」に改め、同条を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第十二号を削る。

第十三条第二項中「組織」を「内部組織」に改め、同条を第十号とする。

附則第三条第二項を削り、同条第三項中「第九号第一項各号」を「第七号第一項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(国土庁設置法の一部改正)

第二十六条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四号第五号中「行ない」を「行い」に改め、同条第六号、第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第十二号から第十四号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同条第十五号中「昭和三十三年法律第九十八号」の下に「及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)」を加え、同条第十六号中「(昭和三十四年法律第七十七号)」の下に「及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十三年法律第百四十四号)」を加え、同条第十七号から第十九号までを削り、同条第二十号中「昭和三十八年法律第百五十二号」の下に「地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)及び不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律(昭和四十五年法律第十五号)」を加え、同条を同条第十七号とし、同条第二十一号を削り、第二十一号の二を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、同条第二十三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二十五号中「同条第二十四号を削り、同条第二十五号中「を行なうこと」を削り、同条を同条第二十一号とする。

第八号中「附属機関として」を削り、同条を第六号とする。

第九号第一項中「第四条第二十二号」を「第四条第十九号」に改め、同条を第七号とし、第十号を削る。

(東北開発株式会社法の一部改正)

第二十七条 東北開発株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ」を削る。

(水資源開発促進法の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「附属機関として」を削る。

一 水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百七号)第六号第一項

二 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第三十六号第一項

(災害対策基本法の一部改正)

第二十九条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二号第三号中「第八号第一項」を「第八号から第八号の三まで」に改める。

第二十四号第一項及び第百七条第一項中「第八号」を「第八号の三」に改める。

(地価公示法の一部改正)

第三十条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十号を次のように改める。

第二十号 削除

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第三十一条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項中「第八号」を「第八号の三」に改める。

第二節 法務省関係

(法務省設置法の一部改正)

第三十二条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に項番号を付する。

第二条第二号中「行刑」を「矯正」に改める。

第三条から第十一号までを次のように改める。

第三条 法務省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。))に従つてなされなければならない。

一 皇統譜本の保管に関する事項

二 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

三 司法試験に関する事項

四 司法制度に関する法令案の作成に関する事項

五 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項

六 法務に関する統計に関する事項

七 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に関する事項

八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

九 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第九号第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事項

十 民事に関する法令案の作成その他民事に関する事項

十一 検察事務及び検察庁に関する事項

十二 犯罪人の引渡し及び国際捜査共助に関する事項

十三 犯罪捜査の科学的研究に関する事項

十四 司法警察職員の教養訓練に関する事項

十五 刑事に関する法令案の作成、犯罪の予防その他刑事に関する事項

十六 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他矯正に関する事項

十七 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一四二

- 二十七年法律第二百八十六号)により監置に処せられた者に関する事項
十八 恩赦に関する事項
十九 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
二十 不定期刑の終了及び退院に関する事項
二十一 保護観察に関する事項
二十二 保護司及び更生保護事業に関する事項
二十三 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
二十四 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究所の他更生保護に関する事項
二十五 民事に関する争訟に関する事項
二十六 行政に関する争訟に関する事項
二十七 人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項
二十八 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
二十九 人権擁護委員に関する事項
三十 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
三十一 出入国の管理に関する事項
三十二 本邦における外国人の在留に関する事項
三十三 難民の認定に関する事項
三十四 外国人の登録に関する事項
三十五 刑事政策に関する総合的な調査研究並びに前条第十号に規定する研修、研究及び調査に関する事項
三十六 政令で定める文教研修施設における所掌事務に関する研修に関する事項
三十七 破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する事項
三十八 前各号に掲げるもののほか、他の機関に属しない法務に関する事項及び法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき法務省に属させられた事項

- 第四条 法務省に、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第一項の規定による監獄として刑務所、少年刑務所及び拘置所を置く。
2 法務大臣は、必要と認めるときは、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を置くことができる。
3 刑務所、少年刑務所及び拘置所並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第五条 法務省に、少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第一条及び第十六条の規定による少年院及び少年鑑別所を置く。
2 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。
3 少年院及び少年鑑別所並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第六条 法務省に、婦人補導院法(昭和三十三年法律第七十七号)第一条の規定による婦人補導院を置く。
2 法務大臣は、必要と認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
3 婦人補導院及び分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第七条 法務省に、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)の規定により退去を強制される者を一時収容する機関として、入国者収容所を置く。
2 入国者収容所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第八条 法務省に、第三条第七号から第九号まで及び第二十五号から第三十号までの事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。
2 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域並びに法務局の内部組織は、政令で定

- める。
3 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
4 法務大臣は、必要と認めるときは、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。
5 地方法務局の内部組織並びに法務局又は地方法務局の支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令で定める。
6 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一項又は第四項の規定による事務を分掌するほか、他の法令によりその権限に属させられた事務をつかさどる。
第九条 法務省に、第三条第十六号及び第十七号の事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営管理を図るため、矯正管区を置く。
2 矯正管区の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
第十条 法務省に、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第十二条の事務をつかさどらせるため、地方更生保護委員会を置く。
2 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
3 前項に定めるもののほか、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。
第十一条 法務省に、犯罪者予防更生法第十八条の事務をつかさどらせるため、保護観察所を置く。
2 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
3 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。

- 4 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第十二条 法務省に、第三十一条から第三十三号までの事務を分掌させるため、地方入国管理局を置く。
2 地方入国管理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
3 地方入国管理局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。
4 前項に定めるもののほか、地方入国管理局の内部組織は、法務省令で定める。
5 法務大臣は、必要と認めるときは、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所を置き、地方入国管理局の事務を分掌させることができる。
6 地方入国管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
7 地方入国管理局の支局の内部組織並びに地方入国管理局の出張所又は支局の出張所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
第十三条から第十三条の十一までを削る。
第十三条の十二中「(検察庁法)の下に」(昭和二十二年法律第六十一号)を加え、同条を第十三条とする。
第十三条の十三を第十三条の二とし、第十三条の十四を第十三条の三とし、第十三条の十五を第十三条の四とし、第十三条の十六を第十三条の五とする。
別表一から別表五までを削る。
(公安審査委員会設置法の一部改正)
第三十三条 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に

四三

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一四四

(外務省の所掌事務)

第四條 外務省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 条約書その他の外交文書を保管すること。
- 二 外交史料を編纂すること。
- 三 外交上の文書及び電信を接受し、及び発送すること。
- 四 外交官及び領事官の派遣及び接受その他の儀典に関すること。
- 五 外国人に対して栄典を授与すること及び外国勲章又は外国記章を日本人が受領することに關しあつせんを行うこと。
- 六 総合的な外交政策の企画立案に関すること。
- 七 外国に關する調査を行うこと。
- 八 國際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に関すること。
- 九 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。
- 十 海外における邦人の身分關係事項に関すること。
- 十一 日本と外国にわたる身分關係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が発給した文書の証明に関すること。
- 十二 旅券の発給その他海外渡航に関する必要な措置に関すること。
- 十三 査証に関すること。
- 十四 海外移住に関する事務處理のための企画立案に関すること。
- 十五 海外移住に関するあつせん、保護、促進その他必要な措置に関すること。
- 十六 海外移住に関する關係行政機關の事務の連絡調整に関すること。
- 十七 國際協力事業団及び國際交流基金を監督すること。
- 十八 諸外国に關する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

十九 諸外国に關する政務の處理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

二十 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に關する整理事務を行うこと。

二十一 邦人の引揚げに關すること。

二十二 在外公館等借入金金の審査確認事務を行うこと。

二十三 通商航海に關する利益を保護し、及び増進すること。

二十四 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に關すること。

二十五 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

二十六 經濟協力に關する協定に關すること。

二十七 賠償に關する條約その他の國際約束の実施に關すること。

二十八 經濟協力に關する國際機關との協力に關すること。

二十九 本邦からの海外投資に關する利益を保護し、及び増進すること。

三十 國際經濟協力事情の調査並びにこれに關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

三十一 第二十六号から前号までに掲げるもののほか、外交政策上の經濟協力に關すること。

三十二 條約その他の國際約束の締結に關すること。

三十三 國際法及び涉外法律事項に關すること。

三十四 國際連合に關すること。

三十五 國際連合憲章第五十七條に規定する專門機關その他の國際機關に關すること。

三十六 原子力の平和的利用に關する國際協力に關すること。

三十七 國際會議への参加及び國際行政に關すること。

三十八 外交政策及び國際情勢の対内報道並びに外交政策及び國內情勢の對外報道に關すること。

三十九 國際情勢及び外交問題に關する國內における広報並びに日本事情及び外交政策に關する海外に對する広報に關すること。

四十 前二号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び研究に關すること。

四十一 文化交流を目的とする國際約束に關すること。

四十二 國際文化団体との協力に關すること。

四十三 日本文化の海外への紹介その他各國との文化交流に關すること。

四十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

四十五 南極地域の動物相及び植物相の保存に關する法律(昭和五十七年法律第五十八号)の施行に關すること。

四十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき外務省に屬させられた事務

第六條第四項から第九項までを削る。

第七條から第十三條までを削る。

第三章を削る。

第四章 在外公館を削る。

第二十二條第一項中「外務省の機關として」を「外務省に」に改め、同條を第七條とし、同條の前に次の章名を付する。

第二章 特別の機關

第二十三條中「本省」を「外務省」に、「且つ」を「かつ」に、「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同條を第八條とし、第二十

四條から第二十八條までを十五條ずつ繰り上げ

る。

第二十九條中「外務公務員法」の下に「(昭和二十七年法律第四十一号)」を加え、第五章中同條を第十四條とし、第三十條を削り、同章を第三章とする。

第六章中第三十一條を第十五條とし、同章を第四章とする。

附則第三項中「第二十二條第二項に定めるものの外」を「第七條第二項に定めるもののほか」に改める。

(外務公務員法の一部改正)

第四十四條 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條」を「第十六條の二」に改める。

第十五條中「外務省研修所」を「政令で定める文教研修施設」に改める。

第十七條第一項中「外務人事審議會(以下「審議會」という。)を「審議會」に改め、第六章中同條の前に次の一條を加える。

(外務人事審議會)

第十六條の二 外務省に、外務人事審議會(以下「審議會」という。)を置く。

審議會は、この法律及び他の法令に基づいてその権限に屬させられた事項をつかさどる。

審議會は、外務公務員の給与その他勤務條件に關し必要な資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に應じてその意見を答申することができる。

審議會は、委員五人で組織する。

委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人及び學識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

前各項に規定するもののほか、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に動

務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正

第四十五条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号及び同条第三項中「第二十五条第四項」を「第十条第四項」に改める。

第四節 大蔵省関係
(大蔵省設置法の一部改正)

第四十六条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 本省

第一節 特別な職(第六条)

第二節 特別の機関(第七條 第九條)

第三節 地方支分部局(第十條 第十五條)

第三章 国税庁

第一節 総則(第十六條 第十九條)

第二節 特別の機関(第二十條)

第三節 地方支分部局(第二十一條 第二十二條)

第四章 職員(第二十三條 第二十五條)

附則

第五條を削る。

第四條各号列記以外の部分中「この法律」を「前條」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基」を「基づく」に改め、同条中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号を第二号とし、第十五号を第三号とし、同条第十五号の二中「の管理に関する」を「を管理する」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十五号の三中「の管理に関する」を「を管理する」に改め、同号を同条第五号とし、同条第十六号中「又は」を「及び」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十七号を第七号とし、

第十七号の二を第八号とし、第十七号の三を第九号とし、第十八号から第二十一号までを八号ずつ繰り上げ、同条第二十二号中「(国税不服審判所以外の国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の附属機関の職員を除く。以下同じ。)」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第二十三号を第十五号とし、第二十四号を第十六号とし、同条第二十五号中「取締」を「取締り」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第二十六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第二十六号の二を削り、第二十七号を第十九号とし、第二十八号から第三十号までを八号ずつ繰り上げ、同条第三十一号中「に關する」を「を行う」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第三十二号から第三十五号までを八号ずつ繰り上げ、同条第三十六号中「に關する」を「をする」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第三十七号から第四十号までを八号ずつ繰り上げ、第四十号の二を第三十三号とし、同条第四十号の三中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第四十号の四を第三十五号とし、第四十一号を第三十六号とし、第四十一号の二を第三十七号とし、第四十二号から第四十六号までを四号ずつ繰り上げ、第四十七号を削り、第四十八号を第四十三号とし、第四十九号から第五十三号までを五号ずつ繰り上げ、同条第五十四号中「章は、い」を「章はい」に改め、同号を同条第四十九号とし、同条第五十五号から第五十七号までを五号ずつ繰り上げ、同条第五十八号中「印刷局」を「前二」に、「取締」を「取締り」に改め、同号を同条第五十三号とし、同条第五十九号中「の外」を「のほか」に、「基」を「基づく」に、「基」を「基づき」に、「権限」を「権限」に改め、同号を同条第五十四号とし、第一章中同条を第五条とする。

第三條の次に次の一條を加える。

(所掌事務)
第四條 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 所管行政に関する調査、統計の作成及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

二 国税収納金整理資金を管理すること。

三 収入印紙等の出納及び保管をすること。

四 専売制度の調査、企画及び立案をし、日本専売公社を監督すること。

五 専売品(アルコール及びあへんを除く。)の価格及び製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の規定による暫定最高価格の決定に關すること。

六 国の予算、決算及び会計に關する制度の調査、企画及び立案並びに統一に關すること。

七 政府関係機関の予算、決算及び会計に關すること。

八 国の予算及び決算の作成に關すること。

九 国の予備費の管理に關すること。

十 経済基盤強化資金の管理に關すること。

十一 決算調整資金の管理に關すること。

十二 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。

十三 各省各庁の繰越明許費に關し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。

十四 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。

十五 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。

十六 各省各庁の支出負担行為の実施計画及び支払の計画の承認に關すること。

十七 各省各庁の支出負担行為の認証に關すること。

及び概算払を承認すること。
十九 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。

二十 国の予算の執行に關する報告の徴取、実地監査及び指示に關すること。

二十一 国の会計事務職員研修に關すること。

二十二 各省各庁の歳入の徴収及び収納に關する事務の一般を管理すること。

二十三 物品の管理に關する事務の総括に關すること。

二十四 国の債権の管理に關する事務の総括に關すること。

二十五 国の貸付金を管理すること。

二十六 国家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。

二十七 国家公務員等の共済組合に關する制度を管理すること。

二十八 国家公務員等共済組合及び国家公務員等共済組合連合会を監督すること。

二十九 地方公共団体の歳出に關すること。

三十 租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。)に關する制度(外国との租税に關する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。

三十一 租税収入の見積り及び決算の調査を行うこと。

三十二 税理士に關する制度の調査、企画及び立案をすること。

三十三 酒類業組合等に關する制度の調査、企画及び立案をすること。

三十四 地方公共団体の歳入に關すること。

三十五 内国税の賦課徴収に關すること。

三十六 酒類等の生産及び販売を管理すること。

三十七 酒類等の製造業及び販売業の免許並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会の監督に關すること。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一四六

- と。
- 三十八 酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行うこと。
- 三十九 酒類の価格の決定に関すること。
- 四十 価格差益及び物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する割増金の徴収に関すること。
- 四十一 国税庁の所属職員(国税庁、国税局及び沖繩国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。)についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第二十五條第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。
- 四十二 印紙を発行し、その模造の取締りを行うこと。
- 四十三 税理士、税理士会及び日本税理士会連合会の監督に関すること。
- 四十四 関税、とん税、特別とん税その他税関行政に関する制度(外国との関税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。
- 四十五 関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関すること。
- 四十六 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- 四十七 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場及び保税展示場に関すること。
- 四十八 通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験に関すること。
- 四十九 航空貨物通関情報処理センターを監督すること。
- 五十 税関統計を作成すること。
- 五十一 国庫収支の調整、財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整及び国内金融と国際金融との調整を図ること。
- 五十二 国庫制度、国債制度、通貨制度及び国有財産制度の調査、企画及び立案をすること。
- 五十三 国庫金の出納、管理及び運用に関すること。
- 五十四 国の保管金及び国が保管する有価証券を管理すること。
- 五十五 国債の発行、償還及び利払に関すること。
- 五十六 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
- 五十七 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 五十八 地方債に関すること。
- 五十九 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締りを行うこと。
- 六十 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
- 六十一 紙幣類似証券の取締りを行うこと。
- 六十二 資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
- 六十三 産業資金の需給を調整すること。
- 六十四 政府契約に基づく支払の遅延防止に関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
- 六十五 平和回復に伴い処理を要する在外資金、渉外債権その他の在外資産に関する財務を管理すること。
- 六十六 在外公館等借入金の返済に関すること。
- 六十七 国有財産の管理及び処分を統一し、必要な調整を行うこと。
- 六十八 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。
- 六十九 普通財産の管理及び処分に関すること。
- 七十 国の出資を行い、これを管理すること。
- 七十一 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置並びに維持及び管理)に関すること並びに国家公務員の宿舍の設置並びに維持及び管理に関する事務の総括に関すること。
- 七十二 特定国有財産整備計画による特定の国有財産の取得及び処分に関すること。
- 七十三 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。
- 七十四 連合国財産(運輸省の所掌に属するものを除く。)の返還、接收貴重品等の処理その他戦後の特殊財産の処理に関すること。
- 七十五 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関すること。
- 七十六 日本万国博覧会記念協会に関すること。
- 七十七 証券取引制度の調査、企画及び立案をすること。
- 七十八 証券取引所の設立の免許及び監督に関すること。
- 七十九 証券業を営む者、証券金融会社及び証券投資信託の委託会社の免許及び監督に関すること。
- 八十 証券業協会及び証券業協会連合会の登録及び監督に関すること。
- 八十一 有価証券の発行又は公開買付けに関する届出書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。
- 八十二 企業会計の基準の設定に関すること。
- 八十三 企業資本その他企業の財務に関すること。
- 八十四 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。
- 八十五 社債等の登録に関すること。
- 八十六 商品券の取締りを行うこと。
- 八十七 金融制度の調査、企画及び立案をすること。
- 八十八 日本銀行を監督すること。
- 八十九 農林中央金庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫を監督すること。
- 九十 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を監督すること。
- 九十一 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関すること。
- 九十二 銀行業、相互銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらを営む者の監督に関すること。
- 九十三 生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の監督に関すること。
- 九十四 地震再保険事業に関すること。
- 九十五 自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 九十六 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、信用保証協会、農業信用基金協会、農業信用保険協会、漁業信用基金協会、中央漁業信用基金、特定産業信用基金その他金融業務を営む者を監督すること。
- 九十七 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。
- 九十八 日本銀行券の発行限度を決定し、その限外発行を許可すること。
- 九十九 日本銀行の行行準備率又は基準日等の設定、変更又は廃止を認可すること。
- 百 金融機関の資金の運用を規制し、これを監督すること。

百一 金融機関の金利を調整すること。
 百二 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。
 百三 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関する事。
 百四 預り金となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関する事。
 百五 国際金融及び外国為替に関する制度(外国との国際金融及び外国為替に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。
 百六 国際収支の調整を図ること。
 百七 外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関する事。
 百八 外国為替相場の決定及び維持に関する事。
 百九 対外取引を行う通貨その他の対外決済条件の決定に関する事。
 百十 所掌事務に係る外国為替の取引を管理し、及び金の輸出入を規制すること。
 百十一 金の買取り又は売渡しの基本方針に関する事。
 百十二 金地金の政府買入価格の決定に関する事。
 百十三 外国為替業務で銀行の営むもの及び両替業務を認可し、これらの業務を営む者を監督すること。
 百十四 指定証券会社(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に規定する指定証券会社をいう。)を指定すること。
 百十五 国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行及びアフリカ開発基金に関する事。
 百十六 外国投資家の技術援助及び事業活動並びに株式その他の財産の取得の管理及び調整をすること。

百十七 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査を行うこと。
 百十八 本邦からの海外投融資に関する事務を管理すること。
 百十九 平和回復に伴い処理を要する賠償その他の海外負債に関する財務を管理すること。
 百二十 外国為替及び国際収支に関する統計を作成すること。
 百二十一 第一百十号、第一百十六号及び第一百十八号に掲げる事務に関し、外国為替及び外国貿易管理法の適用を受ける取引を業とする者を検査すること。
 百二十二 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金銀工芸品を製造し、並びに旧貨幣等を鋳造すること。
 百二十三 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析及び試験を行うこと。
 百二十四 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物を製造すること。
 百二十五 官報、法令全書、広報宣伝資料等の政府刊行物を編集し、製造し、及び発行すること。
 百二十六 前二号の業務上必要な用紙を製造すること。
 百二十七 すき入紙の製造の取締りに関すること。
 百二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
 百二十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき、大蔵省に属せられた事務
 「第一節 内部部局」を「第一節 特別な職」に改める。
 第六条の見出しを(「財務官」)に改め、同条第二項中「第四号第三十二号」を「前条第二十四号」

に改め、同条第三項から第八項までを削る。
 第七号から第十三号までを削る。
 「第二節 附属機関」を「第二節 特別な機関」に改める。
 第十四条の見出しを(「特別な機関」)に改め、同条中「附属機関として」を削り、「左の」を「次の」に改め、
 「税関研修所
 財務研修所
 会計事務職員研修所」を削り、第二章第二節中同条を第七号とする。
 第十五条第一項中「左の」を「第四号第二十二号及び第二十三号に掲げる」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四号第一号から第十二号まで、第五十四号及び第五十五号」を「第五号第四十九号及び第五十号」に改め、同条第四項から第六項までを次のように改める。
 4 造幣局には、部及び支局を置くことができる。
 5 前項の部の名称及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
 6 造幣局の位置、第四項の部の内部組織並びに同項の支局の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。
 第十五条第七項を削り、同条を第八号とする。
 第十六条第一項中「左の」を「第四号第二十四号から第二十七号までに掲げる」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四号第一号から第十二号まで及び第五十六号から第五十八号まで」を「第五号第五十一号から第五十三号まで」に改め、同条第四項から第六項までを次のように改める。
 4 印刷局には、部、工場その他の機関及び出張所を置くことができる。
 5 前項の部の名称及び所掌事務の範囲は、政令で定める。
 6 印刷局の位置、第四項の部の内部組織並びに同項の工場その他の機関及び出張所の名

称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、大蔵省令で定める。
 第十六条第七項を削り、同条を第九号とする。
 第十六条の二から第十七条までを削る。
 第二章第三節中第十八条を第十号とする。
 「第一款 財務局」を削る。
 第十九条の見出しを(「財務局」)に改め、同条中「本省」を「大蔵省」に、「第九号第一号から第四号まで及び第九号の二各号」を「第四号第三十号から第三十三号まで、第三十五号から第五十号まで及び第二十二号から第二十八号まで」に改め、同条に次の一項を加える。
 2 財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
 第十九条を第十一号とし、第二十号から第二十一号の二までを削る。
 第二十一号の三の見出しを(「財務支局」)に改め、同条第一項中「九州財務局」を「財務局」に、「福岡財務支局」を「所要の地に、財務支局」に改め、同条第二項中「福岡財務支局の位置」を「財務支局の名称、位置」に改め、同条第三項中「福岡財務支局」を「財務支局」に改め、同条を第十二号とする。
 第二十二号(見出しを含む。)中「福岡財務支局」を「財務支局」に改め、同条を第十三号とする。
 「第二款 税関等」を削る。
 第二十三号の見出しを(「税関等」)に改め、同条中「本省」を「大蔵省」に、「第九号の二各号」に掲げるもの並びに第十三号第五号、第八号及び第十三号を「第四号第四十四号から第五十号まで、第六十号、第六十三号及び第六十二号」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「取締」を「取締り」に改め、同条に次の三項を加える。
 2 税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一四八

3 沖縄地区税関の位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 沖縄地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十三条を第十四条とし、第二十四条及び第二十五条を削る。

第二十六条の見出し中「支署」を「税関等の支署」に改め、同条を第十五条とする。

第三章第一節中第二十七条を第十六条とし、第二十八条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)
第十八条 国税庁は、第四条第一号、第三十五号から第四十三号まで、第二百二十八号及び第二百二十九号に掲げる事務をつかさどる。

第三章第二節及び第三節を削る。

第二十九条中「その」を「前条に規定する」に、「第四十条第一号から第十二号まで、第二十号から第二十三号まで及び第四十二号(酒類に係る場合に限る。)」を「第五十二条第十二号から第十五号まで、第三十八号(酒類に係る場合に限る。及び第五十四号)」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 特別の機関
(国税不服審判所)
第二十条 国税庁に、国税不服審判所を置く。

2 国税不服審判所の組織、所掌事務及び権限は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の定めるところによる。

第四十二条の見出しを「(国税局等)」に改め、同条に次の三項を加える。

4 国税局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5 沖縄国税事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 沖縄国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第三章第四節中第四十二条を第二十一条と

し、第四十三号から第四十六号までを削り、第四十七条を第二十二条とし、同節を同章第三節とする。

第四章中第四十八条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国税庁監察官)
第二十四条 第四号第四十一号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。

2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3 国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

(国税庁監察官の行う捜査)
第二十五条 国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると判断するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一 国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪
二 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪
三 前二号に掲げる犯罪の共犯
四 国税庁の所属職員に対する刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十八条の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項ただし書の規定は、刑事訴訟法第二百三十三条の規定を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十八條第一項、第二百一十一條、第二百一十二條第一項(第二百一十一條に関する部分に限る。)、第二百二十三條第一項、第二百一十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四

百三十條第二項(領置に関する部分に限る。及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替へるものとする。)

5 檢察官、都道府県公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に関し、互いに協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の職務を軽減するものではない。

7 国税庁監察官は、その職務を行うに当たつては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

附則第五項中「福岡財務支局」を「昭和五十九年六月三十日において福岡財務支局として設置されている機関に改める。

(国税定率法等の一部改正)
第四十七條 次に掲げる法律の規定中「大蔵省の附屬機関として」を「大蔵省に」に改める。

一 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第二十二條第一項
二 外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十五條の二
三 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十二條第一項
四 金融制度調査會設置法(昭和三十一年法律第三百三十五号)第一條

(無尽業法等の一部改正)
第四十八條 次に掲げる法律の規定中「福岡財務支局長」を「財務支局長」に改める。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第四十二條
二 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第七條第二項

三 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第十九條
四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十八條
五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二十二條
六 外國為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第十六條
七 金融機關の合併及び振換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十條
八 外國証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十二條
九 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十九條
十 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十五條

(臨時金利調整法の一部改正)
第四十九條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「左に」を「次に」に、「以て」を「もつて」に、「大蔵省銀行局長」を「大蔵省の内部部局として置かれる局で金融機關の金利の調整に関する事務を所掌するものの局長」に、「經濟企画庁調整局長」を「經濟企画庁の内部部局として置かれる局で金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関する事務を所掌するものの局長」に改める。

(証券取引法の一部改正)
第五十條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十五條中大蔵省の附屬機關として「を」を「大蔵省に」に改める。

第九十四條の二中「福岡財務支局長」を「財務支局長」に改める。

(公認會計士法の一部改正)
第五十一條 公認會計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「大蔵省の附屬機關として」を

「大蔵省」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

(旧軍港市振換法の一部改正)

第五十二条 旧軍港市振換法(昭和二十五年法律

第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「附属機関」を「審議会」に、

「関東財務局」を「政令で定める財務局」に改め

る。

(税理士法の一部改正)

第五十三条 税理士法(昭和二十六年法律第二百

三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の九を次のように改める。

第四十八条の九 削除

(連合国財産補償法等の一部改正)

第五十四条 次に掲げる法律の規定中、附属機関

としてを削る。

一 連合国財産補償法(昭和二十六年法律第二

百六十四号)第二十号第一項

二 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律

第七十三号)第七号第一項

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第五十五条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年

法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第五十六条 国家公務員等共済組合法(昭和三十

三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改

正する。

第三条第二項第二号中「矯正研修所」を「政令

で定める機関」に改める。

第一百十一条第一項中「大蔵省の附属機関とし

て」を「大蔵省」に改める。

第一百十七条の二中「福岡財務支局長」を「財務

支局長」に改める。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴

う措置に関する法律の一部改正)

第五十七条 経済協力開発機構金融支援基金への

加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法

律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の改正規定中「第十三条第九号」を

「第四条第百十五号」に改める。

第五節 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第五十八号 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 本省(第七条—第十条)

第三章 文化庁(第十一条—第十五条)

第四章 職員(第十六条)

附則

第二章第一節の節名、第六条及び第六条の二

を削る。

第五条第一項各号列記以外の部分中「この法

律」を「前条」に、「基づく」を「基づく」に改め、同

項第一号から第十一号までを削り、同項第十二

号中「学校教育及び社会教育をいう。以下同

じ。」を削り、同号を同項第一号とし、同項第十

二号の二を同項第二号とし、同項第十二号の

三中「学校教育法に規定する小学校、中学校並

びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び

中学部をいう。以下同じ。」を削り、「行なう」

を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項

第十二号の四中「行なう」を「行う」に改め、同号

を同項第四号とし、同項第十三号を第五号と

し、第十四号を第六号とし、第十五号を削り、

同項第十六号中「(国立)学校設置法(昭和二十四

年法律第五十号)第二条第一項に規定する国

立学校をい、これに附置する機関を含む。以

下同じ。」を削り、「復旧整備」を「整備」に改め、

同号を同項第七号とし、同項第十七号を第八

号とし、第十八号を第九号とし、第十九号を第

十号とし、第十九号の二を第十一号とし、同項

第十九号の三中「地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指

定都市(以下「指定都市」という。)を「指定都市」

に改め、同号を同項第十二号とし、同項第二十

十号を第十三号とし、第二十一号から第二十四

号までを七号ずつ繰り上げ、同項第二十五号中

「学徒」を「学生、生徒」に改め、同号を同項第十

八号とし、同項中第二十五号の二を第十九号と

し、第二十六号を第二十号とし、第二十七号を

第二十一号とし、第二十八号を第二十二号と

し、第二十九号を削り、第三十号を第二十三号

とし、第三十一号を第二十四号とし、同項第三

十二号中「基づく」を「基づく」に、「基づく」を「基づ

き」に改め、同号を同項第二十五号とし、第一

章中同条を第六条とし、第四条の次に次の一条

を加える。

(文部省の所掌事務)

第五条 文部省の所掌事務は、次のとおりとす

る。

一 教育(学校教育及び社会教育をいう。以

下同じ)、学術又は文化に功績のある者の

顕彰に関すること。

二 基本的な文教施策について、調査し、及

び企画すること。

三 所掌事務に係る調査統計を行い、必要な

資料を収集し、解釈し、及びこれらの結果

を利用すること。

四 外国の教育事情について、調査研究を行

い、及びその結果を利用すること。

五 所掌事務に係る年次報告、要覧、時報等

を編集し、及び頒布すること。

六 地方教育行政に関する制度についての企

画並びに地方教育行政の組織及び一般的運

営に関する指導、助言及び勧告に関するこ

と。

七 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年

法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

都市」という。)の教育委員会の教育長の任

命の承認に関すること。

八 地方教育費に関し、資料を収集し、及び

企画すること。

九 地方公務員たる教育関係職員の任免、給

与その他の身分取扱いに関する制度につい

ての企画並びにこれらの制度の運営に関す

る指導、助言及び勧告に関すること。

十 初等教育、中等教育及び特殊教育(以下

「初等中等教育」という。)の振興に関し、企

画し、及び援助と助言を与えること。

十一 初等中等教育のための補助に関するこ

と。

十二 初等中等教育の基準の設定に関するこ

と。

十三 学校における産業教育の振興のための

事務について連絡調整すること。

十四 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学

校の行う通信教育に関し、援助と助言を与

えること。

十五 初等中等教育における職業指導に関

し、援助と助言を与えること。

十六 初等中等教育に関する教材、教具等の

解説目録及び教材に関する資料を作成し、

及び利用に供すること。

十七 次のような方法によつて、学校管理、

教育課程、学習指導法、生徒指導その他初

等中等教育のあらゆる面について、教育職

員その他の関係者に対し、専門的、技術的

な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書その他の専門的出版物

を作成し、及び利用に供すること。

ロ 初等中等教育に係るある教育職員の

ための研究集会、講習会その他の催しを

主催し、又はこれに参加すること。

十八 教科用圖書の検定に関すること。

十九 義務教育諸学校(学校教育法に規定す

び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。において使用する教科用圖書の発行者の指定に関する事。

二十 義務教育諸学校において使用する教科用圖書の購入、無償給付及び給与に関する事。

二十一 初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用圖書その他の教授上用いられる圖書の発行に関する事。

二十二 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理する事。

二十三 大学及び高等専門学校設置、廃止、設置者の変更等の認可を行う事。

二十四 国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。))に関する事。

二十五 放送大学学園に関する事。

二十六 大学教育及び高等専門教育の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二十七 大学教育及び高等専門教育のための補助に関する事。

二十八 大学教育及び高等専門教育の基準の設定に関する事。

二十九 大学の行う通信教育に關し、援助と助言を与えること。

三十 教育職員免許、養成及び大学において行う現職教育に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十一 学生及び生徒の奨学について企画し、並びに学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に關し、援助と助言を与えること。

三十二 国費による在外研究員及び内地研究員の選考に関する事。

三十三 次のような方法によつて、大学教育及び高等専門教育のあらゆる面について、

教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び高等専門教育に関する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

三十四 學術の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十五 研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十六 日本學術會議その他の學術団体との連絡に關すること。

三十七 政令で定める研究施設において教育、學術又は文化に關する研究を行うこと。

三十八 研究機關及び研究者に対する學術の振興のための補助に關すること。

三十九 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

四十 學術に關する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機關及び研究機關に対し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

四十一 大学、高等専門学校及び研究機關の研究結果の頒布を援助すること。

四十二 次のような方法によつて、學術のあらゆる面について、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 學術に關する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

四十三 教育、學術及び文化の振興及び普及に係る國際交流に關すること。

四十四 国費による大学及び高等専門学校の教授の國際交換のための候補者の選考に關

すること。
四十五 外国人留學生の教育に關し、援助と助言を与えること。

四十六 外国人留學生の受入れの連絡及び海外への留學生の派遣に關すること。

四十七 ユネスコ活動に關する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第六条に規定する事務(他の行政機關の所掌に屬するものを除く)に關すること。

四十八 社会教育の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

四十九 社会教育のための補助に關すること。

五十 社会教育に關する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五十一 社会教育としての通信教育に關し、援助と助言を与えること。

五十二 社会教育に關する施設において、青少年若しくは青少年教育関係者に対する研修若しくは青少年の団体宿泊訓練を行い、又は婦人教育関係者に対する実践的な研修を行うこと。

五十三 次のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。
イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に關する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

五十四 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。

五十五 次の掲げる事項に關し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与えること。
イ 体育(スポーツを含む。以下この条において同じ。))の振興

ロ 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。以下この条において同じ。))及び学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この条において同じ。))の向上

ハ 学校給食の普及充実

ニ 災害共済給付(学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關する共済給付をいう。以下この条において同じ。))の普及充実

五十六 体育、学校における保健管理、学校安全、学校給食及び災害共済給付のための補助に關すること。

五十七 学校における体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に關すること。

五十八 國際的又は全國的な規模において行われるスポーツ事業に關し、連絡し、及び援助すること。

五十九 次のような方法によつて、体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書及び教材、教員等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び利用に供すること。

ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

六十 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。

六十一 私立学校に關する行政の組織及び企劃し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。

六十二 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に關し、調査し、及び指導と助言を与えること。

六十三 専修学校教育の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
六十四 専修学校教育の基準の設定に関すること。
六十五 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関すること。
六十六 文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。
六十七 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を与えること。
六十八 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資の割当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてのあつせんに関すること。
六十九 教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。
七十 学校施設の基準の設定に関すること。
七十一 学校環境の整備、学校施設の確保等について連絡調整すること。
七十二 所掌事務に係る防災に関する事務について連絡調整すること。
七十三 公私立の文教施設の整備に関し、指導と助言を与えること。
七十四 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
七十五 国立の文教施設の整備に関する予算案の準備及び国立学校の施設の整備に関すること。
七十六 教育、学術、文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可に関すること。
七十七 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関等に対し、所掌事務に係る専門的、技術的な指導と助言を与えること。
七十八 所掌事務に関し、国内における国際

協力に関する事務を行い、及び国際的諸活動について連絡調整すること。
七十九 所掌事務に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結すること。
八十 文化(文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条及び第十二条第一項において同じ。)の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
八十二 国語の改善及びその普及に関すること。
八十三 著作権、出版権及び著作隣接権の登録その他の著作者の権利、出版権及び著作隣接権に関する事務を行うこと。
八十四 文化の振興及び普及のための補助に関すること。
八十五 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
八十六 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。
八十七 文化に関する団体との連絡に関すること。
八十八 宗教法人の規則等の認証を行うこと。
八十九 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
九十 文化財(文化財保護法に規定する文化財をいう。以下同じ。)の保存及び活用に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
九十一 文化財等の指定等に関すること。
九十二 文化財の管理、修理及び復旧に関すること。
九十三 現状変更の制限その他文化財の保護のための規制に関すること。
九十四 文化財の公開その他文化財の活用

関すること。
九十五 文化財に関する調査に関すること。
九十六 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
九十七 文化財に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
九十八 文化財に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。
九十九 政令で定める文化施設において文化若しくは文化財又は自然科学に関する重要な資料を収集し、保管し、及び公衆に供覧し、並びにこれらに関連する調査研究を行うこと。
百 政令で定める研修施設において教育関係職員又は社会教育関係者に対し教育に関する専門的、技術的な研修を行うこと。
百一 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づき命令を含む。)に基づき文部省に属させられた事務
第七條及び第八條を次のように改める。
(中央教育審議会)
第七條 本省に中央教育審議会を置く。
2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。
3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。
4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。
5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。
6 前各項に定めるもののほか、中央教育審議

会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央教育審議会に関し必要な事項については、政令で定める。
(国立学校)
第八條 本省に国立学校を置く。
2 国立学校については、国立学校設置法の定めるところによる。
第九條から第十三條まで、第二章第二節の節名及び第十四條から第十六條までを削る。
第十七條第二項中「昭和二十七年法律第二百七号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第九條とする。
本省に特別の機関として日本ユネスコ国内委員会を置く。
第十八條から第二十三條までを削る。
第二十四條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十條とする。
本省に特別の機関として日本学士院を置く。
第二十四條の二から第二十七條までを削る。
第三章第一節の節名を削る。
第三章中第二十八條を第十一條とし、第二十九條を第十二條とし、同条の次に次の二條を加える。
(所掌事務)
第十三條 文化庁は、第五條第一号から第三号まで、第五号、第六号、第九号、第三十七号及び第七十二号から第百一十号までに掲げる事務をつかさどる。
(権限)
第十四條 文化庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六條第一項第一号、第五号、第八号から第十一号まで及び第十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する。
第三十條、第三章第二節、同章第三節の節名及び第三十六條から第四十一條までを削る。
第四十二條第四項中「内部組織」を「組織」に改

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一五二

め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「ために置かれる」を「ために」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十五条とする。

文化庁に特別の機関として日本芸術院を置く。

第四十三条を削る。

第四十四条中「文部省」を「前項に規定するもののほか、文部省」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、第四章中同条を第十六条とする。

文化庁に政令の規定により置かれる審議会等で政令で定めるものの委員及び文化庁に政令の規定により置かれる施設等機関で政令で定めるものの長は、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。

附則第五項中「第八号第九号」を「第五号第十号」に改める。

附則第六項中「初等中等教育局及び体育局を」文部省の内部部局として置かれる局で政令で定めるものとし、初等中等教育局がその連絡調整を行うものとするを「ものとする」に改める。

附則第七項及び第八項中「初等中等教育局を」文部省の内部部局として置かれる局で政令で定めるものとし、初等中等教育局がその連絡調整を行うものとするを「ものとする」に改める。

附則第九項及び第十項を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

第五十九条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」「第九条の六」を「第九条の二」に、「第九条の七」を「第九条の三」に改める。

第三条の二第一項を次のように改める。

政令で定める国立大学に、大学院を置く。

第四条第一項中「国立大学に、次の表に掲げるとおり」を「政令で定める国立大学に」に改め、

同項の表を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の表に掲げる研究所のほか」を「第一項の国立大学に附置する研究所で政令で定めるものは」に、「利用させるため、国立大学に、次の表に掲げるとおり、研究所を附置する」を利用させるものとするに改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の国立大学に附置する研究所の名称及び目的は政令で、その位置は文部省令で定める。

第九条中「文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)第十四条に掲げる国立特殊教育総合研究所を」政令で定める特殊教育に関する施設に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(国立大学共同利用機関)

第九条の二 国立大学における学術研究の発展その他政令で定める目的に資するため、政令で定めるところにより、研究所その他の国立大学の共同利用の機関(以下「国立大学共同利用機関」という。)を置く。

2 第四条第三項の規定は、国立大学共同利用機関について準用する。この場合において、同項中「研究」とあるのは、「研究その他の事項」と読み替えるものとする。

3 国立大学共同利用機関は、国立大学その他の大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力することができる。

第九条の三から第九条の六までを削る。

第三章の四中第九条の七を第九条の三とする。

(国立国語研究所設置法の廃止)

第六十条 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)は、廃止する。

(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部

改正)

第六十一条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「著作権審議会ニ諮問」を「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十一条ノ政令ヲ以テ定ムル審議会ニ諮問」に、「著作権審議会ニ之ヲ」を「当該審議会ニ之ヲ」に改める。

(学校教育法の一部改正)

第六十二条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 次の一項を加える。

第一項の検定の申請に係る教科用図書に関する調査審議させるための審議会については、政令で定める。

第六十条第一項中「大学設置審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第二項を削る。

第六十八号第二項中「大学設置審議会」を「第六十条の政令で定める審議会」に改める。

第七十条の八中「第六十条第一項」を「第六十条」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六十三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)第十四条及び第三十六條第一項に掲げる機関(日本芸術院を除く。)」を「文部省に置かれる研究施設、文化施設及び研修施設で政令で定めるもの」に、「同法第九條の五第二項の表に掲げる研究所」を「同法第三章の三に規定する機関に置かれる研究所で政令で定めるもの」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第六十四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考一の二中「教育職員養成審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第六十五条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十五条第一項中「者」を「者と」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

(社会教育法の一部改正)

第六十六条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「審議会等への諮問」に改め、同条中「社会教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第五十一条第三項中「社会教育審議会」を「第十三条の政令で定める審議会」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第六十七条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八号第二項中「第六十条第一項」を「第六十条」に、「大学設置審議会」を「同法第六十条の政令で定める審議会」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(文化財保護法の一部改正)

第六十八号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九号中「国立博物館所屬の職員その他」を削る。

(宗教法人法の一部改正)

第六十九号 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第七十六号を次のように改める。

第七十六号 削除

(産業教育振興法の一部改正)

第七十条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十六条中「理科教育及び産業教育審議会」を「前条第一項の政令で定める審議会」に改める。

(博物館法の一部改正)

第七十一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「国立博物館、国立科学博物館」を「博物館」と同一の目的を有する国の施設」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)

第七十二条 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「文部省の機関」を「文部省に置かれる特別の機関」に改める。

第十八条第一項中「文部省学術国際局」を「文部省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの」に改め、同条第二項中「文部省学術国際局長」を「前項の政令で定める局長」に改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第七十三条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第七十四条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「著作権審議会」を「著作権法第七十一条の政令で定める審議会」に改める。

(スポーツ振興法の一部改正)

第七十五条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保健体育審議会」を「政令で定める審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十三条の見出しを「審議会への諮問等」に改め、同条中「保健体育審議会」を「第四条第二項の政令で定める審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「きいた」を「聴いた」に改め、「社会教育審議会又は社会教育委員の会議」を「審議会」に改める。

(著作権法の一部改正)

第七十六条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の見出しを「審議会への諮問」に改め、同条中「著作権審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第六節 厚生省関係

(厚生省設置法の一部改正)

第七十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 本省(第七条—第九条)

第三章 社会保険庁(第十条—第十三条)

第四章 職員(第十四条)

附則

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「社会事業」を「社会福祉事業」に改める。

第五条を次のように改める。

一 人口問題に関する調査研究を行うこと。

二 所管行政に係る国際協力に関する事務に關すること。

三 人口動態統計その他所管行政に必要な統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行うこと。

四 所管行政に関する一般的な資料その他の情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

五 国民の健康増進及び資質の向上に關し、企画し、及び実施すること。

六 国民厚生運動の普及発達を図ること。

七 保健所の設置及び運営を指導監督すること。

八 伝染病、精神障害、地方病その他特殊の疾病について伝ば及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行うこと。

九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

十 港及び飛行場における検疫に關すること。

十一 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

十二 衛生教育及び公衆衛生従事者の再教育に關すること。

十三 公衆衛生技術者の養成及び訓練を行うこと。

十四 精神衛生、栄養、予防衛生その他公衆衛生に關する試験検査、調査研究等を行うこと。

十五 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)、栄養改善法(昭和二十七年法律第百四十八号)、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)、公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)、調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)を施行すること。

十六 第五号から前号までに掲げるものは、公衆衛生の向上及び増進に關すること。

と。

十七 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

十八 建築物衛生の改善及び向上に關すること。

十九 墓地、埋葬、火葬等に關すること。

二十 水道に關すること。

二十一 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

二十二 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行うこと。

二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)を施行すること(廃棄物の最終処分に関する基準の設定に關することを除く)。

二十四 清掃(ねずみ、昆虫等の駆除を含む)に關すること。

二十五 下水道の終末処理場の維持管理に關すること。

二十六 食品衛生に關する試験検査、調査研究等を行うこと。

二十七 広域圏環境整備センターを指導監督すること。

二十八 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)、へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)、と畜場法(昭和二十八年法律第百四十四号)、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)、製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)を施行すること。

二十九 第十七号から前号までに掲げるもの

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一五四

のほか、環境衛生の向上及び増進に関すること。

三十 医療の普及及び向上を図ること。

三十一 医療の指導及び監督を行うこと。

三十二 国立病院及び国立療養所に関すること。

三十三 医療機関の整備改善を図ること。

三十四 医療機関の経営管理に関する調査及び指導に関すること。

三十五 医師及び歯科医師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三十六 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士その他医療関係者の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三十七 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

三十八 病院管理に関し、調査研究及び研修を行うこと。

三十九 らいの予防及び治療に関する調査研究を行うこと。

四十 角膜及び腎臓の移植に関する法律（昭和五十四年法律第六十三号）を施行すること。

四十一 医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品の生産配給、販売等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行うこと。

四十二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者、輸入販売業者及び外国製造承認取得者に関すること。

四十三 不良又は不正表示の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の取締りを行うこと。

四十四 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医

療用具の試験、検査及び研究を指導すること。

四十五 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。

四十六 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締り及び処分を行うこと。

四十七 毒物及び劇物の取締りを行うこと。

四十八 麻薬及び大麻に関するすべての活動を取り締まり、監督し、及びこれらの物件の処分を行うこと。

四十九 あへんの収納及び売渡しを行い、並びにあへんに関する取締りを行うこと。

五十 薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

五十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、毒物、劇物等の試験及び検査その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

五十二 第四十一号から前号までに掲げるもののほか、薬事、麻薬及び大麻の取締りに関する法律並びに採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第六十号）を施行すること。

五十三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第七十七号）の施行に関する事務で厚生省の所掌に属するものを処理すること。

五十四 医薬品副作用被害救済基金を指導監督すること。

五十五 社会福祉事業の助長及び監督を行うこと。

五十六 社会福祉事業の調査研究を行うこと。

五十七 民生委員の指導及び監督を行うこと。

五十八 社会福祉事業関係職員の教養訓練を行うこと。

五十九 生活困窮者その他保護を要する者に

対して必要な保護を行うこと。

六十 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。

六十一 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。

六十二 公益質屋その他社会福祉施設の助長及び監督を行うこと。

六十三 り災者の応急救助を行うこと。

六十四 り災者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。

六十五 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律（昭和二十八年法律第十三号）、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）、老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）を施行すること。

六十六 第五十五号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。

六十七 児童及び妊産婦その他母性の保健の向上を図ること。

六十八 妊産婦及び乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。

六十九 児童の福祉のための文化の向上を図ること。

七十 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。

七十一 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉を図ること。

七十二 児童の不良化を防止すること。

七十三 児童の心身の育成発達を指導すること。

七十四 児童福祉司及び児童委員を指導すること。

七十五 里親を指導すること。

七十六 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設の設備及び

運営につき、指導監督すること。

七十七 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成し、及び指導すること。

七十八 心身障害者扶養保険事業に関し、心身障害者扶養共済制度の助長を行うこと。

七十九 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第三十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）を施行すること。

八十 第六十七号から前号までに掲げるもののほか、児童、児童のある家庭、妊産婦その他母性及び精神薄弱者の福祉を図ること。

八十一 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険に関し、企画及び立案を行うこと。

八十二 医療保険制度の調整を図ること。

八十三 医療保険制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

八十四 社会保険診療報酬に関する事務を行うこと。

八十五 医療保険の医療に関する指導及び監督に関すること。

八十六 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険の教理に関すること。

八十七 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。

八十八 船員災害防止協会を監督すること。

八十九 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

九十 厚生年金保険及び国民年金に関し、企画及び立案を行うこと。

九十一 厚生省所管の年金制度の調整を図ること。

九十二 厚生省所管の年金制度の向上に関

し、調査研究を行うこと。

九十三 厚生年金保険及び国民年金の数理に
関すること。

九十四 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、
石炭鉱業年金基金及び国民年金基金を指導
監督すること。

九十五 社会保険労務士法（昭和四十三年法
律第八十九号）を施行すること。

九十六 政府の管掌する健康保険事業の実施
に關すること。

九十七 日雇労働者健康保険事業の実施に關
すること。

九十八 船員保険事業の実施に關すること。

九十九 厚生年金保険事業の実施に關するこ
と。

百 国民年金事業の実施に關すること。

百一 内地以外の地域から内地に引き揚げた
者に対する応急援護を行うこと。

百二 内地から内地以外の地域に引き揚げる
者に対する応急援護を行うこと。

百三 引揚者の引揚先における更生指導を行
うこと。

百四 旧軍人軍属の復員手続に關すること。

百五 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並
びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留
品の処理に關すること。

百六 ふ腐に關する情報、調査等に關するこ
と。

百七 前三号に掲げるもののほか、旧陸海軍
の残務の整理に關すること。

百八 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二
十七年法律第二十七号）、未帰還者留守
家族等援護法（昭和二十八年法律第六十
一号）、引揚者給付金等支給法（昭和三十
二年法律第九号）、未帰還者に關する特別
措置法（昭和三十四年法律第七号）、戦没者
等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十
八年法律第六十一号）、戦傷病者特別援

護法（昭和三十八年法律第六十八号）、戦
没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
（昭和四十年法律第九号）、戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法（昭和四十一年
法律第九号）及び戦没者の父母等に対す
る特別給付金支給法（昭和四十二年法律第
五十七号）を施行すること。

百九 所掌事務に係る価格等の統制に關する
こと。

百十 政令で定める文教研修施設において所
掌事務に關する研修を行うこと。

百十一 社会保険研究所、環境衛生金融公庫、
水資源開発公団、医療金融公庫、社会福祉
事業振興会、心身障害者福祉協会、社会保
険診療報酬支払基金、農業者年金基金及び
年金福祉事業団を指導監督すること。

百十二 前各号に掲げるもののほか、法律
（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生
省に属せられた事務

第二章の章名、同章第一節の節名、同章第二
節及び第三節並びに第三章を削る。

第六条を次のように改める。

（厚生省の権限）

第六条 厚生省は、前条に規定する所掌事務を
遂行するため、次に掲げる権限を有する。た
だし、その権限の行使は、法律（法律に基づ
く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 所掌事務に係る公益法人につき許可若し
くは認可を与え、又はその許可を取り消す
こと。

二 優生保護相談所の設置を認可し、及び優
生保護相談所に關する基準を定めること。

三 原子爆弾被爆者の医療等に關する法律の
定めるところにより、医療機関を指定し、
並びに医療の給付に關する必要な診療方針
及び診療報酬を定めること。

四 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験及

び管理栄養士試験を行うこと。

五 国民栄養調査を実施すること。

六 栄養改善法に定める栄養食品の標示の許
可又は承認をすること。

七 調理師養成施設を指定し、並びに調理師
の免許に關して都道府県知事の行う講習及
び試験の基準を定めること。

八 公衆衛生修学資金貸与法の定めるところ
により、公衆衛生修学資金を貸与するこ
と。

九 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六
号）を適用すべき伝染病を指定し、その適
用範囲を定めること。

十 都道府県知事の行う伝染病毒に汚染され
た建物の処分を認可すること。

十一 臨時予防接種を都道府県をして行わせ
ること。

十二 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百
一十三号）に基づき、精神衛生鑑定医を指定
すること。

十三 地方公共団体に対して、結核療養所の
設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院
又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年
法律第九十六号）第三十四条及び第三十五
条に規定する医療を担当する機関に指定
し、又はその指定を取り消すこと。

十四 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十
号）の規定に基づき、検疫区域を定めること。

十五 老人保健法の定めるところにより、医
療以外の保健事業の実施の基準、医療の取
扱い及び担当に關する基準並びに医療に要
する費用の額の算定に關する基準を定める
こと。

十六 理容師養成施設及び美容師養成施設を
指定すること。

十七 旅館業法の施行に關し、都道府県知事
を指揮監督すること。

十八 販売の用に供する食品、添加物、器具

又は容器包装につき、その基準又は規格を
定め、必要な製品検査を行うこと。

十九 輸出検査法（昭和三十三年法律第九
十七号）の定めるところにより、所掌事務に
係る指定貨物について、輸出検査の基準を
定め、輸出検査を行い、指定検査機関を指
定し、及び監督し、並びに検査の特例とな
る品目を定めること。

二十 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭
和二十二年法律第二百三十三号）又は栄養
改善法の定める営業施設につき、立入検査
をさせ、試験用物品を収去させること。

二十一 製菓衛生師養成施設を指定し、及び
都道府県知事の行う製菓衛生師試験の基準
を定めること。

二十二 環境衛生関係営業の運営の適正化に
關する法律の規定に基づき、環境衛生同業
組合、環境衛生同業小組合及び環境衛生同
業組合連合会の設立を認可し、全国環境衛
生営業指導センターを指定し、適正化規程
又は適正化基準について、設定及び変更を
認可し、又は認可を取り消し、振興指針を
設定し、振興計画を認定し、又は認定を取
り消し、並びに標準営業約款の設定及び変
更を認可し、又は認可を取り消し、その他
同法の施行に關すること。

二十三 建築物環境衛生管理技術者試験を行
い、並びに建築物環境衛生管理技術者免状
を交付し、及びその返納を命ずること。

二十四 建築物における衛生的環境の確保に
關する法律（昭和四十五年法律第二十号）の
規定に基づき、建築物における衛生的環境
の確保に關する事業を営む者であつて登録
を受けたものの等の組織する団体を指定し、
及び監督すること。

二十五 有害物質を含有する家庭用品の規制
に關する法律の定めるところにより、家庭
用品について基準を定めること。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一五六

二十六 家庭用品衛生監視員をして、必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去させること。

二十七 水道及び下水道の終末処理場の維持管理に関する事務を行うこと。

二十八 広域臨海環境整備センターの設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をする。

二十九 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、又は医業の停止を命ずること。

三十 診療放射線技師又は診療エックス線技師の養成所を指定し、診療放射線技師又は診療エックス線技師の試験を行い、並びに診療放射線技師の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

三十一 臨床検査技師の養成所を指定し、臨床検査技師の試験を行い、並びに臨床検査技師及び衛生検査技師の免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十二 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所を指定し、並びに保健婦、助産婦及び看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

三十三 歯科衛生士の試験を行うこと。

三十四 歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

三十五 歯科技工士の養成所を指定し、並びに歯科技工士の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

三十六 理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成施設を指定し、並びに理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。

三十七 医療監視員をして、病院、診療所又は助産所につき、立入検査させること。

三十八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定に基づき、国の開設する病院の開設及び使用の承認を与え、国の開設する診療所又は助産所について立入検査を行い、必要な申出をすること。

三十九 都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法の定めるところにより、必要な事項を命ずること。

四十 角膜及び腎臓の移植に関する法律の規定に基づき、業として行う眼球又は腎臓の提供のあつせんを許可を行うこと。

四十一 薬剤師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

四十二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業及び輸入販売業の許可を行い、並びに許可を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

四十三 日本薬局方を定め、これを公示すること。

四十四 医薬品、医薬部外品又は特定の化粧品若しくは医療用具の製造又は輸入について、品目ごとの承認を与えること。

四十五 薬事監視員をして必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去させること。

四十六 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の規定に基づき、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料輸出業者及び覚せい剤原料製造業者について、業務の停止を命じ、並びに覚せい剤研究者が研究のため他人に対して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造すること及び覚せい剤原料の輸入又は輸出を許可すること。

四十七 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸業者の免許を行い、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ずること。

四十八 あへんの輸入、輸出、収納及び売渡、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消しを行うこと。

四十九 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び営業の停止を命ずること。

五十 特定の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の規格を定め、又はこれらの検定を行うこと。

五十一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の定めるところにより、所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定を認可し、及びその物資に係る指定機関を監督すること。

五十二 採血及び供血あつせん業取締法の規定に基づき、業として行う採血の許可を行い、並びにその許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

五十三 医薬品副作用被害救済基金の設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務の状況に関する報告をさせ、その状況を

検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

五十四 社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、及び社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定すること。

五十五 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の定めるところにより、保護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行う保護の事務を監督し、保護施設の最低基準を定め、並びに医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

五十六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、医療機関を指定し、更生医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定めること。

五十七 老人福祉法の定めるところにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。

五十八 都道府県知事の行う災害救助につき、他の都道府県知事に対して応援をなすべきことを命ずること。

五十九 地域又は職域が都道府県の区域を超える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。

六十 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

六十一 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

六十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の定めるところにより、育成医療及び同法第二十一条の九第二項第一号の医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運

營、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護につき、最低基準を定めること。

六十三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の定めるところにより、養育医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

六十四 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

六十五 児童手当法の定めるところにより、児童手当の拠出金を徴収すること。

六十六 健康保険に関し、療養に要する費用を定めること。

六十七 政府の管掌する健康保険、日雇労働者健康保険及び船員保険に関し、診療契約を締結すること。

六十八 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事業に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をすること。

六十九 船員災害防止協会の設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務に関する報告をさせ、帳簿等を検査し、その他監督上必要な処分をすること。

七十 国民健康保険団体連合会の設立及び規約の変更、予算等に関する総会又は代議員会の議決を認可し、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、事業及び財産に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

七十二 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

七十三 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

七十四 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の定めるところにより、年金給付を受ける権利を裁定し、及び保険料を徴収すること。

七十五 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

七十六 社会保険労務士試験を行い、及び社会保険労務士の資格処分を行い、又は開業社会保険労務士の業務の停止を命ずること。

七十七 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会に対し、認可その他監督を行うこと。

七十八 引揚者給付金等支給法の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定すること。

七十九 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

八十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

八十一 戦傷病者特別援護法の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに療養の給付及び更生医療の給付に関する必要な診療

療方針及び診療報酬を定めること。

八十二 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。

八十三 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

八十四 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

八十五 未帰還者等の状況調査を実施し、及び未帰還者留守家族等援護法の定めるところにより、留守家族手当の額を改定すること。

八十六 未帰還者に関する特別措置法の定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求又はその宣告の取消しの請求を行うこと。

八十七 所掌事務に係る価格等の統制を行うこと。

八十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

八十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき厚生省に属させられた権限

第六条の次に次の章名を付する。

第二章 本省

第七条から第九条までを次のように改める。

(審議会)
第七条 本省に次の審議会を置く。
人口問題審議会
公衆衛生審議会
医療関係者審議会
2 人口問題審議会は、人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べ

事項について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べ、並びに優生手術に関する適合の再審査を行う。

4 医療関係者審議会は、厚生大臣の諮問に応じて、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条第二号及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条第二号に規定する実地修練並びに医師法第十六条の第二項に規定する臨床研修に関する重要事項を調査審議するほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士又は作業療法士の学校又は養成所若しくは養成施設等の指定に関する重要事項を調査審議する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項に掲げる審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他これらの審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(施設等機関)
第八条 本省に次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載するところとする。

検疫所	国立病院	国立療養所	国立がんセンター	国立循環器病センター
港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。	医療を行い、あわせて医療の向上に寄与すること。	特殊の療養を要する者に対して、医療の向上に寄与すること。	がんその他の悪性新生物に関する、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行うこと。	循環器病に関する、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行うこと。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一五八

- 2 厚生大臣は、検疫所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。
 - 3 厚生大臣は、検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に検疫所の支所又は出張所を設けることができる。
 - 4 検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
 - 5 国立病院、国立療養所、国立がんセンター及び国立循環器病センターの名称、位置及び組織は、厚生省令で定める。
 - 6 国立病院又は国立療養所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差し支えない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院又は国立療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。
- (地方支分部局)
- 第九条 本省に次の地方支分部局を置く。
- 地方医務局
- 1 地区麻薬取締官事務所
 - 2 地方医務局は、厚生省の所掌事務のうち国立病院及び国立療養所に関する事務を分掌する。
 - 3 地区麻薬取締官事務所は、厚生省の所掌事務のうち麻薬、大麻、あへん、覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する事務を分掌する。
 - 4 第一項の地方支分部局の名称、位置及び管轄区域は政令で、その内部組織は次項に定めるものを除き、厚生省令で定める。
 - 5 地方医務局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。
 - 6 政令で定める地方医務局に、その事務の一部を分掌させるため、地方医務支局を置く。
 - 7 地方医務支局の名称、位置及び管轄区域は政令で、その内部組織は厚生省令で定める。

- 8 沖縄県を管轄区域に含む地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、地区麻薬取締官事務所の支所を置く。
 - 9 地区麻薬取締官事務所の支所の名称及び位置は政令で、その内部組織は厚生省令で定める。
- 第九條の次に次の章名を付する。
- 第三章 社会保険庁
- 第九條の二を削り、第十條から第十三條までを次のように改める。
- (設置)
- 第十條 国家行政組織法第三條第二項の規定に基づいて、厚生省の外局として、社会保険庁を置く。
- (任務及び長)
- 第十一條 社会保険庁は、政府の管掌する健康保険事業、日雇労働者健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業の一部を運営することを任務とする。
- 2 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。
- (所掌事務)
- 第十二條 社会保険庁は、第五條第二号、第九十五條から第百号まで、第百十号及び第百十二号に掲げる事務並びに児童手当法に基づき児童手当の提出金を徴収する事務をつかさどる。
- (権限)
- 第十三條 社会保険庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六條第一号、第六十五號、第六十七號、第七十一號、第七十四號、第七十六號、第七十七號及び第八十九號に掲げる権限を有する。
- 第十四條から第十四條の三までを削り、第四十條第三十七條を第十四條とする。
- 附則第四項中「四国地方医務支局」を「昭和五

- 十九年六月三十日において四国地方医務支局として設置されている機関」に改める。
- (児童福祉法の一部改正)
- 第七十八條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四號)の一部を次のように改正する。
- 第三十五條第一項中「別に法律」を「命令」に改める。
- (医療法等の一部改正)
- 第七十九條 次に掲げる法律の規定中「附属機関」として、「を削る。
- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五號)第七十一條の二第二項
- 二 原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一號)第十五條第一項(国立病院特別会計法の一部改正)
- 第八十條 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十號)の一部を次のように改正する。
- 第二條第二項中「厚生省の附属機関として」を「厚生省に改める。
- (身体障害者福祉法の一部改正)
- 第八十一條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三號)の一部を次のように改正する。
- 第六條第一項中「附属機関として、」を削る。
- (社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)
- 第八十二條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七號)の一部を次のように改正する。
- 第十一條を次のように改める。
- 第十一條 削除
- 第二十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。
- (社会福祉事業法の一部改正)
- 第八十三條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五號)の一部を次のように改正する。
- 第六條第一項中「附属機関として、」を削る。
- 第十一條を次のように改める。

- 第十一條 削除
- (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
- 第八十四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七號)の一部を次のように改正する。
- 第四條第一項中「援護審査会」を「政令で定める審査会」に改め、同条第二項ただし書中「援護審査会」を「前項の政令で定める審査会」に改める。
- 第七條第二項、第五項、第七項、第九項及び第十二項中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。
- 第八條の三第一項中「さらに」を「更に」に、「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。
- 第十條第三項並びに第十三條第一項第六号及び第七号並びに第二項中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。
- 第十四條第二項中「あたつては」を「あたつては」に、「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。
- 第二十四條第三項中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に、「ともに」を「共に」に改める。
- 第二十九條第二項中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。
- 第三十一條第二項中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。
- 第四十一條の見出し中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改め、同条中「あたつては」を「あたつては」に、「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。
- (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
- 第八十五條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十四號)

の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「あたり」を「当たり」に、「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を「同法」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「援護審査会」を「同法第四條第一項の政令で定める審査会」に改め、同項第三号中「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「援護審査会」を「同法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

附則第六條第一項及び第二項中「援護審査会」を「同法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

附則第七條中「援護審査会」を「同法第四條第一項の政令で定める審査会」に改め、同条第四号中「さらに」を「更に」に改める。

附則第八條第一項及び第二項中「援護審査会」を「同法第四條第一項の政令で定める審査会」に、「さらに」を「更に」に改める。

第八十七條 次に掲げる法律の規定中「援護審査会」を「遺族援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五條第一項ただし書

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七條第一項ただし書

(国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の一部改正)

第八十八條 国立病院特別会計所属の資産の譲渡

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第十五條」を「第八條第一項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第八十九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第九十條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「援護審査会」を「援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第九十一條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「国民年金審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(業事法等の一部改正)

第九十二條 次に掲げる法律の規定中、附属機関として「を削る。

一 業事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三條第一項

二 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第七條第一項

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第九十三條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)第四條第一項の政令で定める審査会」に改め、同項第二号中「もとの」を「元の」に、

「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

第九條第六号及び第二十二條(見出しを含む。)中「国立保健所」を「国立の保健所」に改める。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第九十四條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第四項中「生活環境審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正)

第九十五條 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「生活環境審議会」を「政令で定める審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

第九十六條 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條及び第十六條を次のように改める。

(建設省設置法の一部改正)

第十五條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の施行に関する事務を管理すること。

(厚生省設置法の一部改正)

第十六條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十八号中「及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)」を

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)」に改める。

第六條第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 浄化槽管理士試験を行い、並びに浄化槽管理士免状を交付し、及びその返納を命ずること。

第七節 農林水産省関係

(農林水産省設置法の一部改正)

第九十七條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條―第五條)

第二章 本省

第一節 審議会等(第六條)

第二節 施設等機関(第七條―第十條)

第三節 特別の機関(第十一條―第十五條)

第四節 地方支分部局(第十六條―第二十條)

第一款 地方農政局(第十七條―第十九條)

第二款 北海道統計情報事務所(第二十条)

第三章 外局(第二十一條―第四十條)

第一節 食糧庁

第一款 總則(第二十二條―第二十四條)

第二款 地方支分部局(第二十五條―第二十七條)

第二節 林野庁

第一款 總則(第二十八條―第三十條)

第二款 地方支分部局(第三十一條―第三十六條)

第三節 水産庁

第一款 總則(第三十七條―第三十九條)

第二款 地方支分部局(第四十條)

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

第四章 職員(第四十一条)

附則

第五條を削る。

第四條各号列記以外の部分中、「この法律」を「前條に」、「左に」を「次に」、「但し」を「ただし」、「基く」を「基づく」に改め、同條第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号を第二号とし、第十五号を第三号とし、第十六号の二を第四号とし、第十六号を第五号とし、第十六号の二を第六号とし、第十六号の三を第七号とし、第十六号の四を削り、第十六号の五を第八号とし、第十六号の六を第九号とし、第十七号を第十号とし、第十七号の二を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、第十九号から第二十一号までを六号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十六号とし、第二十四号を第十七号とし、第二十四号の二を第十八号とし、第二十四号の三を第十九号とし、第二十五号を第二十号とし、第二十六号から第三十号までを五号ずつ繰り上げ、第三十一号を削り、同條第三十二号中「(農業用施設)の災害復旧事業を含む。以下同じ。」を削り、同條を同條第二十六号とし、同條第三十三号を第二十七号とし、第三十三号の二を第二十八号とし、第三十四号を第二十九号とし、第三十四号の二を第三十号とし、第三十四号の三を第三十一号とし、第三十五号を第三十二号とし、同條第三十六号中「(昭和二十三年法律第六十五号)」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同條を同條第三十三号とし、同條第三十六号の二を第三十四号とし、第三十六号の三を第三十五号とし、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とし、第三十八号の二を第三十八号とし、第三十七号を第三十六号とし、第三十七号の二を第三十七号とし、第七十号を第七十四号とし、同條第六十九号中「漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧の事業(以下「漁港海岸保全事業」という。)並びに当該「漁港海岸保全事業及び漁港の区域に係る」を「行ない」を「行ない」、「行なう」を「行う」に改め、同條第七十三号とし、同條第六十八号を第七十二号とし、第六十五号から第六十七号までを四号ずつ繰り下げ、同條第六十四号中「(昭和二十九年法律第五十四号)」を削り、同條を同條第六十八号とし、同條第六十三号を第六十七号とし、第六十号から第六十二号までを四号ずつ繰り下げ、第五十九号の二を第六十三号とし、第五十九号を第六十二号とし、第五十八号を削り、第五十七号を第六十一号とし、第五十三号から第五十六号までを四号ずつ繰り下げ、第五十二号を削り、第五十一号を第五十六号とし、第五十号を第五十五号とし、第四十九号の二を第五十四号とし、同條第四十九号中「(酒類を除く。以下同じ。)」を削り、同條を同條第五十三号とし、同條第四十八号を同條第五十二号とし、同條第四十七号の四中「(昭和三十六年法律第二百一十号)」を削り、同條を同條第五十一号とし、同條第四十七号の三中「(農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第二条第一項の農産物等をいう。以下同じ。))」を削り、「買入」を「買入れ」に、「売渡」を「売渡し」に改め、同條を同條第五十号とし、同條第四十七号の二を第四十九号とし、第四十七号を第四十八号とし、第三十九号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の三を第三十九号とし、第一章中同條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(農林水産省の所掌事務)

第四條 農林水産省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農林畜水産業に関する政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行うこと。
- 二 所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

三 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

四 農林漁業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行うこと。

五 農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整に関すること。

六 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用保険協会、農業信用基金協会その他の金融業務(これに関連する業務を含む。以下この号において同じ。)を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

七 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百一十号)に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行うのに要する経費につき助成を行い、並びに利子補給金の支給を行うこと。

八 農業近代化助成資金を管理すること。

九 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団体が利子補給及び損失補償を行うのに要する経費につき助成を行うこと。

十 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

十一 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

十二 農林漁業団体職員共済組合、農業者年金基金、農用地開発公社、水資源開発公社、蚕糸砂糖糖類価格安定事業団及び畜産振興事業団の指導監督及び助成を行うこと。

十三 農水産業協同組合貯金保険機構及び国際協力事業団の指導監督を行うこと。

十四 農業倉庫に関すること。

十五 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

十六 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

十七 所掌事務に係る国際協力に関する政策及び計画を立案すること。

十八 所掌事務に係る国際協力及び賠償に関すること。

十九 所掌事務に係る輸出入に関すること。

二十 所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

二十一 所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。

二十二 農林畜水産業及び農山漁家に関する統計その他所掌事務に係る統計を作成し、及び提供し、並びにその作成に必要な調査を行うこと。

二十三 所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析を行い、その結果を提供すること。

二十四 農業行政に関する企画を行うこと。

二十五 農業経営の改善を図ること。

二十六 農地制度に関する企画を行うこと。

二十七 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

二十八 農業構造の改善に関する施策につき調整を行うこと。

二十九 農業構造の改善に関する調査を行うこと。

三十 農地の権利移動及び転用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

三十一 農業構造改善事業に関し指導及び助成を行うこと。

三十二 農山漁村における電気導入に関すること。

三十三 農業労働に関すること。

三十四 土地改良事業(農業用施設の災害復旧事業を含む。以下同じ。)に関する企画を行うこと。

三十五 土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の組織及び管理についての指導監督を行うこと。

三十六 農地等の交換分合の指導助成を行うこと。

三十七 自作農の創設及び維持に関すること。

三十八 入植及びこれに伴う営農の指導助成を行うこと。

三十九 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行うこと。

四十 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画並びに農業水利制度に関する企画を行うこと。

四十一 土地及び水等の資源の農業上の利用区分に関すること。

四十二 土地改良事業の長期計画及び地区計画並びに土地改良事業を基幹事業とする農業開発のための地域計画に関すること。

四十三 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。

四十四 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

四十五 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行うこと。

四十六 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつせんに関すること。

四十七 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

四十八 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに農地の保全に係る地すべり及びた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

四十九 農産物（野菜を除き、蚕糸を含む。第九十六号を除き、以下この条において同じ。）の生産に関する行政に関する企画を行うこと。

五十 農産物の流通及び消費に関する行政に関する企画を行うこと。（第九十四号に掲げるものを除く。）

五十一 農産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。（第九十三号に掲げるものを除く。）

五十二 農作物の作付体系の合理化に関すること。

五十三 農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（第九十五号、第九十八号から第百二号まで及び第百四号に掲げるものを除く。）

五十四 肥料、農機具、農業その他の農業専用物品（蚕糸業専用物品を含む。以下この条において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関する第五十九号に掲げるものを除外のものを除く。）

五十五 農林水産植物の品種登録に関すること。

五十六 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

五十七 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）に基づいて、都道府県が行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

五十八 農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（第九十六号に掲げるものを除く。）

五十九 肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十一年法律第二百三十八号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

六十 農業機械化の促進に関すること。

六十一 病虫害の防除、家畜、家さん及びみづばちの衛生並びに輸出入動植物及び畜産物の検疫に関すること。

六十二 蚕病の予防に関すること。

六十三 大豆たね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）による交付金の交付に関すること。

六十四 農業（蚕糸業及び畜産業を含む。）及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図り、及び当該知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

六十五 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）に基づいて、普及事業の助成を行うこと。

六十六 畜産行政に関する企画を行うこと。

六十七 畜産に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

六十八 家畜、家さん及びみづばちの改良及び増殖を図ること。

六十九 家畜取引に関すること。

七十 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

七十一 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する畜産専用物品の生産に関するものを除く。）

七十二 飼料及び飼料添加物に関する基準及び規格の設定並びに検査に関すること。

七十三 有畜養農の発達を図ること。

七十四 草地の改良整備を図ること。

七十五 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

七十六 獣医師の指導監督を行うこと。

七十七 畜産に関する技術の改良発達を図ること。

七十八 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

七十九 野菜、飲食料品（酒類及び主要食糧である農産物を主な原料とするものを除く。次号及び第九十号において同じ。）及び油脂の生産、流通及び消費に関する行政に関する企画を行うこと。

八十 野菜、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

八十一 所掌事務に係る物資についての物価対策に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

八十二 卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）の整備を図ること。

八十三 中央卸売市場の指導監督を行うこと。

八十四 所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに所掌に係る事業の合理化に関すること。

八十五 所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行うこと。

八十六 前二号に掲げるものは、所掌に係る商工業その他の事業の発達、改善及び調整を図ること。

八十七 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行うこと。

八十八 所掌事務に関し一般消費者の利益の保護を図ること。

八十九 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

九十 野菜、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

九十一 農林畜水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

九十二 野菜の検査に関すること。（第九十六号に掲げるものを除く。）

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一六二

- 九十三 主要食糧及びこれを主な原料とする飲料品(以下「主要食糧等」という。)に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 九十四 主要食糧等の生産、流通、消費及び管理に関する調査及び企画を行うこと。
- 九十五 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。
- 九十六 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)による農産物の検査その他主要食糧等の検査に関すること。
- 九十七 農産物検査印紙の製造、発行及び売りさばきに関すること。
- 九十八 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。
- 九十九 主要食糧の輸出入の調整を行うこと。
- 百 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。
- 百一 農産物等(農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第二条第一項の農産物等をいう。以下同じ。)及び輸入飼料の買入れ及び売渡しを行うこと。
- 百二 農産物等及び輸入飼料の保管を行うこと。
- 百三 主要食糧を主な原料とする飲料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 百四 主要食糧の流通及び加工に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。
- 百五 林業行政に関する企画を行うこと。
- 百六 林業に関する総合調整を図ること。
- 百七 林業経営の改善を図ること。
- 百八 国有林野の管理及び処分並びに公有林野等官行造林地の管理に関すること。
- 百九 林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。
- 百十 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 百十一 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。
- 百十二 森林組合、林業信用基金、森林開発公団その他の林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 百十三 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。
- 百十四 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。
- 百十五 公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。
- 百十六 国有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に関すること。
- 百十七 林野の造林、営林及び治水に関すること。
- 百十八 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに林野の保全に係る地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。
- 百十九 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。
- 百二十 保安林に関すること。
- 百二十一 林道に関する指導監督を行うこと。
- 百二十二 森林保険に関すること。
- 百二十三 林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。
- 百二十四 森林病虫害等の駆除予防に関すること。
- 百二十五 国有林野及び公有林野等官行造林地の産物及び製品に関すること。
- 百二十六 立木の取得、加工及び処分に関すること。
- 百二十七 水産行政に関する企画を行うこと。
- 百二十八 水産業経営の改善を図ること。
- 百二十九 水産業協同組合、漁業信用基金協会及び中央漁業信用基金、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会その他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
- 百三十 北方領土問題対策協会に関すること。
- 百三十一 漁船保険、漁船乗組員給与保険、漁船積荷保険、漁船船主責任保険及び漁船乗組員主保険に関すること。
- 百三十二 漁業災害補償に関すること。
- 百三十三 輸出水産物の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)に基づき指定機関の指導監督を行うこと。
- 百三十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 百三十五 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関すること。
- 百三十六 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 百三十七 水産物及び水産業専用物品の検査に関すること。
- 百三十八 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関すること。(他省の所掌に属することを除く。)
- 百三十九 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関すること。
- 百四十 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行うこと。
- 百四十一 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。
- 百四十二 栽培漁業の促進に関すること。
- 百四十三 沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行うこと。
- 百四十四 水産資源の保護に関すること。
- 百四十五 遠洋漁業について許可その他指導監督を行うこと。
- 百四十六 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。
- 百四十七 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。
- 百四十八 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。
- 百四十九 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行うこと。
- 百五十 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行うこと。
- 百五十一 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行うこと。
- 百五十二 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧の事業(以下「漁港海岸保全事業」という。)並びに漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行うこと。
- 百五十三 漁港海岸保全事業を行うこと。
- 百五十四 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関すること。
- 百五十五 第五十号から前号までに掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関すること。
- 百五十六 水産資源、水産動植物の増殖及び養殖、水産加工その他水産に関する自然科学的試験及び調査研究並びにこれらに関する資料の取りまとめに関すること。
- 百五十七 水産に関する技術の普及交換を図ること。

百五十八 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)に基づいて、都道府県の行う資金の貸付けにつき助成を行うこと。

百五十九 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

百六十 第四百四十二号に掲げるもののほか、海洋水産資源の開発の促進に関すること。

百六十一 沿岸漁業に係る漁場の保全に関する事業の実施に関すること。

百六十二 政令で定める文教研修施設において、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授、水産に関する学理及び技術の教授及び攻究並びに所掌事務に関する研修を行うこと。

百六十三 第五百五十六号に掲げるもののほか、農林畜水産業その他の所掌に係る事項に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行うこと。

百六十四 所掌事務に係る圖書の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。

百六十五 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む。)に基づき農林水産省に属せられた事務

「第一節 内部部局」を「第一節 審議会等」に改める。

第六条を次のように改める。

(農業資材審議会)

第六条 本省に農業資材審議会を置く。

2 農業資材審議会は、種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)によりその権限に属せられた事項を行うほか、種苗、農薬、飼料、飼料添加物及び畜産に関する重要事項を調査審議する。

3 前二項に規定するもののほか、農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第七條から第十二条までを削る。

「第二節 附屬機關」を「第二節 施設等機關」に改める。

第十三條から第二十六條までを削り、第二章第二節中第二十七條を第八條とし、同條の前に次の一條を加える。

(施設等機關)

第七條 本省に次の機關を置く。

植物防疫所

動物防疫所

2 前項に規定するもののほか、当分の間、本省に那覇植物防疫事務所を置く。

第二十七條の二を第九條とし、第二十八條を第十條とし、第二十九條から第三十四條までを削る。

第二章第三節中第三十五條を第十六條とし、第三十六條中「本省を農林水産省」に、「左に」を「次に」に改め、同條中第十九號を第二十二號とし、第八號から第十八號までを三號ずつ繰り下げ、第七號の二を第十號とし、第四號から第七號までを二號ずつ繰り下げ、第三號の三を第五號とし、第三號の二を第四號とし、同條に次の一項を加え、同節第一款中同條を第十七條とする。

2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、政令で定める。

第三十七條を削る。

第三十八條第一項中「第三十六條第七號及び第七號の二」を「前條第一項第九號及び第十號」に改め、同條を第十八條とする。

第三十九條中「第三十六條第七號及び第七號の二」を「第十七條第一項第九號及び第十號」に改め、同條を第十九條とする。

第四十條及び第四十一條を削る。

第四十二條第一項中「本省」を「農林水産省」に改め、第二章第三節第二款中同條を第二十條とする。

第四十三條を削る。

第二章第三節を同章第四節とし、同節の前に次の一節を加える。

第三節 特別の機關

(農林水産技術會議)

第十一條 本省に農林水産技術會議(次條から第十五條までにおいて「會議」という。)を置く。

第十二條 會議は、次に掲げる事項を行う機關とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林水産省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林水産省の試験研究機関の行う試験研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関すること。

四 農林水産省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林水産省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

六 都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に関すること。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行う者の資質の向上に関すること。

八 農林水産省の本省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総括に関すること。

第十三條 會議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農山漁家の生活に係る試験研究に關し學識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。

4 会長及び委員は、再任されることができ。

第十四條 會議の事務を処理させるため、會議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十五條 第十一條から前條までに規定するもののほか、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章中第四十四條を第二十一條とする。

第三章第一節第一款中第四十五條を第二十二條とし、同條の次に次の一條を加える。

(食糧庁の所掌事務)

第二十三條 食糧庁は、第四條第一號、第三號、第五號、第十七號から第二十號まで、第八十一號、第八十四號から第八十六號まで、第八十八號、第八十九號、第九十三號から第九十四號まで及び第六十二號から第六十五號までに掲げる事務をつかさどる。

第四十六條中「その」を「前條に規定する」に、「第四條第一號から第十六號の三まで、第十六號の五、第十六號の六、第二十號、第四十五號から第四十七號の三まで、第四十八號から第四十九號の二まで、第七十一號及び第七十二號」を「第五條第一號から第九號まで、第十四號、第四十六號から第五十號まで、第五十二號から第五十四號まで、第七十五號及び第七十六號」に改め、同條を第二十四條とする。

第三章第一節第二款及び第三款を削り、同節第四款中第五十五條を第二十五條とする。

第五十六條第二項中「本省並びに林野庁及び水産庁」を「農林水産省」に改め、同條第三項中「農畜園芸局長、畜産局長、食品流通局長」を「農林水産省の内部部局として置かれる局で当

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一六四

該事務を所掌するものの局長」に改め、同条を第二十六条とする。

第五十七條を第二十七條とする。

第三章第一節第四款を同節第二款とする。

第三章第二節第一款中第五十八條を第二十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(林野庁の所掌事務)

第二十九條 林野庁は、第四條第一号から第三号まで、第五号、第十七号から第二十号まで、第八十一号、第八十四号から第八十六号まで、第八十八号、第八十九号、第九十五号から第九十六号まで及び第九十七号から第九十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第七十一條第三項を削り、同条を第三十四條とし、同条の次に次の一条を加える。

(管林局、管林支局及び管林署の所掌事務の調整)

第三十五條 林産物の運搬設備の管理上の必要その他特別の必要があるときは、管林局長は、管林署の所掌事務の一部を管林支局に行わせ、又は管林支局の所掌事務の一部を管林署に行わせることができる。

「第四條第一号から第十五号の二まで、第十六号の五、第十六号の六、第二十号、第二十四号の二、第三十四号の三、第五十号から第六十一号まで、第七十一号及び第七十二号」を「第五條第一号から第四号まで、第八号、第九号、第十四号、第十八号、第三十一号、第五十五号から第六十五号まで、第七十五号及び第七十六号」に改め、同条を第三十條とする。

第三章第二節第二款及び第三款を削り、同節第四款中第六十六條を第三十一條とする。

第六十七條中第五号を第八号とし、第四号の二を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とし、同条に次の二項を加え、同条を第三十二條とする。

2 管林局の名称、位置、管轄区域及び組織については、政令で定める。

3 管林局の職員の服制については、農林水産省令で定める。

第六十八條から第六十九條の二までを削る。
第七十條第一項中「第六十七條第一号から第四号まで及び第五号」を「前条第一項第一号から第六号まで及び第八号」に改め、同条第二項中「管轄区域は、次のとおりとする」を「管轄区域

十六号から第七十六号まで」に改め、同条を第三十九條とする。

第三章第三節第二款及び第三款を削り、第八十九條第三項中「位置は、次のとおりとする」を「位置については、政令で定める」に改め、同項の表を削り、同節第四款中同条を第四十條とし、同款を同節第二款とする。

第九十條中「農林水産省」を「前項に定めるもののほか、農林水産省」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、第四章中同条を第四十一條とする。

食糧庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(農業災害補償法の一部改正)
第九十八條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第九十八號)の一部を次のように改正する。

第九十九條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第九十八號)の一部を次のように改正する。
「森林国営保險法(昭和二十二年法律第二十五號)第二十二條第一項、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八號)第百三十八條の二十二第一項及び漁業災害補償法(昭和二十九年法律第百五十八號)第百四十七條の十二第二項」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産省に農林漁業保險審査会を置く。
前二項に規定するもののほか、農林漁業保險審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(農業取締法の一部改正)
第九十九條 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「農産検査所の」を「農産の検査を行う」に改める。

(農業改良助長法の一部改正)
第一百條 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五號)の一部を次のように改正する。

第三條の二中「農業試験場その他の」を削る。

(肥料取締法の一部改正)
第一百條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百一十七號)の一部を次のように改正する。

第三十條第三項中「農林水産省肥料検査所」を「農林水産省」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)
第一百條 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百二十九號)の一部を次のように改正する。

第三條の二第三項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(真珠養殖事業法の一部改正)
第九號 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「真珠検査所の」を削り、「但し」を「ただし」に改める。
第九條第一項中「真珠検査所に対して」を「省令の定めるところにより」に改める。

(飼料供給安定法の一部改正)
第一百條 飼料供給安定法(昭和二十七年法律第百五十六號)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「ひつ迫した」を「ひつ迫した」に改め、同条第一項中「ひつ迫し」を「ひつ迫し」に、「畜産振興審議会にはかり」を「政令で定める審議会に諮り」に、「附する」を「付する」に改める。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の一部改正)
第一百條 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二號)の一部を次のように改正する。

第二條の二第五項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
第十五條中「畜産振興審議会」を「第二條の二第五項の政令で定める審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)
 第六百六条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)
 第七七条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八節 通商産業省関係
 (通商産業省設置法の一部改正)
 第八八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 本省

第一節 特別な職(第六条)

第二節 審議会(第七条)

第三節 特別の機関(第八条・第九条)

第四節 地方支分部局

第一款 通商産業局(第十条・第十三条)

第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等(第十四条・第十六条)

第三章 外局(第十七条・第二十四条)

第一節 資源エネルギー庁(第十八条・第二十条)

第二節 特許庁(第二十一条・第二十三条)

第三節 中小企業庁(第二十四条)

第四章 職員(第二十五条)

附則

第五条を削り、第四条第一項各号列記以外の

昭和三十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

部分中「この法律」を「前条」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基づく」を「基づく」に改め、同項第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号から第十七号までを十二号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「取極」を「取決」に改め、同項第十九号中「し、同項第十九号を第七号とし、第二十号から第二十三号までを十二号ずつ繰り上げ、第二十三号の二を削り、第二十四号を第十二号とし、同項第二十四号の二中「基き」を「基づき」に改め、同項第二十四号の二を削り、同項第二十五号とし、第二十六号の二を第二十六号とし、第二十七号を第二十七号とし、第二十八号から第三十号までを十号ずつ繰り上げ、第三十号の二を第二十一号とし、同項第三十号の三中「昭和五十年法律第八十四号」を削り、同項第三十二号とし、同項第三十一号を同項第二十三号とし、同項第三十二号中「基き」を「基づく」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三十四号とし、同項第三十三号を第二十五号とし、第三十四号から第三十六号までを八号ずつ繰り上げ、第三十六号の二を第二十九号とし、同項第三十六号の三中「行なう」を「行う」に改め、同項第三十八号とし、同項第三十七号を第三十一号とし、第三十八号を第三十二号とし、第三十九号の二を第三十三号とし、第三十八号の三を第三十四号とし、第三十九号を第三十五号とし、第三十九号の二を第三十六号とし、第三十九号の三を第三十七号とし、第三十九号の四を第三十八号とし、第三十九号の五を第三十九号とし、同項第五十一号中「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同項を同項第五十三号とし、同項第五十号中「昭和二十三年法律第八十三号」を削り、同項を同項第五十二号とし、同項第四十九号を第五十一号とし、第四十八号を第五十号とし、第四十七号を第四十九号とし、同項第四十六

号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同項第四十八号とし、同項第四十五号を同項第四十七号とし、同項第四十四号の三中「昭和三十三年法律第六十六号」を削り、同項を同項第四十六号とし、同項第四十四号の二を同項第四十五号とし、第一章中同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(通商産業省の所掌事務)

第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 所掌に係る物資(電力を含む。)の総合的な需給に関する政策及び計画その他商工業に関する基本的な政策及び計画を立案すること。

二 所掌事務に関する調査一般に関すること。

三 所掌事務に関し、図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行うこと。(次号に掲げるものを除く。)

四 商工業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行うこと。

五 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づく物資及び役務の調達に関すること。

六 通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。

七 通商に関する協定又は取決めの実施(通商経済上の経済協力に係るものを含む。)に関すること。

八 海外市場、内外通商事情その他通商に関する調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。

九 通商経済上の国際協力(経済協力を含む。)に関すること。

十 輸出入の増進、改善及び調整を図ること。

ること。

十一 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十二 通商に伴う外国為替を管理すること。

十三 輸出入及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

十四 通商手続を監査し、及びその勵行を図ること。

十五 輸出検査に関すること。

十六 輸出保険に関すること。

十七 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。

十八 通商に関する団体の指導及び監督(通商経済上の経済協力に係るものを含む。)を行うこと。

十九 アジア経済研究所に関すること。

二十 国際協力事業団に関すること。

二十一 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関すること。(防衛施設庁の所掌に係るものを除く。)

二十二 所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

二十三 第六号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。

二十四 所掌に係る事業に係る産業構造の改善その他事業の合理化に関すること。

二十五 所掌に係る事業に要する資金の融通をあっせんすることその他事業の経理に関すること。

二十六 事業の労務に関する所掌に係る事務に関すること。

二十七 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。(前三号に掲げるものを除く。)

二十八 特定産業信用基金に関すること。

昭和三十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一六六

- 二十九 商工会議所及び日本商工会議所に關すること。
- 三十 所掌に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に關する調整を図ること。
- 三十一 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に關すること。
- 三十二 割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び割賦購入あつせんに関すること。
- 三十三 通商に關する参考品等の収集及び展示紹介に關すること。
- 三十四 物資の輸送、保管及び保険に關する所掌に係る事務に關すること。
- 三十五 所掌事務に關する消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に關すること。
- 三十六 所掌に係る物資に關する價格等の統制に關すること。
- 三十七 所掌に係る事業に關する外国投資家に係る技術導入契約の審査を行うこと。
- 三十八 所掌に係る事業に關する外国投資家の株式その他の財産の取得等の審査を行うこと。
- 三十九 商鉱工業の発達及び改善に關する基本に關すること。
- 四十 工業用地、工業用水その他の産業立地に關すること。
- 四十一 工業用水道に關すること。
- 四十二 水資源開発公団に關すること。
- 四十三 地域振興整備公団に關すること。
- 四十四 産業公害の防止に關する調査及び指導その他の所掌に係る産業公害の防止に關すること。(次号及び第五十三号に掲げるものを除く。)
- 四十五 所掌に係る事業の産業廃棄物の処理に關すること。
- 四十六 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。
- 四十七 火薬類及び高圧ガスの取締りに關すること。
- 四十八 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に關すること。
- 四十九 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。
- 五十 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に關する通気及び災害時における救護を含む。)を図ること。
- 五十一 鉱物資源の保護を図ること。
- 五十二 鉱山の施設の保全を図ること。
- 五十三 鉱害の防止を図ること。
- 五十四 鉱山における保安技術の改善を図ること。
- 五十五 鉱山保安に關する教育及び指導を行うこと。
- 五十六 第四十四号から前号までに掲げるもののほか、所掌に係る公害の防止及び保安に關すること。
- 五十七 鉱害の賠償に關すること。
- 五十八 次に掲げる鉄鋼、軽金属等(核燃料物質を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。
- 鉄鋼
- 鋼材及びその半製品
- 合金鉄
- 鉄鋼製品
- 軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金属
- 金属くず
- 非鉄金属製品
- 五十九 次に掲げる化学工業品等(化学肥料、飲食品及び農業を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。
- 品物の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。
- 硫酸、酸性ソーダその他無機化学工業品
- エチレン、エチレン系誘導品その他有機化学工業品
- しゅう油、ゴム、ゴム製品及び油脂製品
- その他化学工業品
- 六十 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 六十一 化学肥料(炭酸カルシウムを除く。)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整を図ること。
- 六十二 肥料價格安定等臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十八号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。
- 六十三 化学物質の審査及び製造等の規制に關する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。
- 六十四 アルコールの専売に關すること。
- 六十五 次に掲げる機械器具等(鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶機関、船舶用品及び農林水産省が生産を所掌する農機具を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)
- 工作機械器具
- 精密機械器具
- 産業機械器具
- 農水産機械器具
- 電子機械器具
- 電気機械器具及び電気用品
- 電気通信機械器具及び電気通信用品
- 原動機
- 自動車
- 自転車
- 産業車両
- 陸用内燃機関
- 航空機
- 銃砲
- その他機械器具
- 六十六 鑄造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 六十七 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 六十八 計量に關すること。
- 六十九 自転車競走及び小型自動車競走の施行に關すること。
- 七十 武器の製造の事業の許可に關すること。
- 七十一 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業の許可に關すること。
- 七十二 航空機又は航空機用機器の確認又は証明に關すること。
- 七十三 機械類信用保険に關すること。
- 七十四 情報処理振興事業協会等に關する法律(昭和四十五年法律第九十号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。
- 七十五 次に掲げる繊維工業品、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。
- 綿製品
- 生糸、繭短繊維及び絹製品
- 化学纖維製品
- 羊毛製品
- 麻製品

パルプ、紙及び紙製品

皮革(原皮及び原毛皮を除く)及び皮革製品

木竹製品、金属製日用品及び包装材料
陶磁器、ガラス、セメントその他窯業品
土木建築材料(木材を除く)

その他繊維工業品及び雑貨工業品

七十六 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七十七号)第三条に規定する所掌事務

七十七 銑鉄、鋼材(その半製品を含む)、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、試薬並びにその生産を所掌する化学工業品(国内向けの肥料用のものを除く)、機械器具、繊維製品及び日用品の検査その他所掌に係る物資の検査に関する事

七十八 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する総合的な政策及び計画を立案すること

七十九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに関する内外事情に関し、調査し、分析し、及び情報を提供すること

八十 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の施行に關すること

八十一 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の施行に關すること

八十二 鉱業権の設定等に関する出願、登録その他鉱山に關すること(第五十号から第五十七号までに掲げるものを除く)

八十三 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整を図ること

鉱物(石油、可燃性天然ガス、石炭及び亜炭を除く)及び重要土石

非金属鉱物製品(石油製品、可燃性天然ガス製品、石炭製品及び亜炭製品を除く)

く。

非鉄金属(第五十八号に掲げるものを除く)及び核燃料物質たる非鉄金属製品

八十四 石油及び可燃性天然ガス並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く)の増進、改善及び調整に関する事

八十五 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること

八十六 鉱物の埋蔵量の調査に関する事

八十七 鉱物資源の開発に關すること

八十八 石油精製業の許可に關すること

八十九 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)の施行に關すること

九十 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)の施行に關すること

九十一 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に關すること

九十二 電気、ガス及び熱供給の料金その他の供給条件に關すること

九十三 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の経理及び会計の監督に關すること

九十四 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の運営を調整すること

九十五 電気、ガス及び熱供給に関する施設、電気用品、ガス用品並びに電気工事業に関する監督その他電気、ガス及び熱供給の保安に關すること

九十六 発電水力の調査及び調整を行い、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること

九十七 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること

九十八 発電に關する原子力の利用に關すること

の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること

百 前二号に掲げるもののほか、原子力の研究、開発及び利用に關する所掌に係る事務に關すること

百一 工業所有権に關する指導を行うこと

百二 工業所有権に關する調査及び統計に關すること

百三 工業所有権に關する公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行し、並びにこれらに關覽させること

百四 弁理士に關すること

百五 工業所有権に關し、外国と連絡すること

百六 工業所有権に關する出願書類の方式審査、分類、整理、保管その他出願に關すること

百七 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の交付、特許料及び登録料の収納その他登録に關すること

百八 工業所有権に關する審査(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む)に關すること

百九 工業所有権に關する審判に關すること

百十 第一号から前号までに掲げるもののほか、工業所有権に關すること

百十一 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)第三条に規定する所掌事務

百十二 政令で定める文教研修施設において、鉱山保安に關する技術及び実務の教授並びに所掌事務に關する研修を行うこと

百十三 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む)に基づき通商産業省に屬させられた事務

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 特別な職

第六条の見出しを「(通商産業審議官)」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第七條から第十六條まで及び第二章第二節を削る。

第二章第三節第一款中第二十六條を第十條とする。

第二十七條中「本省及び外局の事務(立地公告局の事務のうち第九條の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務を除く)」を「通商産業省の所掌事務(第四條第五十号から第五十五号までに掲げる事務を除く)」に改め、同条第二号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一号中「行なう」を「に關する」に改め、同条第十五号、第十七号及び第二十号中「行なう」を「を行う」に改め、同条を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第十二條 通商産業省の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

第二十八條から第三十條の二までを削り、第三十一條を第十三條とする。

第三十二條第三項を削り、同條第四項中「立地公告局の事務のうち第九條の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」を「通商産業省の所掌事務のうち第四條第五十号から第五十五号まで」に改め、同項を同條第三項とし、第二章第三節第二款中同條を第十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(名称、位置、管轄区域及び内部組織)
第十五條 鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

2 那覇鉱山保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所の内部組織は、通商産業省に屬させられた事務

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

第二節 審議会

省令で定める。
第三十三条及び第三十四条を削り、第三十五条を第十六条とする。
第二章第三節を同章第四節とする。
第六条の次に次の二節を加える。

輸出入取引審議会	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)、輸出品デザイン法及び輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十五年法律第八十五号)によりその権限に属せられた事項のほか、輸出入取引並びに輸入物資の買付け及び配分に関する重要事項
輸出検査及びデザイン奨励審議会	輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)によりその権限に属せられた事項のほか、輸出検査及びデザインに関する奨励に関する重要事項
産業構造審議会	特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)によりその権限に属せられた事項のほか、産業構造に関する重要事項
製品安全及び家庭用品品質表示審議会	消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)及び家庭用品品質表示法(昭和三十一年法律第四号)によりその権限に属せられた事項のほか、消費生活用製品の安全性及び家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項
工場立地及び工業用水審議会	工場立地法(昭和二十四年法律第二十四号)及び工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)によりその権限に属せられた事項のほか、工場立地及び工業用水に関する重要事項
航空機・機械工業審議会	特定機械情報産業振興臨時措置法(昭和五十三年法律第八十四号)によりその権限に属せられた事項のほか、航空機工業の育成その他の機械工業の振興に関する重要事項

2 前項に掲げる審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他これらの審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三節 特別の機関

(工業技術院)

第八条 本省に、工業技術院を置く。
第九条 工業技術院は、鉱工業の科学技術に関する試験研究等を行う機関とする。
2 工業技術院の組織、所掌事務その他の事項は、工業技術院設置法の定めるところによる。
第三章第三十六條を第十七條とする。
第三章第一節第一款の款名を削る。
第三十六條の二第二項中「行なう」を「行う」に

で及び第五十一号」を「第五條第一号、第五号、第七号、第十二号、第二十三号、第二十五号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十七号まで及び第五十三号」に改め、同条を第二十條とする。
第三章第一節第二款及び第三款を削る。
第三章第二節第一款の款名を削る。
第三章第二節第三款を第二十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(所掌事務)
第二十二條 特許庁は、第四條第一号から第一百十号まで及び第一百十二号に掲げる事務をつかさどる。
第三十八條中「その」を「前條に規定する」に、
「第四條第一号から第十二号まで、第四十六号から第四十九号まで及び第五十一号」を「第五條第一項第四十八号から第五十一号まで及び第五十三号」に改め、同条を第二十三條とする。
第三章第二節第二款及び第三款を削る。
第四十八條中「組織」を削り、第三章第三節中同條を第二十四條とする。
第四十九條中「通商産業省」を「前項に定めるもののほか、通商産業省」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加え、第四章中同條を第二十五條とする。

資源エネルギー庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、通商産業大臣が任命する。
附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削る。
(工業技術院設置法の一部改正)
第九條 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第四條から第六條までを次のように改める。
(部及び試験研究所)
第四條 工業技術院に、部及び試験研究所を置く。

(名称、所掌事務又は業務の範囲、位置及び内部組織)
第五條 前條の部の名称及び所掌事務の範囲は政令で、工業技術院の位置及び同條の部の内部組織は通商産業省令で定める。
2 前條の試験研究所の名称及び業務の範囲は政令で、その位置及び内部組織は通商産業省令で定める。
(支所等)
第六條 通商産業大臣は、試験研究所の業務を分掌させるため、所要の地に試験研究所の支所及び出張所を設置することができる。その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。
第七條から第九條までを削り、第十條中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同條を第七條とする。
附則中第十一條を第八條とし、第十二條から第十五條までを削る。
(総合エネルギー調査会設置法の一部改正)
第十條 総合エネルギー調査会設置法(昭和四十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中、附屬機関として「を削る」。
第七條を削り、第八條を第七條とする。
(中小企業庁設置法の一部改正)
第十一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項中「第三條」を「次條」に改める。
第二條の二を削る。
第三條第一項第二号中(昭和二十四年法律第八十一号)の下に「中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)及び商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)」を加え、同項第二号の二及び第二号の三を削り、同項第五号中「商工組合中央金庫」の下に「中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」を加え、同項第五号の二及び第

五号の三を削り、同項第七号の六中「四相場高騰関連中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第二号）」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六号）」及び「産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）」に改め、同項第七号の七及び第七号の八を削り、同項第十号中「事務」の下に「及び法律（これに基づく命令を含む。）に基づき中小企業庁に属せられた事務」を加える。

第四号及び第五号を削る。

（弁理士法の一部改正）

附則中第六号を第四号とし、第七号を削る。

第七号ノ二第二項中「弁理士審査会」を「第十七条ノ政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

第十七条中「弁理士審査会」を「政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

第二十号中「弁理士審査会」を「第十七条ノ政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

（自転車競技法等の一部改正）

第百十三号 次に掲げる法律の規定中「車両競技審査会」を「政令で定める審査会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

一 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条の二十第二項

二 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十九条の二十第二項

（鉱山保安法の一部改正）

第百十四号 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十二号の見出しを「監督組織」に改め、同条中「内部部局として立地公害局を、地方支分部局として」を「鉱山保安主管局（通商産業省の内部部局である局で、保安に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。）並びに」に改める。

第三十四号中「立地公害局」を「鉱山保安主管局並びに」に改める。

第四十三号 削除

第四十九号 削除

第五十二号及び第五十三号を次のように改める。

第五十四号の見出しを「労働大臣の勸告等」に改め、同条第二項中「労働省労働基準局長」を「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第二項に規定する労働基準主管局長」に、「立地公害局長」を「鉱山保安主管局長」に改める。

局並びに」に改める。

第四十三号 削除

第四十九号 削除

第五十二号及び第五十三号を次のように改める。

第五十四号の見出しを「労働大臣の勸告等」に改め、同条第二項中「労働省労働基準局長」を「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第二項に規定する労働基準主管局長」に、「立地公害局長」を「鉱山保安主管局長」に改める。

（工業標準化法の一部改正）

第百十五号 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三号第一項中「通商産業省」を「工業技術院」に改める。

第九号を次のように改める。

（輸出保険法の一部改正）

第百十六号 輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九号」を「第十八号」に改める。

第十九号を削除。

（商品取引所法の一部改正）

第百十七号 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十七号中「通商産業省の附属機関として」を「通商産業省に」に改める。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第百十八号 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八号の二の見出しを「（審査会への諮問等）」に改め、同条第一項中「石油審査会」を「政令で定める審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

（特許法の一部改正）

第百十九号 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八十五号の見出しを「（審査会の意見の聴取等）」に改め、同条第一項中「工業所有権審査会」を「政令で定める審査会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

（産地地域振興臨時措置法の一部改正）

第百二十号 産地地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「産地地域振興審査会」を「政令で定める審査会（以下「審査会」という。）」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第三条第一項及び第四条第一項中「産地地域振興審査会」を「審査会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五条中「産地地域振興審査会」を「審査会」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改める。

（石油業法の一部改正）

第百二十一号 石油業法（昭和三十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条本文中「石油審査会」を「政令で定める審査会」に改め、同条ただし書中「石油審査会」を「当該審査会」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第百二十二号 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二号を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

第百二十三号 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

第百二十四号 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

第百二十五号 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

第百二十六号 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

第百二十七号 繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）の一部を次のように改める。

（繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正）

に改正する。

第三条第一項中「繊維工業審査会」を「政令で定める審査会」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第百二十四号 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七号第一項中「高圧ガス及び火薬類保安審査会」を「政令で定める審査会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

（情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正）

第百二十五号 情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「情報処理振興審査会及び電気通信審査会」を「政令で定める審査会」に改める。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正）

第百二十六号 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項中「大規模小売店舗審査会」を「政令で定める審査会」に改め、同条第二項中「大規模小売店舗審査会又は」を「前項の政令で定める審査会又は」に、「前項」を「同項」に改める。

（石油需給適正化法の一部改正）

第百二十七号 次に掲げる法律の規定中、附属機関としてを削る。

一 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第十三号第一項

（石油需給適正化法の一部改正）

第百二十八号 次に掲げる法律の規定中、附属機関としてを削る。

一 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第十三号第一項

（石油需給適正化法の一部改正）

第百二十九号 次に掲げる法律の規定中、附属機関としてを削る。

一 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第十三号第一項

（石油需給適正化法の一部改正）

第百三十号 次に掲げる法律の規定中、附属機関としてを削る。

一 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第十三号第一項

昭和五十八年十月十一日 衆議院会議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一七〇

二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第十一條第一項 中小企業者の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)第十二條第一項(石油備蓄法の一部改正)

第二百二十八条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「石油審議会」を「政令で定める審議会(以下「審議会」という。)」に改め、同条第三項中「石油審議会」を「審議会」に改める。
(揮発油販売法の一部改正)

第二百二十九条 揮発油販売法(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「石油審議会」を「政令で定める審議会(以下「審議会」という。)」に改める。
第十八條第三項及び第十九條第一項中「石油審議会」を「審議会」に改める。
第九節 運輸省関係
(運輸省設置法の一部改正)

第三百二十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
「第一節」の一部を次のように改正する。
目次中 第二節 航空事故調査委員会(第三十條) 第三節 附屬機関(第二十九條) 第三十八條(二) を「第二節及び第三節 削除」に、
「第三十九條 第五十五條の八」を「第三十九條 第五十五條」に、「第四十五條」を「第四十三條」に、「第四十六條 第五十條」を「第四十四條 第四十六條」に、「第五十一條 第五十五條」を「第四十七條 第四十九條」に、「第五十五條の二 第五十五條の五」を「第五十條 第五十二條」に、「第五十五條の六 第五十五條の八」を「第五十三條 第五十五條」に、「第六十條 第六十一條」を「第六十條 第六十一條」に、
「第二款 内部部局(第六十二條 第六十七條) 第三款 附屬機関(第六十八條 第七十六條) 第四款 地方機関(第七十七條 第八十一條)」

「第二款 内部部局(第六十二條 第六十七條) 第三款 附屬機関(第六十八條 第七十六條) 第四款 地方機関(第七十七條 第八十一條)」

を「第二款及び第三款 削除
第四款 地方支分部局(第七十七條 第八十一條)」に改める。
第三條の次に次の一條を加える。
(運輸省の所掌事務)
第三條の二 運輸省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 運輸に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。
二 所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。
三 所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に関すること。
四 所掌事務に関する都市における交通調整に関すること。
五 所掌事務に関して、技術の振興、調整及び活用を図ること。
六 所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること。
七 所掌事務に係る価格等の統制に関すること。
八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務に関すること。
九 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。
十 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定の認可及びその物資に係る指定機関の監督に関すること。
十一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の施行に関すること(環境庁の所掌に属するもの(本邦周辺海域及びその排出又は焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定に関するものを除く。))を除く。
十二 石油パイプライン事業法(昭和四十七

年法律第五号)の施行に関すること。
十三 所掌事務に関する公益法人その他の団体に係る許可及び認可に関すること。
十四 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。
十五 旅行業及び旅行業者の組織する団体に係ること。
十六 通関案内業に関すること。
十七 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
十八 ホテル及び旅館の登録に関すること。
十九 ユースホステルセンターに関すること。

二十 観光宣伝に関すること。
二十一 所掌に属する観光に関する事務に関する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。
二十二 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。
二十三 自動車航路送貨物定期航路事業及び旅客定期航路事業の許可及び認可に関すること。
二十四 定期航路事業及び旅客定期航路事業における運賃及び料金に関すること。
二十五 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の施行に関すること。
二十六 内航海運業の許可及び認可に関すること。
二十七 内航海運業に関する標準運賃、標準料金及び標準貨渡料の設定に関すること。
二十八 内航海運業の安定に関すること。
二十九 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関すること。
三十 水上運送事業における補償に関すること。
三十一 船舶の建造に係る融資についての利

子補給に関すること。
三十二 小型船舶相互保険組合の設立の認可に関すること。
三十三 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
三十四 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
三十五 水上運送の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

三十六 海事代理士に関すること。
三十七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
三十八 第二十二号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。
三十九 船舶 船舶用機関及び船舶用品の検査及び型式承認に関すること。
四十 海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)に規定する灯火、形状物及び信号設備に関する基準に関すること。
四十一 満載喫水線の指定に関すること。
四十二 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
四十三 小型船舶検査機構に関すること。
四十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
四十五 特定船舶製造業安定事業協会に関すること。
四十六 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体(航路啓開のためにする船舶の引揚げ及び解体を除く。以下同じ。)並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
四十七 船舶 船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関する

こと。

四十八 実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること。

四十九 船舶のトン数の測定及び登録に関すること。

五十 船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。

五十一 造船に関する事業並びに船舶の引揚げ及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

五十二 モーターボート競走の施行に関すること。

五十三 船員の労働組合に関すること。

五十四 船員の労働関係の調整に関すること。

五十五 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に関すること。

五十六 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。

五十七 船員の最低賃金に関すること。

五十八 船員法(昭和二十二年法律第百号)における船内規律に関すること。

五十九 船員手帳及び船員原簿に関すること。

六十 船員の失業対策に関すること。

六十一 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他船員の労務の需給調整に関すること。

六十二 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。

六十三 船員の福利厚生に関すること。

六十四 船員に係る勤労者の財産形成に関すること。

六十五 船員災害防止計画及び船員災害防止協会に関すること。

六十六 船員の教育及び養成に関すること。

六十七 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。

六十八 水先に関すること。

六十九 外国船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関すること。

七十 港湾(港湾施設を含む。以下この条において同じ。)の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に関すること。

七十一 航路の建設、改良、保存及び管理に関すること。

七十二 委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。

七十三 海洋の汚染の防除に関する事業の実施に関すること。

七十四 港湾内の公有水面の埋立て、干拓及び使用に関すること。

七十五 港湾内の運河に関すること。

七十六 港湾内の海岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行い、又はこれらを行う者に対する助成及び監督を行い、その他海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の施行に関する事務で港湾に関するものを管理すること。

七十七 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の施行に関すること。

七十八 広域臨海環境整備センターに関すること。

七十九 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。

八十 港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八十一 港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録に関すること。

八十二 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関すること。

八十三 倉庫業その他の保管事業に関する料金及び寄託約款に関すること。

八十四 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

八十五 港湾における入港料、使用料、港湾作業料その他運輸に関する料金に関すること。

八十六 港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。

八十七 港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

八十八 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画の作成その他新幹線鉄道の整備に関すること。

八十九 日本国有鉄道の新線の建設の許可、鉄道の営業線の貸借又は譲渡及び譲受の認可その他許可及び認可に関すること。

九十 日本国有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付けその他財務に関すること。

九十一 日本国有鉄道の役員及び職員の仕事、分限、給与及び福祉の増進に関すること。

九十二 日本国有鉄道に関する公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

九十三 鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに鉄道司法警察に関すること。

九十四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関すること。

九十五 地方鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の財務に関すること。

九十六 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に関すること。

九十七 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に関すること。

九十八 地方鉄道及び軌道の買収及び補償に関すること。

九十九 鉄道財団及び軌道財団に関すること。

百 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運賃及び料金に関すること。

百一 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。

百二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。

百三 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の労務に関すること。

百四 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、鉄道信号保安装置その他の陸運機器並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の施設に関するものについての工業標準に関すること。

百五 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する物資並びに鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

百六 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に関する事業に関すること。

百七 第八十八号から前号までに掲げるもののほか、日本国有鉄道の監督その他鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の発達、改善及び調整に関すること。

百八 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業(附帯業務を含む。以下同じ。)及び通運計算事業に関する免許、許可及び認可に関すること。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一七二

すること。

百九 自動車運送取扱事業(附帯業務を含む。以下同じ。)に関する登録及び認可に関すること。

百十 前二号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

百十一 自動車ターミナルに關すること。

百十二 軽車両等運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

百十三 道路運送に關する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。

百十四 家用自動車の使用の調整に關すること。

百十五 第八号から前号までに掲げるもののほか、道路運送に關する事業、通運事業、通運計算事業及び道路運送車両による輸送の発達、改善及び調整に關すること。

百十六 道路運送及び道路運送車両と道路との關連に關する調査及び研究に關すること。

百十七 高速自動車国道の予定路線及び路線並びに整備計画に關すること。

百十八 首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路の基本計画並びに地方道路公社の管理する指定都市高速道路の整備計画に關すること。

百十九 日本道路公団の管理する高速自動車国道、首都高速道路公団の管理する首都高速道路、阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路及び地方道路公社の管理する指定都市高速道路の料金に關すること。

百二十 駐車場及び自動車車庫に關すること。

百二十一 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

百二十二 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

百二十三 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

自動車整備士に關すること。

百二十四 自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

百二十五 軽車両及び自動車用代燃装置の生産及び生産に關する事業並びに軽車両、自動車用代燃装置及び自動車車庫に關する工業標準に關すること。

百二十六 道路運送車両その他の道路運送及び通運の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の改善、需給の調査及びあつせん並びに配分に關すること。

百二十七 第八号から前号までに掲げるもののほか、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に關すること。

百二十八 自動車運送事業の補償に關すること。

百二十九 第八号から前号までに掲げる所掌事務に係る事業の財務及び労務に關すること。

百三十 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

百三十一 自動車損害賠償責任再保険事業、自動車損害賠償責任共済保険事業及び自動車損害賠償保障事業に關すること。

百三十二 自動車事故対策センターに關すること。

百三十三 航空機の登録及び航空機抵当に關すること。

百三十四 航空機の安全性に關すること。

百三十五 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。以下同じ。)に關すること。

百三十六 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

百三十七 航空機の騒音基準適合証明に關すること。

百三十八 航空従事者に關する証明に關すること。

百三十九 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

百四十 航空従事者の教育及び養成に關すること。

百四十一 航空路の指定に關すること。

百四十二 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。

百四十三 飛行場の設置及び管理並びに検査に關すること。

百四十四 空港の設置及び管理に關する地方公共団体の助成に關すること。

百四十五 新東京国際空港の安全確保に關する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の施行に關すること。

百四十六 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律(昭和四十二年法律第百十号)の施行に關すること。

百四十七 空港周辺整備機構に關すること。

百四十八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の施行に關すること。

百四十九 飛行場の改善のための調査及び研究に關すること。

百五十 飛行場の建設、改良及び維持に關すること。

百五十一 委託により、飛行場の工事を施行すること。

百五十二 航空保安施設の設置及び管理並びに航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。

百五十三 航空交通管制に關すること。

百五十四 飛行計画に關すること。

百五十五 航空機の運航に關する情報の提供に關すること。

に關すること。

百五十六 航空機の航行の方法その他の航行の安全に關すること。

百五十七 航空運送事業、利用航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

百五十八 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

百五十九 外国航空機の航行に關すること。

百六十 航空運送代理店業及び航空運送取扱業に關すること。

百六十一 航空機に關する事故の調査に關すること。

百六十二 所掌事務に係る航空に關する工業品等についての工業標準に關すること。

百六十三 所掌事務に係る航空に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

百六十四 所掌事務を遂行するために使用する航空機及び通信施設の運用及び整備に關すること。

百六十五 船舶整備公団、日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団、住宅・都市整備公団、新東京国際空港公団、日本原子力船研究開発事業団、国際観光振興会、日本自動車ターミナル株式会社及び日本航空株式会社に關すること。

百六十六 次に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究を行うこと。

イ 船舶、船舶用機関及び船舶用品に關すること。

ロ 電子航法に關すること。

ハ 人工衛星による航法に關すること。

ニ 港湾及び航路の建設、改良及び保全に關すること。

ホ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に關すること。

ヘ 飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に關すること。

ト 所管行政に係る技術で陸運及び航空に
関する安全の確保、公害の防止等に係る
もの。

チ イからトまでに掲げるもののほか、所
管行政に係る技術に関するもの。

百六十七 委託により、前号イからチまでに
掲げる事項に関する設計、試験、調査、研
究及び技術の指導を行うこと。

百六十八 政令で定める文教研修施設におい
て、船舶運航に関する学術及び技能の教
授、商船大学及び商船高等専門学校に在籍
の学生その他運輸大臣の指定する者の航海訓練、
海員の養成、航空に関する専門の学科及び
技能の教授による航空従事者の養成並びに
所掌事務に関する研修を行うこと。

百六十九 海上保安庁法(昭和二十三年法律
第二十八号。これに基づく命令を含む。)に
基づき、海上保安庁に属せられた事務

百七十 海難審判法(昭和二十二年法律第百
三十五号。これに基づく命令を含む。)に基
づき、海難審判庁に属せられた事務

百七十一 気象業務に関する基本計画の設定
に関すること。

百七十二 気象、地震(地震及び火山現象を
除く)、津波、高潮、波浪及び洪水の予報
業務並びに気象の観測の成果を無線通信に
より発表する業務に関する許可に関するこ
と。

百七十三 気象、地震(地震及び火山現象を
除く)及び水象の予報及び警報に関するこ
と。

百七十四 気象、地震及び水象の観測の成果
及び情報の速報に関すること。

百七十五 気象通信に関すること。

百七十六 気象、地震、地動、地球磁気、地
球電気及び水象並びにこれらに関連する太
陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観
測並びにその成果の収集及び発表に関する

こと。

百七十七 気象、地震及び水象に関する情報
の収集及び発表に関すること。

百七十八 前二号に掲げる事項に関する統計
の作成及び調査並びに統計及び調査の成果
の発表に関すること。

百七十九 気象測器、羅針盤、経緯儀その他
の測器に関すること。

百八十 気象業務に関する技術に関する研究
を行うこと。

百八十一 気象、地震及び水象並びにこれら
に関連する太陽、天空、地面及び水面の輻
射に関する気象衛星による観測及び気象通
信並びに気象無線の受信を行うこと。

百八十二 高層気象に関する精密な観測及び
調査並びに高層気象に関する気象測器の試
験及び改良を行うこと。

百八十三 地震に関する精密な観測及び調査
並びに地震に関する気象測器の試験及び改
良を行うこと。

百八十四 地球磁気及び地球電気に関する観
測及び調査を行うこと。

百八十五 委託により、気象、地震、地動、
地球磁気、地球電気及び水象並びにこれら
に密接に関連のある事項に関する調査を行
い、並びに気象測器、羅針盤、経緯儀その
他の測器の設計、製作、検定、修理及び調
整を行うこと。

百八十六 前各号に掲げるもののほか、法律
(これに基づく命令を含む。)に基づき運輸
省に属せられた事務

2 運輸省においては、前項に掲げるもののほ
か、臨時の事務として次の事務を所掌する。

一 海事に関する事業の再建整備及び金融並
びに在外会社の財産整理に関すること。

二 海外からの日本国民の船舶による集团的
引揚輸送に関すること。

三 連合国財産の返還等に関する政令(昭和

二十六年政令第六号)の規定による連合国
財産である船舶の保全及び返還その他対外
関係事務に係る船舶に関すること(他の所
掌に属するものを除く)。

四 捕獲審判所の検定の再審査に関するこ
と。

五 次に掲げる者の労働物資に関すること。

イ 船員

ロ 港湾に関する事業に従事する者

ハ 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車に従
事する者

ニ 道路運送に関する事業、通運事業、通
運計算事業、自動車の整備事業並びに軽
車両及び自動車用代燃装置の生産に関す
る事業に従事する者

六 軽車両等運送事業の運賃及び料金に関す
ること。

第四条第一項各号列記以外の部分中「この法
律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を
「ただし」に、「基」を「基づく」に改め、同項中
第一号から第十四号までを削り、第十四号の二
を第一号とし、第十四号の三を第二号とし、第
十四号の四を第三号とし、第十四号の五を第四
号とし、第十四号の六を第五号とし、第十四号
の七を第六号とし、第十四号の八を第七号と
し、第十四号の九を第八号とし、第十四号の十
を第九号とし、第十四号の十一を第十号とし、
第十四号の十二を第十一号とし、第十四号の十
二の二を第十二号とし、同号の次に次の一号を
加える。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体
につき、許可若しくは認可を取り消すこと。

第四条第一項中第十四号の十三を削り、第十
四号の十四を第十四号とし、第十四号の十五を
第十四号の二とし、第十四号の十六を第十四号
の三とし、第十四号の十六の二を第十四号の四
とし、同項第十四号の十七中「行なう」を「行う」

に改め、同号を同項第十四号の五とし、同項中
第十四号の十八を第十四号の六とし、第十五号
を第十四号の七とし、第十五号の二を第十四号
の八とし、第十五号の三を第十四号の九とし、
第十五号の四を第十四号の十とし、同項第十
五号の二の四(昭和五十六年法律第七十二
号)を削り、同号を同項第十五号の二とし、同
項第十五号の二の五及び第十六号の三を削り、
第十六号の三の二を第十六号の三とし、同
項第十五号の二の二(昭和三十一年法律第百一
号)を削り、同項第十五号の三(昭和五十
六年法律第二十八号)を削り、同項第三十号
を削り、第二十九号の二を第三十号とし、第三
十三号の二、第三十三号の三及び第三十七号の
二を削り、同項第三十八号の二及び第四十二号
中「(附帯業務を含む。)」を削り、同項第四十
四号の七の三を削り、第四十四号の七の四を第
四十四号の七の三とする。

第二章第一節の二を削り、第二節及び第三
節を次のように改める。

第二節及び第三節 削除

第十九条から第三十八条まで 削除

第四十条第一項中「本省」を「運輸省」に、「左
に掲げる」を「次の」に改める。

第四十一条を次のように改める。

(名称、位置等)

第四十一条 海運局の名称、位置、管轄区域及
び内部組織は、政令で定める。

第四十二条を削る。

第四十三条第一項中「関東海運局」を「政令で
定める海運局」に、「同局」を「当該海運局」に、
「新潟県及び長野県」を「政令で定める」に改
め、「新潟市」を削り、同条第二項中「名称」を
「名称及び位置」に改め、同条を第四十二条とす
る。

第四十四条の見出し中「出張所」を削り、同
条中「海運局の支局若しくは出張所、海運監理
部の出張所又は支局の出張所を、海運局又は海

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一七四

運輸部その他の地方機関」に改め、同条を第四十三条とし、第四十五条を削る。

第四十六条中「本省」を「運輸省」に、「左の」を「次の」に改め、第二章第四節第二款中同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第四十五条 港湾建設局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

2 港湾建設局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

3 前項に定めるもののほか、港湾建設局の内部組織は、運輸省令で定める。

第四十七条から第四十九条までを削り、第五十条を第四十六条とする。

第五十一条第一項中「本省」を「運輸省」に、「左の」を「次の」に改め、第二章第四節第三款中同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第四十八条 陸運局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十二条及び第五十三条を削り、第五十四条を第四十九条とする。

第五十五条を削り、第五十五条の二中「本省」を「運輸省」に改め、第二章第四節第四款中同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第五十一条 地方航空局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

第五十五条の三及び第五十五条の四を削り、第五十五条の五を第五十二条とする。

第五十五条の六第一項中「本省」を「運輸省」に改め、第二章第四節第五款中同条を第五十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(名称、位置等)

第五十四条 航空交通管制部の名称及び位置は、政令で定める。

2 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

3 航空交通管制部の管轄区域は、運輸省令で定める。

4 第二項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、運輸省令で定める。

第五十五条 削除

第五十五条の七及び第五十五条の八を削る。

第五十八条中「昭和二十三年法律第二十八号」を削り、「基」を「基づく」に改める。

第五十九条中「昭和二十二年法律第百三十五号」を削り、「基」を「基づく」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

(気象庁の所掌事務)

第六十条の二 気象庁は、第三条の二第一項第八号、第百六十八号及び第百七十一号から第百八十六号までに掲げる事務をつかさどる。

第六十一条第一項中「その」を「前条に規定する」に、「第四款第一項第一号から第十二号まで、第十四号、第十四号の十一」を「第四款第一項第十号」に改める。

第三章第四節第二款及び第三款を次のように改める。

第二款及び第三款 削除

第六十二条から第七十六条まで 削除

「第四款 地方機関」を「第四款 地方支分部局」に改める。

第七十七条(見出しを含む。)中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第七十八条第一号中「陸水象」の下に「(陸水に關する水象をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十九条第一項及び第二項を次のように改める。

管区気象台の名称、位置及び内部組織は、政令で定める。

2 沖繩気象台の位置は、政令で定める。

第七十九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第八十条第一号中「津波を除く」を「海洋に關する水象をいう。以下同じ」に改め、「警報」の下に「(津波の予報及び警報を除く。)」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第八十一条第一項を次のように改める。

海洋気象台の名称及び位置は、政令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第三十一条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掌る」を「つかさどる」ことを任務とする」に改める。

第五条から第九条までを次のように改める。

第五条 海上保安庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 法令の海上における施行に關すること。

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事變その他救済を必要とする場合における援助に關すること。

三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に關する制度に關すること。

四 海難の調査(海難審判庁の行うものを除く)に關すること。

五 船舶交通の障害の除去に關すること。

六 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に關すること。

七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に對する海上における保安のため必要な監督に關すること。

八 航法及び船舶交通に關する信号に關すること。

九 港則に關すること。

十 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)に基づき海上保安庁に屬させられた事務

十一 海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき海上保安庁に屬させられた事務

十二 海上災害防止センターに關すること。

十三 沿岸水域における巡視警戒に關すること。

十四 海上における暴動及び騒亂の鎮圧に關すること。

十五 海上における犯人の捜査及び逮捕に關すること。

十六 國際捜査共助に關すること。

十七 警察庁及び都道府県警察(以下「警察行政庁」という。)、税関、検疫所その他の關係行政庁との間における協力、共助及び連絡に關すること。

十八 水路の測量及び海象の観測に關すること。

十九 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に關すること。

二十 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に關すること。

二十一 前三号に掲げる事務に關する調査及び研究に關すること。

二十二 灯台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に關すること。

二十三 灯台その他の航路標識の附屬の設備による気象の観測及びその通報に關すること。

二十四 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に關すること。

二十五 政令で定める文藝研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

二十六 所掌事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に關すること。

二十七 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に關する

こと。

二十八 前各号に掲げるもののほか、第二条

第一項に規定する事務

第六条から第九条まで 削除

第十条第一項中「長官一人を置く」を「の長は、海上保安庁長官とする」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条の二を削る。

第十四条第一項中「全国を十一海上保安管区に分ち」を「全国及び沿岸水域を海上保安管区に分ち」に改め、同条第二項中「位置及び名称」を「名称、位置及び内部組織」に、「別表の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十五条の二を削る。

第十六条中「第七号第二号」を「第五号第二号」に、「当り」を「当たり」に、「附近」を「付近」に改める。

第三十三條の次に次の一条を加える。

第三十三條の二 第五條第二十五号の文教研修施設、名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。

別表を削る。

(船舶保険法の一部改正)

第三百三十二條 船舶保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條ノ四第一項中「海運監理部並ニ」を「海運監理部及」に、「海運局ノ支局及出張所、海運監理部ノ出張所並ニ支局ノ出張所」を「海運局又ハ海運監理部ノ支局其ノ他ノ地方機関」に改める。

(水先法の一部改正)

第三百三十三條 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三の見出し中「海上安全船員教育審議会」を「審議会」に改め、同条第一項中「海上安全船員教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中

「海上安全船員教育審議会は、前項」を「前項の政令で定める審議会は、同項に改める。

第二十六條中「若しくは海運局支局又はこれらの出張所を、又は海運局支局その他の地方機関」に改める。

(造船法の一部改正)

第三百三十四條 造船法(昭和二十五年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「運輸技術審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(港務法の一部改正)

第三百三十五條 港務法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第四項中「且つ、港務審議会の意見をきかなければ」を「かつ、政令で定める審議会の意見をきかなければ」に改める。

第三條の三第五項中「港務審議会の意見をきかなければ」を「前条第四項の政令で定める審議会の意見をきかなければ」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

第三百三十六條 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「海上安全船員教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第二十六條の二の見出し中「海上安全船員教育審議会」を「審議会」に改め、同条中「海上安全船員教育審議会」を「同項の政令で定める審議会」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第三百三十七條 内航海運業法(昭和二十七年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第二項中「海運造船合理化審議会の意見をきいて」を「政令で定める審議会の意見をきいて」に改める。

第二條の三第一項中「照して」を「照らして」に、「海運造船合理化審議会の意見をきいて」を「同項の政令で定める審議会の意見をきいて」に改める。

(航空法の一部改正)

第三百三十八條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第四項中「第二十九條の航空大学校」を「第三條の二第一項第六十八号の政令で定める文教研修施設のうち航空に関する専門の学科及び技能の教授による航空従事者の養成を行う施設」に改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第三百三十九條 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「海運造船合理化審議会にはかり」を「政令で定める審議会に諮り」に改める。

(港務整備促進法の一部改正)

第四百十條 港務整備促進法(昭和二十八年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「運輸省設置法昭和二十四年法律第五十七号」第三十八條第一項の港務審議会を「政令で定める審議会」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第四百四十一條 最低賃金法(昭和三十四年法律第四百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「関東海運局」を「政令で定める海運局」に改める。

(港務整備緊急措置法の一部改正)

第四百四十二條 港務整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)第三條第一項

二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第二十五條第五項

(空港整備特別会計法の一部改正)

第四百四十三條 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「航空保安大学校(運輸省

設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第二十九條に規定する航空保安大学校をいう。以下同じ。」を「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三條の二第一項第六十八号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に對しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下「航空保安職員研修施設」という。)に改め、同条第二項第三号中「第五十五條の五」を「第五十二條」に改める。

第三條第一項中「行なう」を「行う」に、「航空保安大学校」を「航空保安職員研修施設」に改める。

(海上交通安全法の一部改正)

第四百四十四條 海上交通安全法(昭和四十七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の見出し中「海上安全船員教育審議会」を「審議会」に改め、同条中「海上安全船員教育審議会の意見をきいて」を「政令で定める審議会の意見をきいて」に改める。

(特定船舶製造業安定事業協会法の一部改正)

第四百四十五條 次に掲げる法律の規定中「海運造船合理化審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

一 特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第三十三号)第三十三條第三項

二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第三條第三項

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第四百四十六條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第四項中「第二十二條第一項第十七号の三」を「第三條の二第一項第十一号」に改め、同条第五項中「第四條第二十四号」を「第四條第十八号」に改める。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一七六

第十節 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第四百七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 地方支分部局(第六条―第七条)

第三章 職員及び職(第八条―第十三条)

第四章 雑則(第十二条・第十三条)

附則

第五条を削る。

第四条各号列記以外の部分中「この法律」を「前条に」、「左に」を「次に」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十四号の二を第十一号とし、第十四号の三を第十二号とし、第十四号の四を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十八号中「取極」を「取決」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第十八号の二を第十八号とし、第十八号の三を削り、同条第十九号及び第二十号中「簡易生命保険及び郵便年金」を「保険年金」に改め、同条第二十号の二を削り、同条第二十一号中「受入」を「受入れ」に改め、同条第二十二号の二を次のように改める。

第二十二号の二 削除

第四条第二十二号の四中「国際的取極」を「国際的取決」に改め、同条第二十二号の五中「許可及び承認を含む。以下同じ」を「許可及び承認を含む」に改め、同条第二十二号の六中「(高周波利用設備を含む。以下同じ)」を削り、同条第二十二号の十五中「日本放送協会」を「郵便貯金振興会、日本放送協会及び通信・放送衛星機構」に改め、同条第二十二号の十七を削り、同

条第二十三号中の「外」を「のほか」に、「基」を「基づき」に改め、第一章中同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(郵政省の所掌事務)

第四条 郵政省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 所掌事務に関する統計調査に関すること。
- 二 所掌事務に関する事務取扱方法又は業務取扱方法を定めること。
- 三 所掌事務に係る公益法人その他の団体に對する許可又は認可に関すること。
- 四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関すること。
- 五 所掌事務に係る職階に関すること。
- 六 所掌事務に關し、必要な施設を設け、又は物品等を利用して周知宣伝を行い、又は啓発及び普及を図ること。
- 七 所掌事務に係る資材及び物品に關し、次に掲げる事務を処理すること。
 - イ 事業計画又は業務計画に基づく資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。
 - ロ 資材及び物品を購入し、借入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。
 - ハ 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。
 - ニ 不用となつた資材及び物品を処分すること。
- ホ 委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を売り渡すこと。
- 八 所掌事務に係る土地、建物、工作物及び船舶並びにこれらの附帯設備(以下「不動産」という。)又は国有財産に關し、次に掲げる事務を処理すること。

イ 不動産の工事を設計し、及び施行すること。

ロ 不動産を取得し、及び処分すること。

ハ 国有財産及び借入不動産の保存に関すること。

ニ 不動産に関する工事の契約をすること。

九 所掌事務に關する犯罪、非違及び事故を調査し、及び処理すること。

十 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十一 所掌事務の考査をし、及び調査をすること。

十二 所掌事務に關する世論を取集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

十三 職員に關する採用に關する計画並びに定員に關すること。

十四 職員に關する職階、任免、給与、懲戒、服務、訓練その他人事及び教養に關すること。

十五 職員に關する厚生及び保健に關する事務を處理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

十六 職員に關する賃金に關する宿舎を設置し、及び管理すること。

十七 郵政省共済組合に關すること。

十八 職員に關する労働組合その他の団体との交渉に關すること。

十九 所管各会計の會計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

二十 所管各会計の予算案を準備し、及び成立予算に基づく事業計画又は業務計画を実施すること。

二十一 所掌事務に係る資金を統制し、管理し、及び調達すること。

二十二 所管各会計の決算をすること。

二十三 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

二十四 所掌事務に係る契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に對して會計監査をすること。

二十五 郵便、郵便為替及び郵便振替の原価計算をし、及び料金合理化の研究をすること。

二十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

二十七 郵便局において受払いする現金の取扱方法を定めること。

二十八 業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して広告業務を行うこと。

二十九 郵便の運賃計画を作成し、及び実施すること。

三十 郵便物の運送契約をすること。

三十一 郵便切手その他郵便料金を表す証票を発行し、及び売りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を売りさばくこと。

三十二 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び国民貯蓄債券並びに年金及び恩給の支給その他国庫金の受入れ払渡しに關する事務(以下「為替貯金」という。)の運営計画を作成し、及び実施すること。

三十三 簡易生命保険及び郵便年金(以下「保険年金」という。)の運営計画を作成し、及び実施すること。

三十四 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。

三十五 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に關する事務を處理すること。

三十六 保険年金の加入者福祉施設を設ける

こと。

三十七 郵便貯金、郵便振替及び保険年金の原簿に関すること。

三十八 郵便貯金及び郵便振替の預り金並びに郵便貯金特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部に預託すること。

三十九 郵便貯金及び保険年金の奨励をする

四十 為替貯金及び保険年金の取扱上発生した欠損金の補てんに関する処理をすること。

四十一 郵便、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決め及び万国郵便連合に関する

四十二 日本電信電話公社、国際電信電話株式

四十三 郵便貯金振興会、簡易保険郵便年金福祉事業団、日本電信電話公社、国際電信電話株式

四十四 所掌事務に関する公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関する

四十五 電気通信の規律に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

四十六 電気通信を規律し、及び監督すること。

四十七 電波及び放送の規律又は国際電気通信の管理に関する国際的取決め並びに国際電気通信連合その他の機関との連絡に関する

四十八 周波数の割当てに関すること。

四十九 無線局の開設の根本的基準を定める

ことその他無線局(高周波利用設備を含む。

以下この条において同じ。)の免許(許可及び承認を含む。)に関すること。

五十 無線設備(高周波利用設備を含む。以下同じ。)の技術基準を定めること。

五十一 無線局の運用及び検査に関すること。

五十二 無線従事者の国家試験及び免許並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)に関する

五十三 電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を捜査すること。

五十四 無線局の電波の発射の停止に関する

五十五 委託により、無線局の周波数を測定

五十六 電波の利用に関する研究及び調査を

五十七 電波の利用に関する研究及び調査を

五十八 電波の利用を助成し、及び促進する

五十九 電波の伝わり方についての予報及び警報に関する

六十 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

六十一 無線設備の機器の型式検定をすること。

六十二 無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。

六十三 第五十九号から前号までの事項に関する研究及び調査を行うこと。

六十四 第五十六号、第五十七号及び前号に掲げるもののほか、電気通信に関する所掌事務に係る研究及び調査を行い、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

六十五 前各号に掲げるもののほか、法律

(法律に基づく命令を含む。)に基づき郵政省に属せられた事務

「第二章 内部部局及び地方支分部局」を「第二章 地方支分部局」に改める。

第二章第一節の節名を削る。

第六条及び第七条を次のように改め、第八号から第十一号までを削る。

(地方支分部局)

第六条 郵政省に、次の地方支分部局を置く。

地方郵政監察局

地方郵政局

地方電波監理局

地方貯金局

地方簡易保険局

郵便局

2 前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

3 地方郵政監察局は、第四号第九号から第十号までに掲げる事務の一部を分掌する。

4 地方郵政局は、第四号第三号、第九号、第十号、第二十一号、第二十三号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号から第四十三号までに掲げる事務の一部を分掌する。

5 地方電波監理局は、第四号第三号、第五号、第二十四号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十八号、第四十九号、第五十一号から第五十六号まで、第五十八号及び第六十四号に掲げる事務の一部を分掌する。

6 沖縄郵政管理事務所は、第四号第三号、第五号、第九号から第十一号まで、第二十一号、第二十三号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号、第三十九号から第四十三号まで、第四十五号、第四十六号、第四十八号、第四十九号、第五十一号から第五十六号まで、第五十八号及び第六十四号に掲げる事務の一部を分掌する。

7 地方貯金局は、第四号第九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十二号、第三十七号及び第四十号から第四十二号までに掲げる事務の一部を分掌する。

8 地方簡易保険局は、第四号第九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十三号、第三十四号、第三十七号及び第四十号に掲げる事務の一部を分掌する。

9 郵便局は、第四号第九号、第十号、第二十一号、第二十三号、第二十五号、第二十六号、第二十八号から第三十四号まで、第三十九号、第四十一号及び第四十二号に掲げる事務の一部を分掌する。

10 第一項及び第二項の地方支分部局は、第三項から前項までに掲げる事務のほか、その事務に関連する範囲において、第四号第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十二号から第二十号まで、第二十二号、第四十四号及び第六十五号に掲げる事務の一部を分掌する。

第七号 地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

2 沖縄郵政管理事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 地方郵政監察局、地方郵政局及び沖縄郵政管理事務所の内部組織は、郵政省令で定める。

4 地方電波監理局の内部組織は、政令で定める。

5 郵政大臣は、地方支分部局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、地方支分部局の出張所を設けることができる。

6 地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政省令で定める。

7 地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに前項の出張所以外の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一七八

は、郵政大臣が定める。

第二章第二節及び第三章を削る。

第四章中第二十條を第八條とし、第二十一條及び第二十二條の二を削り、第二十二條を第九條とし、第二十三條を第十條とし、第二十四條を第十一條とし、第二十五條及び第二十六條を削り、同章を第三章とする。

第二十七條中「附屬機関」を「施設等機関」に改め、第五章中同條を第十二條とし、第二十八條を第十三條とし、同章を第四章とする。

(郵便貯金法の一部改正)

第四百四十八條 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「郵政審議會」を「政令で定める審議會(以下「審議會」という。)」に改める。

第六十六條第二項中「郵政審議會」を「審議會」に改める。

(郵政法の一部改正)

第四百四十九條 郵便法(昭和二十二年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項中「郵政審議會」を「政令で定める審議會(以下「審議會」という。)」に改める。

第二十六條第二項、第二十七條の二、第三十一條、第五十七條第三項及び第九十三條第一項中「郵政審議會」を「審議會」に改める。

第九十三條第三項中「第六條第一項第十一号(七)」を「第四條第二十三号」に改める。

(郵便振替法の一部改正)

第五百五十條 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の見出し中「払出」を「払出し」に改め、同條第一項中「以て」を「もつて」に、「簡易保険局」を「郵政省の内部部局として置かれる局で簡易生命保険又は郵便年金に関する事務を所掌するもの(以下「簡易生命保険等主管局」という。))」に、「払込」を「払込み」に改め、同條第二項中「払出」を「払出し」に、「簡易保険局」を「簡易

生命保険等主管局」に改める。

第五十二條中「簡易保険局」を「簡易生命保険等主管局」に改め、同條第二項中「払込」を「払込み」に改め、同條第三項中「受入」を「受入れ」に、「払出」を「払出し」に改める。

(簡易生命保険法の一部改正)

第五百五十一條 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「郵政省簡易保険局長」を「郵政省の内部部局として置かれる局で簡易生命保険に関する事務を所掌するものの局長」に改め、同條第二項中「郵政省簡易保険局長は、前項を「前項の局長は、同項」に改める。

第六條第二項中「郵政審議會」を「政令で定める審議會」に改める。

第五十七條の見出し中「権限」を「設置、権限」に改め、同條第三項中「の外」を「のほか」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「郵政大臣の所轄に属し」を削り、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

郵政大臣の所轄の下に、審査会を置く。

第六十條中「郵政省簡易保険局長」を「第三條第一項の局長」に改める。

(郵便年金法の一部改正)

第五百五十二條 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「郵政省簡易保険局長」を「郵政省の内部部局として置かれる局で郵便年金に関する事務を所掌するものの局長」に改め、同條第二項中「郵政省簡易保険局長は、前項を「前項の局長は、同項」に改める。

第六條第二項中「郵政審議會」を「政令で定める審議會」に改める。

(お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正)

第五百五十三條 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つ

き郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第五項中「郵政審議會にはからなければ」を「政令で定める審議會に諮らなければ」に改める。

(電波法の一部改正)

第五百五十四條 電波法(昭和二十五年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九條の十三」を「第九十九條の十四」に改める。

第九十九條の二を第九十九條の二とし、第七章の二中同條の前に次の一條を加える。

(設置)

第九十九條の二 電波及び放送の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びにこの法律に基づく郵政大臣又は地方電波監理局長若しくは沖繩郵政管理事務所長の処分並びに有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)に基づき郵政大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をするため、郵政省に電波監理審議會を置く。

第七章の二中第九十九條の十三の次に次の一條を加える。

(審理官)

第九十九條の十四 電波監理審議會に、審理官五人以内を置く。

2 審理官は、前章(有線テレビジョン放送法第二十八條及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九條において準用する場合を含む。又は第九十九條の十二に規定する聴聞を主宰する。

3 審理官は、電波監理審議會の議決を経て、郵政大臣が任命する。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第五百五十五條 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二の見出し中「電気通信審議會」を「審議會」に改め、同條中「電気通信審議會」を「政令で定める審議會(以下「審議會」という。))」に、「電気通信審議會が」を「審議會が」に改める。

第十一節 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第五百五十六條 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 本省(第六条―第十条)

第三章 外局(第十一条)

第四章 職員(第十二条)

附則

第二章第一節の節名、第五条及び第五条の二を削る。

第四條各号列記以外の部分中「この法律」を「前条に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同條中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、同條第十三号の二中(昭和四十三年法律第八十九号)を削り、同号を同條第二号とし、同條第十三号の三を第三号とし、第十三号の四を削り、第十三号の五を第四号とし、同條第十三号の六中(昭和四十四年法律第八十四号)を削り、同号を同條第五号とし、同條第十三号の七を第六号とし、第十四号から第十八号までを七号ずつ繰り上げ、同條第十九号中(昭和四十七年法律第二百八十九号)を削り、同号を同條第十二号とし、同條第十九号の二中(昭和四十八年法律第二百二十七号)に基いて」を「に基いて」に改め、同号を同條第十三号とし、同

条第十九号の三及び第十九号の四を削り、同条第二十号中(昭和二十二年法律第四十九号)に基いてを「基づいて」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十一号中「向つて」を「向かつて」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第二十二号を同条第十六号とし、同条第二十三号中「い、触する」を「抵觸する」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第二十四号を同条第十八号とし、同条第二十五号の二中(昭和五十一年法律第三十四号)を削り、同条を同条第十九号とし、同条第二十六号中(昭和四十七年法律第五十七号)を削り、同条を同条第二十号とし、同条第二十七号を第二十一号とし、第二十七号を第二十二号とし、第二十七号の三を第二十四号とし、第二十八号を第二十五号とし、同条第二十九号中「行なう」を「行ふ」に改め、同条を同条第二十六号とし、同条第二十九号の二を第二十七号とし、第二十九号の三を第二十八号とし、同条第三十号の四中(昭和五十年法律第二十八号)を削り、同条を同条第二十九号とし、同条第三十一号を削り、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の五を第三十号とし、同条第三十号中「の外」を「のほか」に、「基」を「基づいて」に、「基」を「基づいて」に、「属せしめられた権限」を「属せしめられた権限」に改め、同条を同条第六十八号とし、同条第四十九号中「行なう」を「行ふ」に改め、同条を同条第六十七号とし、同条第四十八号を同条第六十六号とし、同条第四十七号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を同条第六十五号とし、同条第四十五号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を同条第六十三号とし、同条第四十四号中(昭和四十四年法律第六十四号)を削り、同条を同条第六十二号とし、同条第四十三号中「雇人」を「雇入れ」に改め、同条を同条第六十一号とし、同条第四十二号を同条第六十号とし、同条第四十一号の四中(昭和五十

一年法律第三十三号)を削り、同条を同条第五十九号とし、同条第四十一号の三を第五十八号とし、第四十一号の二を第五十七号とし、第四十一号を第五十六号とし、同条第四十号中(昭和四十九年法律第六十六号)を削り、同条を同条第五十五号とし、同条第三十九号を第五十四号とし、第三十八号の五を第五十三号とし、第三十八号の四を第五十二号とし、第三十八号の三を第五十一号とし、同条第三十八号の二中(昭和四十六年法律第六十八号)を削り、同条を同条第五十号とし、同条第三十八号を同条第四十九号とし、同条第三十七号中「雇人」を「雇入れ」に改め、同条を同条第四十八号とし、同条第三十六号中(昭和二十四年法律第七十四号)を削り、同条を同条第四十七号とし、同条第三十五号を第四十六号とし、第三十四号を第四十五号とし、第三十三号を第四十四号とし、同条第三十二号の十三中(昭和四十一年法律第三十三号)を削り、同条を同条第四十三号とし、同条第三十二号の十二中(昭和四十五年法律第九十八号)を削り、同条を同条第四十二号とし、同条第三十二号の十一中(昭和四十七年法律第三十三号)を削り、同条を同条第四十一号とし、同条第三十二号の十中(昭和四十二年法律第九十二号)を削り、同条を同条第四十号とし、同条第三十二号の九中(昭和三十九年法律第九十八号)を削り、「行なう」を「行ふ」に改め、同条を同条第三十九号とし、同条第三十二号の八を削り、第三十二号の七を第三十八号とし、第三十二号の六を第三十七号とし、第三十二号の五を第三十六号とし、同条第三十二号の四中(昭和四十五年法律第六十号)に基いてを「基づいて」に改め、同条を同条第三十五号とし、同条第三十二号の三中(昭和三十四年法律第三十七号)に基いてを「基づいて」に改め、同条を同条第三十四号とし、同条第三十二号の二中(昭和三十五年法律第三十号)を削り、同条を同条第三十三号とし、第

一章中同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(労働省の所掌事務)

第四条 労働省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の施行に関すること。
- 二 雇用促進事業団の監督その他雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)の施行に関すること。
- 三 身体障害者雇用促進協会の監督に関すること。
- 四 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 五 労働条件に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 六 賃金、給料その他給与に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 七 労働者生計費に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 八 職業に関する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 九 労働に関する資料その他の情報の収集、整理及び分析を行い、並びにその結果を提供すること。
- 十 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査を行い、及びその結果を刊行すること。
- 十一 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 十二 所掌事務に係る海外に関すること。
- 十三 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二十七号)及び地

方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の施行に関すること。

- 十四 労働組合及び労働関係の調整に関する啓もう宣伝を行うこと。
- 十五 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)に基づいて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、及びこれを監督すること。
- 十六 日本労働協会の監督その他日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)の施行に関すること。
- 十七 第十三号から前号までに掲げるもののほか、労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。
- 十八 賃金、労働時間及び休息に関すること。
- 十九 産業安全に関すること。(鉱山における保安に関するものを除く。)
- 二十 労働衛生に関すること。(鉱山における通気及び災害時の救護に関するものを除く。)
- 二十一 労働者についてのじん肺管理区分の決定に関すること。
- 二十二 労働者災害補償に関すること。
- 二十三 労働者災害補償保険事業を行うこと。
- 二十四 労働福祉事業団、検査代行機関、個別検査代行機関、型式検査代行機関、検査業者、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第七十五条の二第一項の指定試験機関、作業環境測定機関、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二十条第二項の指定試験機関、指定講習機関、中央労働災害防止協会、労働災害防止協会、勤労者財産形成基金、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督に関すること。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一八〇

- 二十五 最低賃金及び最低工賃に関すること。
- 二十六 勤労者財産形成政策基本方針を定めること。
- 二十七 労働能率の増進を図ること。
- 二十八 労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関すること。
- 二十九 児童の使用禁止に関すること。
- 三十 第十八号から前号までに掲げるもののほか、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)、家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第三十六号)、労働災害防止団体法(昭和三十三年法律第九十八号)及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の施行に関することその他労働条件及び労働者の保護に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。
- 三十一 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることその他勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第九十三号)の施行に関すること。
- 三十二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることその他勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の施行に関すること。
- 三十三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 三十四 前三号に掲げるもののほか、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 三十五 労働者の家族問題に関すること。ただし、法律に基づいて他省の所掌に属せられたものを除く。
- 三十六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。ただし、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基づいて、その所掌に属せられた事務を行うことを妨げるものではない。
- 三十七 雇用対策基本計画の策定に関すること。
- 三十八 職業の紹介及び指導その他労働需給の調整に関すること。
- 三十九 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。
- 四十 定年の引上げ等による雇用の延長の促進その他高年齢者の職業の安定に関すること。
- 四十一 高年齢者雇用率の達成に関する計画に関すること。
- 四十二 中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画の作成に関すること。
- 四十三 身体障害者の採用又は雇入れに関する計画に関すること。
- 四十四 失業対策に関すること。
- 四十五 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関すること。
- 四十六 雇用保険事業を行うこと。
- 四十七 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に関すること。
- 四十八 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の規定に基づいて行う就職指導に関すること。
- 四十九 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十
- 六年法律第三十一号)の規定に基づいて行う就職指導に関すること。
- 五十 建設雇用改善計画の策定に関すること。
- 五十一 第三号及び第三十七号から前号までに掲げるもののほか、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)、雇用保険法、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)、炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)、身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二十三号)、港湾労働法(昭和四十二年法律第二十号)、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)、沖縄振興開発特別措置法(第六章の規定に限る)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第二章、第四章及び第五章の規定に限る。及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の施行に関することその他雇用に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。
- 五十二 職業訓練基本計画の策定に関すること。
- 五十三 公共職業訓練施設、事業主その他のものを行う職業訓練に関すること。
- 五十四 職業訓練指導員の訓練及び免許に関すること。
- 五十五 技能検定に関すること。
- 五十六 中央職業能力開発協会の監督に関すること。
- 五十七 第五十二号から前号までに掲げるもののほか、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)の施行に関することその他労働者の技能及び知識の向上に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。
- 五十八 前各号に掲げるもののほか、労働者の福祉の増進に関する事務で他省の所掌に属しないものに関すること。
- 五十九 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づき命令を含む。)に基づき、労働省に属せられた事務
- 第六十条から第十号までを次のように改め、第十号の二を削る。
- (地方支分部局)
- 第六条 本省に、次の地方支分部局を置く。
- 都道府県労働基準局
- 労働基準監督署
- 都道府県婦人少年室
- 公共職業安定所
- (都道府県労働基準局)
- 第七条 都道府県労働基準局の名称、位置及び管轄区域は労働基準法(これに基づき命令を含む。)の、その所掌事務及び権限は同法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、勤労者財産形成促進法及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(これらの法律に基づき命令を含む。)の定めるところによる。
- 2 都道府県労働基準局は、前項に定めるもののほか、労働省の所掌事務のうち次に掲げる事務の一部を分掌する。
- 一 労働者災害補償保険法を施行すること。
- 二 労働能率の増進を図ること。
- 三 労働者の福利厚生を図ること。

四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に關する統計を作成すること。

3 第一項に定める事務のうち労働保険の保険料の徴収等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる事務及び前項第四号に掲げる事務についての都道府県労働基準局長に対する指揮監督に關しては、政令で定める。

4 都道府県労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。

（労働基準監督署）

第八条 労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は労働基準法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は同法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、じん肺法、最低賃金法、家内労働法及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）の定めるところによる。

2 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

（都道府県婦人少年室）

第九条 都道府県婦人少年室は、労働省の所掌事務のうち第四号第二十九号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務、婦人及び年少労働者の保護及びこれらの者に特殊な労働条件の向上に關する事務その他婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に關する事務の一部を分掌する。

2 都道府県婦人少年室の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 都道府県婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

（公共職業安定所）

第十条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は職業安定法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は雇用対策法、職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、緊急失業対策法、駐留軍関係離職者等臨時措置法、炭鉱離職者臨時措置法、身体障害者雇用促進法、港湾労働法、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法、沖縄振興開発特別措置法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に關する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の定めるところによる。

第九十八条第一項中「労働に關する主務省及び都道府県労働基準局に労働基準審議会を」と「労働に關する主務省に中央労働基準審議会を、都道府県労働基準局に地方労働基準審議会を」に改め、同条第二項を次のように改める。

中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働に關する主務大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働基準局長の諮問に依りて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に屬する事項に關して関係行政官庁に建議することができ、

第九十八条第四項中「前三項を」前各項に、「の外を」の「ほか」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の施行及び改正に關する事項、労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第一百八号）に基づきその権限に屬する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に關する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に關する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に屬する事項を審議する。

第九十九条第一項中「労働基準局」を「労働基準主管局」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長又は」を「労働基準主管局長又は」に改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」に改める。

第一百条第二項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に改め、同条第二項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に改め、同条第三項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に改め、同条第五項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に改める。

第一百零一条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

第一百零二条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

第一百零三条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

第一百零四条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

第一百零五条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

第一百零六条第一項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第三項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」と改める。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一八二

第二項に規定する審議会(以下「職業安定審議会」という。)に、「各々」を「各々」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項に規定する事項のほか、中央職業安定審議会は港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の施行並びに駐留軍関係離職者対策に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地方職業安定審議会は他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地区職業安定審議会は港湾労働法の施行に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属させられた事項を調査審議する。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「職業安定局長」を「職業安定主管局長」に改める。
第五十一条中「但し、職業安定局長」を「ただし、職業安定主管局長」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)
第一百五十九条 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

(労働組合法の一部改正)
第六十条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第十九項中「事務局次長二人以内」を削り、同条第二十一項中「読み替える」を、第十九項中「事務局次長及び必要の職員」とあるのは「事務局次長、事務局次長二人以内及び必要の職員」と読み替えるに改め、同条第二十二項中「関する規定」の下に「(前項後段の規定中第十九項に係る部分を除く。)」を加え、「関東海運局」を「政令で定める海運局」に、「新潟県及び長野

県」を「政令で定める」に、「並びに新潟県及び長野県」を「及び当該政令で定める」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
第六十一条 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

(じん肺法の一部改正)
第六十二条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

(身体障害者雇用促進法の一部改正)
第六十三条 身体障害者雇用促進法(昭和三十一年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

(勤労青少年福祉法の一部改正)
第六十四条 勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「あたつて」を「当たつて」に、「婦人少年問題審議会」を「政令で定める審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第二十条中「婦人少年問題審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(勤労婦人福祉法の一部改正)
第六十五条 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「あたつて」を「当たつて」に、「婦人少年問題審議会」を「政令で定める審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

第十七条中「婦人少年問題審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十二節 建設省関係

(建設省設置法の一部改正)

第六十六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第一章 総則(一)を削り、第二章 本省を削り、第三章を次のように改める。

(所掌事務及び権限)
第三章 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づき命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 所管行政に係る国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

二 所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

三 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号)の施行に関する事務を管理すること。

四 産業開発青年隊に関すること。

五 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。

六 測量業の発達及び改善を助長し、並びに測量業者の監督に関する事務を管理すること。

七 河川、道路その他所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。

八 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。

九 都市計画、公園に関し調査を行い、その整備改善を図ること。

十 公共空地及び保勝地に関し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿

御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。

十一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)、駐車場法(昭和三十一年法律第百六号)、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)、都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十一号)、生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の施行に関する事務を管理すること。

十二 首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法(昭和四十四年法律第三十三号)及び阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の施行に関する事務を管理すること。

十三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第百四十五号)による工業団地造成事業に関する事務を管理すること。

十四 地域振興整備公団の業務の監督その他地域振興整備公団法(昭和三十三年法律第九十五号)の施行に関する事務を管理すること。

十五 屋外広告物に関する事務を管理する

こと。

十六 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)による特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

十七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)による第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三十三号)による緑地保全地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

十九 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)による都市計画区域内の土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。

二十 下水道に関する法律。

二十一 日本下水道事業団の業務の監督その他日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の施行に関する事務を管理すること。

二十二 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く)の利用、改良、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十三 ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の施行に関する事務を管理すること。

二十四 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の施行に関する事務を管理すること。

二十五 砂防に関する事業を実施し、助成し、

及び監督し、その他砂防法(明治三十年法律第二十九号)の施行に関する事務を管理すること。

二十六 地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督し、その他地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の施行に関する事務を管理すること。

二十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の施行に関する事務を管理すること。

二十八 公有水面(港湾内の公有水面を除く)の埋立てに関する事務を管理すること。

二十九 運河(港湾内の運河を除く)に関する事務を管理すること。

三十 海岸保全施設に関する事業を実施し、助成し、及び監督し、その他海岸法(昭和三十一年法律第一号)の施行に関する事務を管理すること。

三十一 洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。

三十二 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

三十三 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)、石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)及び本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の施行に関する事務を管理すること。

三十四 日本道路公団及び本州四国連絡橋公

団の業務の監督その他日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)及び本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の施行に関する事務を管理すること。

三十五 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧並びにその助成及び監督を行うこと。

三十六 軌道及び自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

三十七 土地の使用及び取用に関する事務を管理すること。

三十八 公共用地取得制度に関する調査を行うこと。

三十九 宅地の供給に関する調査及び企画を行うこと。

四十 宅地建物取引業者の監督その他宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の施行に関する事務を管理すること。

四十一 積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第十一号)の施行に関する事務を管理すること。

四十二 宅地造成に関する調査及び指導を行うこと。

四十三 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)及び農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行に関する事務を管理すること。

四十四 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。

(昭和二十八法律第六十四号)、住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百十四号)、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第九号)及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の施行に関する事務を管理すること。

四十七 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。

四十八 住宅等の建設、供給、改善、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

四十九 住宅金融公庫の業務の監督その他住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八法律第六十三号)及び住宅融資保険法(昭和三十一年法律第六十三号)の施行に関する事務を管理すること。

五十 日本労働者住宅協会及び住宅・都市整備公団の業務の監督その他日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)及び住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の施行に関する事務を管理すること。

五十一 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)に基づいて勤労者財産形成政策基本方針(勤労者の持家の取得に係る部分に限る。)を定め、及び同法により住宅金融公庫が行う勤労者財産形成持家融資に関する事務を管理すること。

五十二 地代及び家賃に関する事務を処理すること。

五十三 建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に関する事務を管理すること。

五十四 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の施

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

一八四

行に關する事務を管理すること。

五十五 建設機械抵当に關すること。

五十六 所管に屬する建設工事用機械の貸付けに關する事務を行うこと。

五十七 官公庁施設の建設等に關する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)の施行に關する事務を行うこと。

五十八 公共団体、住宅金融公庫、住宅・都市整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、労働福祉事業団、雇用促進事業団、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、国民金融公庫、農林漁業金融公庫又は国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会(以下「公共団体等」という。)の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計、建設工事の工事管理、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影並びに建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

五十九 公共団体等の委託に基づき、建設工事に關する調査、試験、検定及び研究を行うこと。

六十 第五十八号に掲げるもののほか、委託に基づき、その所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及びその所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行うこと。

六十一 第五十九号に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工物について調査、試験及び研究を行い、建築物、その敷地、建設資材及び建設工事用機械について特別な調査、試験及び研究を行うこと。

六十二 所掌事務に係る賠償及び国際協力に關する事務を行うこと。

六十三 所掌事務に係る調査、統計、試験、検定、研究並びに資料の収集、整理及び編集に關する事務を処理し、並びに建設技術に關する指導並びに建設技術に關する試験及び研究の助成を行うこと。

六十四 地盤工学に關する研修生(外国人研修生を含む。)の研修を行うこと。

六十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

六十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき建設省に屬させられた事務

第四条及び第四条の二を削り、第五条の見出しを「(技監)」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土地理院)

第五条 建設省に特別の機関として国土地理院を置く。

2 国土地理院は、第三条第五号に規定する事務並びに同条第五十八号に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に關するものをつかさどる機関とする。

3 国土地理院の位置及び内部組織は、建設省令で定める。

4 建設大臣は、国土地理院の事務を分掌させるため、所要の地に国土地理院の支所を設けることができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、建設省令で定める。

第五条の二から第五条の五までを削る。

第三章を削る。

「第四章 地方支分部局」を削り、第十一一条中「本省」を「建設省」に改め、同条を第六条とする。

第十二条の見出しを削り、同条中「本省」を「建設省」に改め、第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、同条第二号の四中「貸付」を「貸付け」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二

号の三中「基き」を「基づき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の二中「基き」を「基づき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「基き」を「基づき」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条を第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

第八条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び内部組織は、政令で定める。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条の見出しを削り、同条を第九条とする。

第五章を削る。

「第六章 職員」を削り、第十八条を第十条とする。

附則中第二十条を第十一一条とする。

第二十一一条中「但し」を「ただし」に、「基き」を「基づき」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十二条とする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)

第百六十七條 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「東京通商産業局長」を「その管轄区域内に伊東市が所在する通商産業局長」に改める。

(公営住宅法の一部改正)

第百六十八條 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「住宅地地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第八十三條 削除

(土地区画整理法の一部改正)

第百七十条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「都道府県知事又は市町村長の附屬機関として」を「都道府県又は市町村に」に改める。

(公共用地の取得に關する特別措置法の一部改正)

第百七十一條 公共用地の取得に關する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第四十八條中「建設省の附屬機関として」を「建設省」に改める。

(住宅建設計画法の一部改正)

第百七十二條 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「住宅地地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第五条第一項中「住宅地地審議会」を「同項の政令で定める審議会」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第百七十三條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第一項中「建設省の附屬機関として」を「建設省」に改める。

(大都市地域における住宅地等の供給の促進に關する特別措置法の一部改正)

第百七十四條 大都市地域における住宅地等の供給の促進に關する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「建設省計画局」を「建設省」に改める。

第十三節 自治省関係

(自治省設置法の一部改正)

第百七十五條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第四条第一項各号列記以外の部分中「この法律を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同項第一号から第十号の二までを削り、同項第十一号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(第二百六十一条を除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすること。

第四条第一項第十一号の二中(昭和四十七年法律第六十六号)を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十二号から第十三号の七までを削り、同項第十四号中「都道府県の議会の会議の結果」を削り、同号を同項第四号とし、同項第十四号の二を同項第五号とし、同項第十四号の三(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十四号の四中「又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理する」を「の設置、都道府県が行う機関の共同設置若しくは事務の委託又はこれらに係る規約の変更の届出を受理し、及び都道府県が加入する地方公共団体の組合の設立又はこれに係る規約の変更を許可する」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十四号の五中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十四号の六及び第十四号の七を削り、第十五号を第九号とし、第十五号の二を第十号とし、第十五号の三を削り、同項第十六号中「及び地方公務員共済組合連合会」を「地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十六号の二及び第十六号の三を削り、第十七号を第十二号とし、第十八号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 政治団体の届出及び特定公職の候補者に係る指定団体の届出並びに政治団体及び特定公職の候補者の収支報告書を受理し、並びにこれらの届出事項及び収支報告書の要旨を公表すること。

第四条第一項第十九号を削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号を第十六号とし、同項第二十二号中「見積る」を「見積もる」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十三号から第二十六号までを五号ずつ繰り上げ、第二十六号の二を削り、同項第二十七号中「当せん金附証票」を「当せん金附証票」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十八号を同項第二十三号とし、同項第二十八号の二中「道路交通法(昭和三十一年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による」を削り、同号を同項第二十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十五 地方公共団体の財務に係るある事務について報告を徴収し、調査し、及び助言すること。

二十六 内閣が国会に対して行う地方財政の状況に関する報告の原案を作成すること。

二十七 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認すること。

第四条第一項第二十九号を同項第二十八号とし、同項第三十号中「及び所得税額を削り、同号を同項第二十九号とし、同項第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十三号の二中「見積る」を「見積もる」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第三十六号中の「外」を「のほか」に、「法律に基く」を「これに基づく」に、「基き」を「基づく」に改め、同号を同項第四十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)

の規定に基づき、所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

第四条第一項第三十五号を削り、同項第三十四号の四中「行ない」を「行い」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十四号の三を第三十九号とし、第三十四号の二を削り、第三十四号を第三十八号とし、第三十三号の六を第三十七号とし、第三十三号の五を第三十六号とし、同項第三十三号の四中「見積る」を「見積もる」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第三十三号の三を同項第三十四号とし、同条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(自治省の所掌事務)

第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国と地方公共団体との一般的連絡に関すること。

二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく土地開発公社及び都市計画区域内の土地の先買いに関する事務を行うこと。

四 国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(第二百六十一条を除く。)の規定に基づく内閣総理大臣の権限の行使に関する助言その他の援助に関すること。

五 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に関し、必要な意見を関係行政機関に申し出ること。

六 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

七 地方自治に関する制度及びその運営に関する調査研究に関すること。

八 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に関すること。

九 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。

十 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

十一 政令で定める文教研修施設において、地方公務員に対し地方自治に関する高度の研修を行うこと。

十二 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会に関すること。

十三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。

十四 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係る投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

十五 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

十六 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

十七 第十三号から前号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の行準備に関すること。

十八 第十三号から第十六号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に関すること。

十九 政党その他の政治団体及び政治資金に関すること。

二十 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案その他地方財政に関すること。

二十一 地方交付税の総額の見積りに関する

- こと。
- 二十二 地方交付税の交付に関すること。
- 二十三 地方交付税の減額又は返還に関すること。
- 二十四 地方債に関すること。
- 二十五 地方公共団体の財政資金の調達に関してあつせんすること。
- 二十六 公営企業金融公庫の監督に関すること。
- 二十七 当せん金附証券を発売することができ市町村の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売の許可に関すること。
- 二十八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 二十九 地方公共団体の財務に係る関係のある事務に関する報告の徴取、調査及び助言に関すること。
- 三十 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。
- 三十一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。
- 三十二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。
- 三十三 地方税に関する制度の企画及び立案その他地方税に関すること。
- 三十四 法定外普通税の新設又は変更に関すること。
- 三十五 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十六 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税の収入額の見積りに関すること。
- 三十七 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税の譲与に関すること。
- 三十八 特別とん譲与税を譲与すべき開港所、在来市町村及び航空機燃料譲与税を譲与すべき空港関係市町村の指定に関すること。
- 三十九 国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度の企画及び立案並びに当該助成交付金の交付に関すること。
- 四十一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条に規定する事務
- 四十二 所管行政に関する調査、統計の作成及び資料の収集に関すること。
- 四十三 次に掲げる法律の施行に関すること。
- (一) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
- (二) 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第九十九号）
- (三) 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第六号）
- (四) 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
- (五) 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
- (六) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）
- (七) 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
- (八) 地方公共交通事業の経営の健全化の促進に関する法律（昭和四十八年法律第五十九号）
- (九) 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）
- (十) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百一十二号）
- (十一) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）
- (十二) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）
- (十三) 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十四号）
- (十四) 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）
- (十五) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）
- 四十四 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき、自治省に属させられた事務
- 第六条の前の見出し及び同条から第十三条までを削り、第十四条を第六条とする。
- 第十五条第七項中「第十六条」を「次条」に改め、同条を第七条とし、第十六条を第八条とし、第十六条の二を第九条とする。
- 第十七条第八号中「国を」自治大臣に改め、同条を第十条とし、第十八条から第二十二条までを七条ずつ繰り上げる。
- 第二十三条第一項中「自治省に」の下に「特別の機関として」を加え、同条を第十六条とする。
- 第二十三条の二から第二十四条の二までを削る。
- 第二十四条の三第二項中「昭和二十二年法律第二百二十六号」を削り、同条を第十七条とし、第二十五条を第十八条とする。
- (自治大学校設置法の廃止)
- 第七十六条 自治大学校設置法（昭和二十八年法律第九十九号）は、廃止する。
- (選挙制度審議会設置法の一部改正)
- 第七十七条 選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
- 第九条を削り、第十条を第九条とする。
- (消防組織法の一部改正)
- 第七十八条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「左に」を「次に」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同条第五号中「(第十二条第一項に規定する消防職員をいう。第四条の四第二項において同じ。)」を「(消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。)」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項

第四十条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「の外」を「のほか」に、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同号を同条第二十二号とする。

第四十条の二から第四条の四までを削る。

第五条を次のように改める。

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第十二条第一項中「適当な階級の消防吏員及びその他の職員(以下「消防職員」という。)」を「消防職員」に改める。

第二十六条の二中「消防大学校」を「消防庁に置かれる教育訓練機関」に、「行なう」を「行う」

に改める。

(地方財政法の一部改正)

第七十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条の五中「第八条の規定に基き」を「第八条、第八条の二又は第八条の三の規定に基き」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第八十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「自治省行政局」を「自治省」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百八十八条の二第二項中「中央固定資産評価審議会は、」を削り、「調査審議する」を「調査審議するため、自治省に中央固定資産評価審議会を置く」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第八十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第八条の規定に基き」を「第八条、第八条の二又は第八条の三の規定に基き」に、「基かない」を「基づかない」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八十三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第一項中「自治省の附属機関と

して、」を「自治省に」に改める。

附則

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることが出来る。

理 由

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を定めるとともに、同法の施行に伴い、各省庁設置法等関係法律の規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、各省庁設置法等関係法律二百三件につき必要な整理等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行期日を昭和五十九年七月一日と定めること。

2 国家行政組織法の一部を改正する法律の施

行に伴い、各省庁設置法等関係法律(総理府及び行政管理局関係を除く。)中、整理を要するものについて所要の改正を行うこととする。

(1) 各省、各委員会及び各庁設置法等について次の改正を行うこと。

ア 新たに省庁等全体の所掌事務の規定を設けて、従来の各部署等の事務の規定を一括掲記すること。ただし、各省庁の官房等に共通的に規定されている事務及びこれに対応する権限の規定を削ること。

イ 官房、局及び部の規定を削ること。

ウ 庁次長、官房長及び局、部又は委員会の事務局に置かれる次長並びに庁の所掌事務の一部を総括整理する職(法律で国務大臣をもつてその長に充てられることと定められている庁以外の庁に置かれるもの)の規定を削ること。

エ 附属機関その他の機関を審議会等、施設等機関及び特別の機関に区分し、審議会等及び施設等機関については、法律で定めることを要しないものについての規定を削ること。

オ 地方支分部局のうち、ブロックを単位として置かれる機関について、個別の名称、位置、管轄区域及び内部組織は政令で定めるところとし、これらについての規定を削ること。

(2) 各省庁設置法等の改正に伴い、これに関連する諸法律についての所要の改正を行うこと。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書 総務庁設置法案及び

一八八

4 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、各省庁設置法等関係法律について所要の規定の整理等を行うとするもので、その措置は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政事情とにかんがみ、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏

まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調審申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

総務庁設置法案

右 国会に提出する。

昭和五十八年九月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

総務庁設置法

(目的)

第一条 この法律は、総務庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する

行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、総務庁を設置する。

(任務)

第三条 総務庁は、行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他特定の施策及び事務の総合調整に関する事務で他の行政機関の所掌に属しないもの並びに行政機関の業務の監察、恩給及び統計に関する事務を一体的に遂行することを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 総務庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

一 国家公務員に関する制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

二 各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うこと。

三 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く。)に関する事務を行うこと。

四 国家公務員等の退職手当に関する事務を行うこと。

五 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

七 行政制度一般に関する基本的事項を企画すること。

八 行政機関の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。

九 行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。

十 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。

十一 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十二 各行政機関の業務の実施状況を監察し、必要な勧告を行うこと。

十三 前号の監察に関連して、第十一号に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

十四 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行うこと。

十五 行政相談委員法(昭和四十一年法律第十九号)の施行に関する事務を行うこと。

十六 恩給制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

十七 恩給を受ける権利の裁定に関する事務を行うこと。

十八 恩給に関する不服申立てに対する決定又は裁決に関する事務を行うこと。

十九 恩給の支給及び負担に関する事務を行うこと。

二十 国会議員の互助年金及び互助一時金に関する事務を行うこと。

二十一 国家公務員等共済組合連合会の長期給付の決定に関する審理に関する事務を行うこと。

二十二 統計及び統計制度の改善発達に関する基本的事項を企画すること。

二十三 統計調査の審査、基準の設定及び総合調整を行うこと。

二十四 統計報告の徴集について調整を行うこと。

二十五 統計機関の機構、定員及び運営に關し、地方公共団体の長又は教育委員会に対し、連絡及び勧奨を行うこと。

二十六 統計職員養成の企画及び検定を行うこと。

二十七 国際統計事務の統括に関する事務を行うこと。

二十八 アジア統計研究所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定に基づき、アジア統計研究所において行われる研修の実施に関する協力を行うこと。

二十九 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査を実施すること。

三十 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査を実施すること。

三十一 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表及び国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて実施した各種の統計調査の製表を行うこと。

計調査の製表及び国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて実施した各種の統計調査の製表を行うこと。

三十二 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の製表を行うこと。

三十三 政令で定める文教研修施設において統計に関する研修を行うこと。

三十四 統計技術の研究その他統計の改善発達に関する事務を行うこと。

三十五 統計に関する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。

三十六 統計知識の普及及び宣伝に関する事務を行うこと。

三十七 各行政機関の陸上交通の安全に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。

三十八 各行政機関の交通の安全に関する事務の連絡に関する事務を行うこと。

三十九 交通の安全に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。

四十 前三号に掲げるもののほか、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

四十一 各行政機関の老人に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。

四十二 各行政機関の老人に関する事務の連絡に関する事務を行うこと。

四十三 老人に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。

四十四 各行政機関の地域改善対策事業に関する施策及び事務の総合調整を行うこと。

四十五 各行政機関の地域改善対策事業に関する事務の連絡に関する事務を行うこと。

四十六 地域改善対策事業に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを調査し、企画し、及び立案すること。

四十七 前三号に掲げるもののほか、地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)の施行に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

四十八 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策の樹立に関する事務を行うこと。

四十九 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する関係行政機関の施策及び事務の総合調整を行うこと。

五十 前二号に掲げるもののほか、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事務のうち他の行政機関の所掌に属しないものを企画し、立案し、及び実施すること。

五十一 北方領土問題その他北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ。)に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

五十二 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に關し、関係行政機関の事務の総合調整を行うこと。

五十三 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

五十四 本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。

五十五 第五十一号から前号までに掲げるもののほか、北方地域に関する事務(外務省の所掌に属するものを除く。)に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

五十六 北方領土問題対策協会の監督すること。

五十七 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項(北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する部分を除く。)について内閣総理大臣を補佐すること。

五十八 所掌事務に關し、必要な資料の収集を行うこと。

五十九 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき総務庁に属させられた事務

(長官)

第五條 総務庁の長は、総務庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

2 総務庁長官(以下「長官」という。)は、所掌事務に關し、各行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 長官は、所掌事務に關し、隨時、内閣総理大臣又は関係各行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

4 長官は、監察を行うため必要な範囲において、各行政機関の業務について実地に調査することができ。

- 5 長官は、各行政機関の業務の監察に關連して、第四号第十三号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。
- 6 長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。
- 7 長官は、監察の結果第三項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいて執つた措置について報告を求めることができる。
- 8 長官は、監察の結果行政運営の改善を図るため必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができる。
- 9 長官は、監察の結果綱紀を維持するため必要と認めたときは、関係行政機関の長に対し、これに關し意見を述べることができる。
- (公務員制度審議会)
- 第六条 総務庁に、公務員制度審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に關する事項について調査審議し、及びこれらの事項に關し内閣総理大臣に建議する。
- 3 審議会は、学識経験のある者、国、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二十人以上の委員で組織する。
- 4 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他審議会に關し必要な事項については、政令で定める。
- (審議会等の委員等)
- 第七条 総務庁に政令の規定により置かれる審議会等の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
- (青少年対策本部)
- 第八条 総務庁に、特別の機関として、青少年対策本部を置く。
- 2 青少年対策本部は、第四号第四十八号から第五十号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 青少年対策本部の長は、青少年対策本部長とし、長官たる國務大臣をもつて充てる。
- 4 青少年対策本部長は、青少年対策本部の事務を統括する。
- 5 青少年対策本部に、青少年対策副本部長を置き、総務事務次官をもつて充てる。
- 6 青少年対策副本部長は、青少年対策本部長の職務を助ける。
- 7 青少年対策本部に、次長その他の職員を置く。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、青少年対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。
- (北方対策本部)
- 第九条 総務庁に、特別の機関として、北方対策本部を置く。
- 2 北方対策本部は、第四号第五十一号から第五十七号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、長官たる國務大臣をもつて充てる。
- 4 北方対策本部長は、北方対策本部の事務を統括する。
- 5 北方対策本部の長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。
- 6 北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、総務事務次官をもつて充てる。
- 7 北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。
- 8 北方対策本部に、所要の職員を置く。
- 9 第三項から前項までに定めるもののほか、北方対策本部の組織に關し必要な事項は、政令で定める。
- (地方支分部局)
- 第十条 総務庁に、地方支分部局として、管区行政監察局を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、当分の間、総務庁に、地方支分部局として、沖繩行政監察事務所を置く。
- 3 管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所は、第四号第十二号から第十五号までに掲げる事務及びこれに關する同条第五十八号に掲げる事務を分掌する。
- 4 管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所は、前項の事務のほか、環境庁の所掌事務のうち当該所掌事務に關する調査並びに資料の収集及び整理並びに環境庁の所管行政に關する相談に關する事務を分掌する。
- 5 長官は、前二項の事務のほか、管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所、第四号第九号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に關する調査の事務並びに同条第五十八号に掲げる事務のうち同条第七号から第十一号まで、第二十二号から第二十八号まで、第三十四号及び第三十六号に掲げる事務(同条第三十四号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に關するものを除く。)に關するものを分掌させることができる。
- 6 第四項の事務については、環境庁長官が管区行政監察局及び沖繩行政監察事務所の長を指揮監督する。
- 7 管区行政監察局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
- 8 沖繩行政監察事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 9 沖繩行政監察事務所の内部組織は、総理府令で定める。
- 10 政令で定める管区行政監察局に、その事務の一部を分掌させるため、行政監察支局を置く。
- 11 行政監察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 12 行政監察支局の内部組織は、総理府令で定める。
- 13 政令で定める管区行政監察局及び行政監察支局に、その事務の一部を分掌させるため、地方行政監察局を置く。
- 14 地方行政監察局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 15 地方行政監察局の内部組織は、総理府令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 昭和五十九年六月三十日において行政管理局の四国行政監察支局として設置されている機関で総務庁の機関として存続するものは、昭和六十年三月三十一日まで廃止するものとする。

理由

行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、総理府本府及び行政管理局の組織及び機能を統合再編成して、総理府の外局として、総務庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総務庁設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における行政需要の変化に即応して、総合的かつ効率的な行政の推進を図るため、総理府本府及び行政管理局の組織及び機能を統合再編成して、総務庁を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 設置

総理府の外局として、総務庁を設置すること。

2 任務

総務庁は、行政の総合的かつ効率的な実施に寄与するため、人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他特定の施策及び事務の総合調整に関する事務で他の行政機関の所掌に属しないもの並びに行政機関の業務の監察、恩給及び統計に関する事務を一体的に遂行することを主たる任務とすること。

3 所掌事務及び権限

- (1) 各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等の総合調整等人事行政に関する事務を行うこと。
 - (2) 行政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整等組織・定員管理に関する事務、各行政機関の業務についての監察に関する事務を行うこと。
 - (3) 恩給を受ける権利の裁定等恩給に関する事務を行うこと。
 - (4) 統計制度の基本的事項に関する企画その他統計に関する総合調整及び国勢調査その他の基幹的統計調査の実施等統計に関する事務を行うこと。
 - (5) 交通安全対策、老人対策、地域改善対策事業、青少年対策及び北方対策など特定の行政分野における事務の総合調整等を行うこと。
- #### 4 組織
- (1) 総務庁の長は、総務庁長官とし、國務大臣をもつて充てること。
 - (2) 総務庁長官は、所掌事務に関し、各行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求め、また、随時、内閣総理大臣又は関係各行政機関の長に対し意見を述べることができるとするほか、監察を行うため必要な範囲において、各行政機関の業務について実地に調査することができると。
 - (3) 総務庁に、公務員制度審議会を置くほか、特別の機関として、青少年対策本部及び北方対策本部を置くこと。

方対策本部を置くこと。

- (4) 総務庁に、地方支分部局として、管区行政監察局、沖縄行政監察事務所、行政監察支局及び地方行政監察局を置くこと。

5 施行期日

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、総合的かつ効率的な行政の推進を図るため、適切な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

総務庁設置法案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政事情とに鑑み、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

総理府設置法の一部を改正する等の法律案

右
国会に提出する。

昭和五十八年九月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

総理府設置法の一部を改正する等の法律

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

總理府設置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

一九二

十七号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 本府

第一節 審議会(第八条)

第二節 特別の機関(第九条—第十四条)

第三章 外局(第十五条—第十六条)

第四章 職員(第十七条)

附則

第三号中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「恩給及び統計」を削り、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「基く」を「基づく」に、「属せしめられた」を「属せられた」に改め、同条を同条第三号とする。

第二章の章名、同章第一節の節名及び第五条を削る。

第四条各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に、「なされなければ」を「なされなければ」に改め、同条第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号を第二号とし、同条第十五号中「はく奪を」はく奪に改め、同条を同条第三号とし、同条第十六号から第二十号までを削り、同条第二十一号中「前各号」を「前三号」に、「の外を」のほか「に」、「基く」を「基づく」に、「属せしめられた」を「属せられた」に改め、同条を同条第四号とし、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(總理府の所掌事務)

第四条 總理府の所掌事務は、次のとおりとす

る。

一 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に關すること。

二 各行政機関の事務の連絡に關すること。

三 広報に關すること。

四 世論の調査に關すること。

五 農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律(昭和四十二年法律第二百一十一号)及び引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律(昭和四十二年法律第二百一十四号)の施行に關すること。

六 古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に關する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の施行に關すること。

七 動物の保護及び管理に關する法律(昭和四十八年法律第五号)の施行に關すること。

八 栄典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

九 勲位及び勲章に關すること。

十 褒章に關すること。

十一 記章その他の賞件に關すること。

十二 外國の勲章及び記章の受領及び着用に關すること。

十三 旧勲章年金受給者に關する特別措置法(昭和四十二年法律第一号)の施行に關すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、他の行政

機關の所掌に属しない事務及び条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で總理府の所掌に属せられた事務
第五条の二を削り、第六条を次のように改める。

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第六条 内閣官房長官は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)に定める職務を行うほか、内閣總理大臣を助け、府務を整理し、並びに總理府(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている機關を除く。次条第二項において同じ。)所管の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部局及び機關の事務を監督する。

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣總理大臣の定めるところにより、前項の内閣官房長官の職務を助ける。

第六條の二及び第六條の三を削り、第七條を次のように改める。

(總理府次長)

第七條 總理府に、總理府次長を置く。

2 總理府次長は、府務について内閣官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、命を受けて總理府の各部局及び機關の事務を総括する。

第七條の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 本府

第一節 審議会

第八條を次のように改める。

(審議会)

第八條 本府に、次の審議会を置く。

売春対策審議会

港灣調整審議会

2 売春対策審議会は、内閣總理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて売春対策に關する重要事項を調査審議する。

3 港灣調整審議会は、港灣に關する各行政機關の施策のうち総合調整を要するものに關し、内閣總理大臣の諮問に應じて調査審議し、及び内閣總理大臣に意見を述べ、並びに港灣労働法(昭和四十年法律第二百一十号)の定めるところにより、労働大臣に意見を述べ

る。

4 前二項に定めるもののほか、第一項に掲げる審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他これらの審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第九條及び第二章第二節を削り、第八條の次に次の節名を付する。

第二節 特別の機関

第二章第三節の節名、第十六條及び第十六條の二を削り、第十六條の三第二項中「わが国」を「我が国」に改め、同条を第九條とし、同條の次に次の五條を加える。

(中央防災会議)

第十條 本府に、中央防災會議を置く。

2 中央防災會議の組織及び所掌事務については、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

(中央駐留軍関係離職者等対策協議会)

第十一條 本府に、中央駐留軍関係離職者等対策協議會を置く。

2 中央駐留軍関係離職者等対策協議會の組織及び所掌事務については、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八

号)の定めるところによる。

(公害対策会議)

第十二条 本府に、公害対策会議を置く。

2 公害対策会議の組織及び所掌事務については、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の定めるところによる。

(消費者保護会議)

第十三条 本府に、消費者保護会議を置く。

2 消費者保護会議の組織及び所掌事務については、消費者保護基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の定めるところによる。

(中央交通安全対策会議)

第十四条 本府に、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議の組織及び所掌事務については、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の定めるところによる。

第十七条中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「行政管理庁」を「総務庁」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第十八条中「定の」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「基く」を「基づく」に改め、同条の表中「行政管理庁」を「総務庁」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条から第二十一条までを削る。

第二十二條の見出しを「職員」に改め、同条中「総務長官及び総務副長官を除く外」を削り、

「国家公務員法」の下に「(昭和二十二年法律第百二十号)」を加え、第四章中同条を第十七条とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(行政管理庁設置法の廃止)

第二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)は、廃止する。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「行政管理庁」を「総務庁」に改める。

(恩給法の一部改正)

第四条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「総理府恩給局長」を「総務庁内政部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長」に改める。

第十三条第一項中「総理府恩給局長」を「前条ニ規定スル局長」に改める。

第十五条第一項中「内閣総理大臣」を「総務庁長官」に、「恩給審査会」を「政令ヲ以テ定ムル審査会(以下審査会ト称ス)」に改め、同条第二項を削る。

第二十條第二項第二号中、「総理府総務長官、総理府総務副長官」を削る。

第四十六條第三項、第四十六條ノ二第三項及び第四十八條第三号中「恩給審査会」を「審査会」に改める。

(恩給法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 従前の規定による総理府総務長官及び総

理府総務副長官については、前条の規定による改正後の恩給法第二十條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「総理府恩給局長以外の者」を「恩給法第十二條に規定する局長以外の者」に、「総理府恩給局長に対して」を「同条に規定する局長に対して」に改める。

附則第十六項中「内閣総理大臣」を「総務庁長官」に改める。

第七條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の二中「恩給審査会」を「恩給法第十五條の政令で定める審査会」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「援護審査会」を「同条第一項の政令で定める審査会」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「内閣総理大臣又は総理府恩給局長」を「総務庁長官又は恩給法第十二條に規定する局長」に改める。

(統計法の一部改正)

第八条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第三項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第四条第一項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改め、同条第三項中「前項の期間の中間において、行政管理庁長官の承認を得たとき

は」を「総務庁長官は、必要があると認めたとときは、前項の期間の中間において」に改める。

第七條第一項中「左に」を「次に」に、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「但し、第十六條但書」を「ただし、第十六條ただし書」に改め、同条第二項及び第三項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第八条第一項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第九条中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十條第五項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「但し」を「ただし」に、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改め、同項第四号中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改め、同項第五号中「外、行政管理庁長官」を「ほか、総務庁長官」に改める。

第十一條を次のように改める。

(総務庁長官が行う統計調査)

第十一條 総務庁長官が行う統計調査については、第七條第三項及び第八條第三項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、総務庁長官が行う統計調査に対するこの法律の適用に關しては、第九條中「関係各行政機関の長又はその他のものの行方指定統計調査」とあるのは、指定統計調査と、「意見を内閣総理大臣に上申し、又はこれらのものに対して、その改善につき勧告することができる」とあるのは、その改善を図るものとする」とする。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

總理府設置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

一九四

第十三条及び第十五条第二項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十六条中「但し、行政管理庁長官」を「ただし、総務庁長官」に改める。

第十六条の二中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十八条の二中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「統計主幹(行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。)」を「総務庁において統計に関する事務を所掌する職にある者で政令で定めるもの」に改める。

第十九条の二第二項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「の外」を「のほか」に、「漏し」を「漏らし」に改める。

(統計法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国会法の一部改正)

第十条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中、「總理府総務副長官」を削り、「但し」を「ただし」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四十二条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「但し」を「ただし」に改め、「總理府総務副長官」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第十一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 削除

(社会保障制度審議会設置法の一部改正)

第十二条 社会保障制度審議会設置法(昭和二十三年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

4 前三項に定めるもののほか、事務局に關し必要な事項は、政令で定める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十三条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左の」を「次の」に改め、同条の表中国立国会図書館支部總理府統計局図書館の項を削り、

国立国会図書館支部行政管理庁図書館

總理府
に改める。

(弁護士法の一部改正)

第十四条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、「總理府総務副長官」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次の

ように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第五号の二を削る。

第三条第二項中「及び總理府総務副長官」を削る。

別表第一官職名の欄中「總理府総務副長官」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十六条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「内閣官房副長官及び總理府総務副長官」を「及び内閣官房副長官」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十七条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「基き」を「基づき」に、「總理府統計局」を「総務庁」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「總理府総務副長官」を削る。

(北海道開発法の一部改正)

第十九条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「總理府北方対策本部長」を「総務庁北方対策本部長」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第二十条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条中「總理府の附属機関として」を「總理府に」に改める。

(外務省設置法の一部改正)

第二十一条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六條の二」に改める。

第一章中「第六條の二」に次の一條を加える。

(海外移住審議会)

第六條の二 外務省に、海外移住審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、内閣總理大臣、外務大臣又は關係各大臣の諮問に應じて海外移住政策に関する重要事項を審議する。

審議会の委員その他の政令で定める職員は、外務大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

(統計報告調整法の一部改正)

第二十二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「當つて」を「当たつて」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「文教施設、医療施設その他の国家行政組織法第八条を文教研修施設、医療更生施設

設その他の国家行政組織法第八条の二に改める。

第四条第一項中「左の」を「次の」に、「除く外」を除くほか、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第五条第一項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条、第八条及び第九条中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十条第一項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十一条第四項中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(総務庁長官が行う統計報告の徴集)
第十二条の二 総務庁長官が行う統計報告の徴集については、第九条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十一条の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、総務庁長官が行う統計報告の徴集に対するこの法律の適用に関しては、次の各号に定めるところによる。
一 第六条第二項中「理由を付した文書」とあるのは、「文書」とする。

二 第九条第一項中「当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集について変更を求めることができる」とあるのは、「当該統計

報告の徴集について所要の変更を行うものとする」とする。

三 第十条第一項中「当該行政機関の長に対し、当該統計報告の徴集の中止又は変更を求めることができる」とあるのは、「当該統計報告の徴集を中止し、又は変更するものとする」とする。

第十三条第一項中「行政管理庁」を「総務庁」に改める。

第十四条中「行政管理庁長官」を「総務庁長官」に、「統計主幹(行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。)」を「統計法第十八条の二に規定する者」に改める。

(地方制度調査会設置法の一部改正)

第二十三条 地方制度調査会設置法(昭和二十七年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第一項」を「第八条」に、「基き、総理府の附属機関として」を「基き、総理府に」に改める。

(青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法の一部改正)

第二十四条 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府に、附属機関として」を「総務庁に」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十五条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「総理府恩給局長」を「恩給法第十二条に規定する局長」に、「但し」を「ただし」に改める。

(警察法の一部改正)

第二十六条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「総理府恩給局長」を「総務庁ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長」に、「第十六条」を「同法第十六条」に、「第五十九条」を「同法第五十九条」に改める。

(雇用審議会設置法の一部改正)
第二十七条 雇用審議会設置法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府に、附属機関として」を「労働省に」に改める。

第二条第二項中「内閣総理大臣」の下に、「労働大臣」を加える。

第三条第二項、第六条第二項及び第七条第二項中「のうちから」の下に、「労働大臣の申出により」を加える。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

(国会議員互助年金法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「総理府恩給局長」を「恩給法第十二条に規定する局長」に

改める。

一 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五条の二第三項、第二十一条第一項及び第二十七条

二 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九号)第五十六条

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第二十九条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「総理府総務長官」を「内閣官房長官」に改める。

(放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正)

第三十条 放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府」を「科学技術庁」に改める。

第四条中「総理府に、附属機関として」を「科学技術庁に」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「前四条」を「前三条」に改め、同条を第十条とする。

(科学技術会議設置法等の一部改正)

第三十一条 次に掲げる法律の規定中「附属機関として」を削る。

一 科学技術会議設置法(昭和三十四年法律第四号)第一条

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十六条第一項

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

總理府設置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

一九六

三 動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十二条第一項

（農業基本法の一部改正）

第三十二条 農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

第二十五条中「總理府に、附屬機関として」を「農林水産省に」に改める。

第二十六条中「内閣總理大臣」の下に、「農林水産大臣」を加える。

第二十七条第二項中「のうちから」の下に、「農林水産大臣の申出により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

（災害対策基本法の一部改正）

第三十三条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「總理府總務長官」を削る。

（観光基本法の一部改正）

第三十四条 観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二條」に改める。

第十八条中「總理府に、附屬機関として」を「運輸省」に改める。

第十九条中「内閣總理大臣」の下に、「運輸大臣」を加える。

第二十條第二項中「のうちから」の下に、「運輸大臣の申出により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、運輸大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とする。

（中小企業基本法の一部改正）

第三十五条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條」を「第三十二條」に改める。

第二十八條中「總理府に、附屬機関として」を「通商産業省」に改める。

第二十九條中「内閣總理大臣」の下に、「通商産業大臣」を加える。

第三十條第二項中「のうちから」の下に、「通商産業大臣の申出により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、通商産業大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

第三十二條を削り、第三十三條を第三十二條とする。

（沿岸漁業等振興法の一部改正）

第三十六條 沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十二條中「總理府に、附屬機関として」を「農林水産省」に改める。

第十三條中「内閣總理大臣」の下に、「農林水産大臣」を加える。

大臣」を加える。

第十四條第二項中「のうちから」の下に、「農林水産大臣の申出により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

第十六條を削り、第十七條を第十六條とする。

（林業基本法の一部改正）

第三十七條 林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第二十二條中「總理府に、附屬機関として」を「農林水産省」に改める。

第二十三條中「内閣總理大臣」の下に、「農林水産大臣」を加える。

第二十四條第二項中「のうちから」の下に、「農林水産大臣の申出により」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣の申出により、内閣總理大臣が任命する。

第二十六條を削り、第二十七條を第二十六條とする。

（行政相談委員会法の一部改正）

第三十八條 行政相談委員会法（昭和四十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「行政管理局長官」を「總務長官」に改め、同項第一号中「行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）第二條第十二

号」を「總務庁設置法（昭和五十八年法律第百四十四号）第十一号」に、「行政管理局又は」を「總務庁又は」に改める。

（心身障害者対策基本法の一部改正）

第三十九條 心身障害者対策基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「總理府に、附屬機関として」を「厚生省」に改め、同條第三項中「内閣總理大臣」の下に、「厚生大臣」を加える。

第二十八條第二項及び第四項中「のうちから」の下に、「厚生大臣の申出により」を加える。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第四十條 交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二條第十号中「第八條第一項」を「第八條から第八條の三まで」に改める。

第十四條第一項中「附屬機関として」を削る。

第十五條第三項中「及び總理府總務長官」を削り、同條第五項中「内閣總理大臣官房」を「總務庁」に、「運輸大臣官房」を「運輸省」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十一條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項中「總理府」を「總務庁」に改める。

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第四十二條 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「總理府に、附屬機関としてを「経済企画庁」に改める。

(臨時行政改革推進審議会設置法の一部改正)
第四十三條 臨時行政改革推進審議会設置法(昭和五十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「附屬機関として」を削る。

第七條第一項中「行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二條第四号の二」を「総務庁設置法(昭和五十八年法律第 号第四條第十一号)に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第 号)の施行の日から施行する。

(職員の引継ぎ)

2 この法律の施行の際、現に總理府本府の部局若しくは機関で政令で定めるものの職員又は行政管理庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、総務庁の職員となるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の恩給法(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法令を含む。)、統計法、統計報告調整法、国会議員互助年金法及び行政相談委員法(以下「恩給法等」と総称する。)の規定により国の機関がした裁定、指定、承認その他の処分又は通知その他の相当規定に基づいて相当の国の機関がした裁定、指定、承認その他の処分又は通知その他

の行為とみなす。

4 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の恩給法等の規定により国の機関に対してされている請求、申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の恩給法等の相当規定に基づいて相当の国の機関に対してされている請求、申請、届出その他の行為とみなす。

5 従前の總理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

公務員制度審議会	総務庁
恩給審議会	
地域改善対策協議会	
青少年問題審議会	
統計審議会	
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会	農林水産省
沿岸漁業等振興審議会	
林政審議会	
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施

行に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

理 由

総務庁の設置に伴い、總理府本府について所掌事務の整理、總理府総務長官及び總理府総務副長官の廃止、審議会等の各省庁への移管等の措置を講ずるとともに、行政管理庁を廃止するほか、関係法律の規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

總理府設置法の一部を改正する等の法律案
(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、総務庁の設置に伴い、總理府本府の組織及び機能の整理を図るため、所掌事務の整理等を行うおとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総務庁の設置により、總理府本府から人事行政に關する事務、恩給に關する事務、統計に關する事務、交通の安全、老人及び地域改善対策事業に關する施策及び事務の総合調整に關する事務、青少年の指導、育成、保護及び矯正に關する施策及び事務に關する総合調整に關する事務並びに北方地域に關する事務の総合調整に關する事務を總理府に移管することとし、これに伴い、總理府設置法等の關係法律について所要の改正を行うこと。

2 行政管理庁を廃止すること。

3 總理府総務長官及び總理府総務副長官を廃止することとし、これに伴い、次の措置を講ずるため、總理府設置法について所要の改正

を行うこととする。

(1) 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣總理大臣を助け、府務を整理し、總理府(法律で國務大臣をもつてその長に充てると定められている機関を除く。)の事務の監督等を行い、内閣官房副長官は、内閣總理大臣の定めるところにより、内閣官房長官の当該職務を助けること。

(2) 總理府に、總理府次長を置き、府務について内閣官房長官及び内閣官房副長官を補佐し、事務の総括を行うこと。

4 總理府本府に置かれていた審議会等のうち、雇用審議会等十審議会等を労働省等八省庁へそれぞれ移管することとし、これに伴い、雇用審議会設置法等の關係法律について所要の改正を行うこと。

5 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う總理府設置法等の關係法律の規定の整理を行うこと。

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

7 この法律は、總務庁設置法の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、総務庁の設置に伴い、總理府本府の組織及び機能の整理を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

総務庁設置法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行財政事情とに鑑み、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一

総務庁設置法の一部を改正する等の法律案及び同報告書の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十八年九月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

総務庁設置法等の一部を改正する法律

（総務庁設置法の一部改正）

第一条 総務庁設置法（昭和五十八年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第十條第十三項から第十五項までの規定中「地方行政監察局」を「行政監察事務所」に改める。

（公安調査庁設置法の一部改正）

第二条 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第

二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條、第十二條及び第十七條中「地方公安調査局」を「公安調査事務所」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第三条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條（見出しを含む。）中「財務部」を「財務事務所」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四條第三項中「又は財務部長」を削る。

理由

行政機構の簡素合理化を図るための地方支分部局の整理再編成の一環として、総務庁の地方行政監察局を行政監察事務所に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政機構の簡素合理化を図るため、地方支分部局の整理再編成を行うこととし、その一環として、総務庁の地方行政監察局、公安調査庁の地方公安調査局及び大蔵省の財務部をそれぞれ行政監察事務所、公安調査事務所及び財務事務所と改め、所要の現地事務を処理せよとするものである。

なお、この法律は、昭和五十九年十月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政機構の簡素合理化を図るため、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

総務庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行財政事情とに鑑み、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項につい

て適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が発揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十八年九月八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第七条)
第二章 法務省関係(第八条)
第三章 大蔵省関係(第九条)
第四章 文部省関係(第十条—第十一条)
第五章 厚生省関係(第十二条—第二十四条)
第六章 農林水産省関係(第二十五条—第三十条)
第七章 通商産業省関係(第三十一条—第三十九条)
第八章 運輸省関係(第四十条)
第九章 郵政省関係(第四十一条)
第十章 労働省関係(第四十二条—第四十四条)
第十一章 建設省関係(第四十五条—第四十九条)
第十二章 自治省関係(第五十条—第五十八条)
附則

第一章 総理府関係

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「都道府県知事」を「市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項中「都道府県知事」を「市町村

長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

(温泉法の一部改正)
第三条 温泉法(昭和二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三章 第十八条の次に次の二条を加える。
第十八条の二 この章の規定(前条の規定による処分に係る第二十一条の規定を含む。)により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、保健所を設置する市のうち政令で定める市の市長に委任することができる。

2 前項の政令で定める市の市長は、同項に規定する事務に係る事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならぬ。

第十八条の三 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十三条 第一号中「都道府県知事」を削る。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第四条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二中「キジ類及」を削り、「此等ヲ」を「之ヲ」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第五条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第一項第五号を削る。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に

関する法律の一部改正)
第六条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条 第三項を削る。

第十条 第二項中「及び第三項」を削る。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)
第七条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条 第三項を削る。

第九条 第二項中「及び第三項」を削る。

(売春防止法の一部改正)
第八条 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 中「取消」を「取消し」に、「前四条」を「第二十五条から前条まで」に、「第六十条まで」を「第五十九条まで及び第六十条第一項」に改める。

第三章 大蔵省関係
(保険業法の一部改正)
第九条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ二を削る。

第四章 文部省関係
(教育職員免許法の一部改正)
第十条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「公告等」を「原簿記入等」に改め、同条第一項中「記入するとともに、これらの事項を公告しなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

(青年学級振興法の一部改正)
第十一条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

令」に改め、同条第二項を削る。

第十七条 中「前条第一項」を「前条」に、「禁」を「禁錮」に改める。

第二十条 第一項第四号中「有する者である旨の都道府県の教育委員会の認定を受けたこと」を「有すると市町村の教育委員会が認めた者であること」に改める。

第五章 厚生省関係
(トラホーム予防法の廃止)
第十二条 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)は、廃止する。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第十三条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十条 第一項中「省令の定めるところにより」を削る。

第十九条 四を削る。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)
第十四条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条の二」に改める。

第八条 第四項中「建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料は政令で、」を削り、「事項は」を「事項は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二〇〇

を行わないものとする。

第九条第一項を次のように改める。

試験事務を行わせるため、厚生省に建築物環境衛生管理技術者試験委員を置く。ただし、前条第三項の規定により指定試験機関に試験事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。

第九条の次に次の十五条を加える。

(指定試験機関の指定)

第九条の二 第八条第三項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。

(役員の選任及び解任)

第九条の三 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第九条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第九条の四 指定試験機関は、試験事務のうち、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定に關する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(試験事務規程)

第九条の五 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第九条の六 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第九条の七 厚生大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(試験事務の休廃止)

第九条の八 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第九条の九 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが

ができる。

一 第九条の二第二項の厚生省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

二 第九条の三第二項(第九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第九条の五第三項又は第九条の七の規定による命令に違反したとき。

三 第九条の四第一項若しくは第二項又は前条の規定に違反したとき。

四 第九条の五第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(厚生大臣による試験の実施)

第九条の十 厚生大臣は、指定試験機関が第九条の八の規定による厚生大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により厚生大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

(帳簿の備付け)

第九条の十一 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告、検査等)

第九条の十二 厚生大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、その業務に關して必要な報告をさせ、又はその職員に、その業務を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

らない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第九条の十三 厚生大臣は、次の場合には、厚生省令で定めるところにより、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条第三項の指定をしたとき。

二 第九条の八の許可をしたとき。

三 第九条の九の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第九条の十の規定により厚生大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同条の規定により厚生大臣が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

(受験手数料)

第九条の十四 建築物環境衛生管理技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(厚生省令への委任)

第九条の十五 この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(聴聞)

第九条の十六 厚生大臣は、第七條第三項又は第九条の九の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者

に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第十一條第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 第九條の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十二條の五第二項中「第十一條第二項及び第三項を」第九條の十二第二項及び第三項に改める。

第十二條の六第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第十二條の九第二項中「第十一條第二項及び第三項を」第九條の十二第二項及び第三項に改める。

第十四條の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不服行為については、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

第六章第十五條の前に次の三條を加える。

第十四條の二 第九條の六第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の三 第九條の九の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の四 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第九條の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第九條の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(理容師法の一部改正)
第十五條 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除
第十條第二項中「第八條又は前条第一項を」若しくは第八條に改め、「違反したとき」の下に「又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき」を加え、同条第三項中「前条第二項又は」を削る。

第十四條の二 第九條第二項若しくはを削る。

第十四條の二 第九條第二項を削る。

第十七條の二 第九條第二項を削り、「取消」を「取消し」に、「基く」を「基づく」に改める。

(興行場法の一部改正)
第十六條 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「政令の定める手数料を納めて」を削り、同条第二項中「公衆衛生上不適当である」と「都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に、「但し」を「ただし」に、「附した」を「付した」に改める。

第六條中「都道府県知事は、の下に」興行場の構造設備が第二條第二項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたとき、又はを加える。

第七條の三を削る。

(クリーニング業法の一部改正)
第十七條 クリーニング業法(昭和二十五年法律

第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(業務従事者の業務停止)
第九條 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの際、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

第十五條第三号中「第九條第二項を」第九條に改める。

(美容師法の一部改正)
第十八條 美容師法(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除
第十條第二項中「第八條又は前条第一項を」若しくは第八條に改め、「違反したとき」の下に「又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるとき」を加え、同条第三項中「前条第二項又は」を削る。

第十五條第一項中「第九條第二項若しくは」を削る。

第十六條中「第九條第二項を」削る。

第二十二條中「第九條第二項を」削り、「取消」を「取消し」に、「基く」を「基づく」に改める。

(製菓衛生師法の一部改正)
第十九條 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四條に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生大臣があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五條の次に次の一條を加える。

(受験手数料)
第五條の二 製菓衛生師試験を受けようとする者は、都道府県(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあつては、指定試験機関)に、政令で定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第九條中「登録」の下に「指定試験機関」を加える。

第十條の次に次の一條を加える。

(罰則)
第十條の二 第四條第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十一條の見出しを削り、同条中「前条」を「第十條」に改める。

(へい獣処理場等に関する法律の一部改正)
第二十條 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條第四項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)」を加える。

第三條第一項中「省令の定めるところにより」を削り、同条第二項中「厚生省令」を「都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。第九條第四項において同じ。)」の条例に改める。

第四條中「政令」を「都道府県の条例」に改め

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二〇二

る。

第六条の二「基く政令」を「基づく条例」に、「とる」を「採る」に改める。

第九条第一項中「政令」を「都道府県の条例」に、「次の各号に掲げる」を「政令で定める種類の」に、「当該各号に規定する」を「当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める」に改め、「厚生省令の定めるところにより」を削り、各号を削り、同条第二項中「政令」を「都道府県の条例」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して二月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。

第九条第四項中「厚生省令の定めるところにより」を削り、「その他必要な事項」を「その他都道府県の条例で定める事項」に改め、同条第五項中「同項各号に掲げる」を「同項の政令で定める種類の」に、「当該各号に規定する」を「当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める」に、「基く政令」を「基づく条例」に改める。

第九条の二及び第九条の三を削る。

第十條第二号中「第九條第五項」を「前條第五項」に改め、同條第三号中「第九條第一項」を「前條第一項」に改める。

(と畜場法の一部改正)

第二十一條、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「都道府県知事」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)」を加える。

の市長」を削る。

第十五條第一項中「都道府県」の下に「(保健所を設置する市にあつては、市。次項において同じ。)」を加える。

第二十條を削り、第二十一條中「前條」を「この法律に」、「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十條とする。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第二十二條 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

診療放射線技師法

第一條中「及び診療エックス線技師」を削る。

第二條第三項を削る。

第三條の見出しを「(免許)」に改め、同條第一項中「診療放射線技師試験」の下に「(以下「試験」という。)」を加え、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項の規定による免許」を「前項の規定による免許(第二十条第二号を除き、以下「免許」という。)」に改め、同項を同條第二項とする。

第四條中「次の各号に」を「次に」に、「前條第一項又は第二項の規定による免許(以下「免許」という。)」を「免許」に改める。

第五條中「次の各号に」を「次に」に改め、同條第二号中「又は診療エックス線技師」を削る。

第六條中「又は診療エックス線技師」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第七條の見出し中「及び診療エックス線技師」を削り、同條中「都道府県に診療エックス線技師を備え、それぞれを」を「備え」に改め、「又は診療エックス線技師」を削る。

第八條第一項中「又は都道府県知事」及び「又は診療エックス線技師免許証」を削り、同條第二項及び第三項中「又は都道府県知事」を削る。

第九條第一項中「又は診療エックス線技師」を削る。

「(絶対的欠格事由)及び「又は都道府県知事」を削り、同條第二項中「又は診療エックス線技師」を「(相対的欠格事由)及び「又は都道府県知事」を削る。

第十條第一項中「又は都道府県知事」を削り、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同條第三項中「又は都道府県知事」を削り、「行なわなければならない」を「行わないで」に改める。

第十一條第一項中「又は都道府県知事」を削る。

第十二條から第十五條までを次のように改める。

第十二條から第十五條まで 削除

第十六條中「返納及び提出」を「及び返納」に改め、「及び診療エックス線技師」を削る。

第十七條中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改め、「又は診療エックス線技師」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十八條中「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」を「試験」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九條第一項中「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」を「試験」に、「診療放射線技師試験委員(以下「試験委員」という。)」を「試験委員」と改め、同條第二項中「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」を「試験委員」に改め、「又は診療エックス線技師」を削り、同條第三項中「診療放射線技師試験エックス線技師試験委員」を「試験委員」に改める。

第二十條第一項中「診療放射線技師試験」を「試験」に改め、同項第一号中「(大学への入学資格)」を削り、「おえたを」を「終えたに」改め、同項第二号を削り、同項第三号中「診療放射線技師免許」を「第三條第一項の規定による免許」に、「前二号」を「前号」に改め、同項を同項第二号とし、同條第二項を削る。

第二十一條第一項中「診療放射線技師診療エックス線技師試験委員」を「試験委員」に、「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改め、同條第二項中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改める。

第二十二條中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改める。

第二十三條中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に、「並びに第二十條(受験資格)第一項第一号及び第二号」及び「第二十條第一号」に改め、「並びに同條第二項第一号の学校又は診療エックス線技師養成所の指定」を削る。

第二十四條第一項中「診療放射線技師又は診療エックス線技師」を「又は診療放射線技師」に改め、「診療放射線技師の定義」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第二十五條第一項中「又は診療エックス線技師及び若しくは診療エックス線技師」を削り、「これら」を「これ」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第二十六條第一項中「又は診療エックス線技師及び又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」を削り、同條第二項中「又は診療エックス線技師」を削り、「行なつては」を「行つては」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七條第一項中「又は診療エックス線技師及び又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」を削る。

附則第十一項中「第二十條(受験資格)第二項第一号及び第二項第一号」を「第二十條第一号」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

第二十三条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条第四項中「二年」を「三年」に改める。

第六条の二第二項中「主たる研究所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣」を「都道府県知事に改め、同条第二項中「厚生大臣」を「都道府県知事に改め、同条第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事に改め、同条第三項中「終り」を「終わり」に改め、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第六条の三を削る。

第十条第二項中「左の」を「次の」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その他厚生省令で定める事項を変更したとき。

第十条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第十九条第四項中「若しくは劇物の製造業若しくは」を「又は劇物の製造業又は」に改め、「又は特定毒物研究者」を削り、「販売業の登録を受けている者」の下に「又は特定毒物研究者」を加え、同条第五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は特定毒物研究者」を削る。

第二十一条第一項中「若しくは劇物の製造業者若しくは」を「又は劇物の製造業者又は」に改め、「又は特定毒物研究者」を削り、「販売業者」の下に「特定毒物研究者」を加える。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 厚生大臣の行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録、登録の更新又は登録の変更を申請する者が納める手数料のうちの半額は、国庫の収入とし、その残額及びその他の者が

納める手数料は、都道府県の収入とする。

第二十三条の二を第二十三条の四とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二十三条の二 この法律に規定する厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第二十三条の三 この法律に規定するものは、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に必要事項並びに特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての第十九条第四項の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第一号中「第二項第二号」を「第二項第三号」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第二十四条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第五十一条第一項」を「第五十一条」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第二号中「終り」を「終わり」に改め、同条第四項を削る。

第六条中「第五十一条第一項」を「第五十一条」に、「左の」を「次の」に改める。

第七条第四項を削る。

第八条中「第五十一条第一項」を「第五十一条」に改める。

第二十九条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第三十六条第五項を削る。

第五十一条第二項を削る。

第五十二条第一項及び第四項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第六十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第六号中「第五十一条第一項」を「第五十一条」に改める。

第六章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第二十五条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十六条」を「第三百三十六条の二」に改める。

第六章中第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三百三十六条の二 第三百三十二条第二項及び第三百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(農薬取締法の一部改正)

第二十六条 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第十三条の二 第十一条及び第十二条第一項の規定による農林水産大臣の権限並びに前条第一項の規定による環境庁長官又は農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

2 都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした第十二条第一項の規定による処分につき農林水産大臣に対して審査請求があつた場合には、同条第二項の規定を準用する。

(蚕糸業法の一部改正)

第二十七条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ」を「省令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林水産大臣ニ届出デテ」に改める。

第九条第一項中「都道府県若ハ」を削り、同条第四項中「第一項又ハ」を削る。

第十五条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項を次のように改め、同条第二項を削る。

生繭ノ売買若ハ仲立ヲ業トセントスル者又ハ其ノ従業員ニシテ政令ノ定ムルモノハ省令ノ定ムル所ニ依リ予メ其ノ住所所地ヲ管轄スル都道府県知事ニ届出ツベシ

第四十五条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、同条後段を削る。

第四十八条第一号中「第十五条ノ二第二項又ハ」を「第四条第二項、第十五条第三項又ハ第十五条ノ二第二項若ハ」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第二十八条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による指定の申請手続並びに同項の講習会及び修業試験の実施に関する基準は、省令で定める。

第三十二条中「第十六条第二項の講習会及び修業試験の方法」を削る。

(森林法の一部改正)

第二十九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(火入れ)」に改め、同条第一項中「省令で定める範囲」を「政令で定める範囲」に改め、「省令で定めるところにより」を削り、「を管轄する市町村長」を「の所在する市町村の長に、「火入」を「火入れ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「市町村長」を「前項の市町村の長」に、「火入」を「火入れ」に、「左の」を「次の」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「市町村長」を「第一項の市町村の長」に、「第一項」を「同項」に改める。

(漁船法の一部改正)

第三十条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号中「(木船又は鋼船の別)」を削り、同項第十号中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第九條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「(木船又は鋼船の別)」を削り、同項第八号中「シリンドラの数及び直径並びに推進機関の製作所の名称」を削り、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四條第一項及び第二項中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第七章 通商産業省関係

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第三十一條 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第三十二條の三第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三條第一項第二号中「第二十八條」を削る。

第三十四條第一項中「第二十八條」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第六十三條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附する」を「付する」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附された」を「付された」に、「もつぱら」を「専ら」に、「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「行

なり」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「前項第八号」を「前項第七号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六十四條第一項中「及び第二号」を削る。

第六十五條第二項中「第六十三條第一項第三号から第五号まで」を「第六十三條第一項第二号から第四号まで」に改める。

第六十八條第一項中「第六十三條第一項第五号」を「第六十三條第一項第四号」に、「あて」を「充てる」に改める。

第七十七條第一項中「及び第二号」を削り、同条第二項中「又は第二号」を削る。

第七十八條第一項中「及び第二号」を削り、同条第二項中「第六十三條第一項第一号若しくは第二号」を「第六十三條第一項第一号」に、「同項第一号若しくは第二号」を「同項」に改める。

第九十五條第一項第一号中「第三十四條第二項の規定により協会が行う検査(当該検査に係る前章第六節の規定による協会の監督を含む)」を削る。

第九十九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第三十二條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「充てんする」を「充てんする」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに政令で定める値)以上のものを使用して高圧ガスの製造をしようとする者

第五條第二項第二号を次のように改める。

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン(当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに政令で定める値)以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者(同号に掲げる者を除く。)(製造開始の日(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正)

第三十三條 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條」を「第四十一條の二」に改める。

第六條第二項中「政令で定めるところにより」を「実費を勘案して政令で定めるところに改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を適確に実施することができると認められるものとして通商産業大臣が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験事務を行わせることができる。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第六條に次の二項を加える。

情報処理技術者試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う情報処理技術者試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の収入とする。

7 前各項に定めるもののほか、情報処理技術者試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十五條中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第二十七條中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第四十一條の二 第六條第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(計量法の一部改正)

第三十四條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第二号及び第六十四條第二項第二号中「及び住所」を削る。

第六十五條の見出し中「変更」を「氏名の変更」に改め、同条中「前条第二項第二号に掲げる事項」を「その氏名」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第三十五條 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 工場に係る措置(第三條―第十二條)」を「第二章 工場に係る措置等(第三條―第十二條)」に、「指定試験機関(第十二條

第二節 指定試験機関(第十二條―第二十八條)」に、「第二十八條」を「第二十七條の二」に改める。

「第二章 工場に係る措置」を「第二章 工場に係る措置等」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 工場に係る措置

第八条第一項第一号中「通商産業大臣が行う」を削り、同条第二項中「前項第一号のエネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目及び」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(エネルギー管理士試験)

第八条の二 エネルギー管理士試験は、エネルギー管理士免状の種類ごとに、通商産業大臣が行う。

2 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、エネルギー管理士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第二章中第十二条の次に次の一節を加える。

第二節 指定試験機関

(指定)

第十二条の二 第八条の二第二項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行う者とする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第八条の二第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第十二条の三 次の各号の一に該当する者は、第八条の二第二項の指定を受けることができない。

一 第十二条の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができない。

(試験事務の休廃止)

第十二条の六 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第十二条の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第八条の二第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十二条の八 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員の解任命令)

第十二条の九 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(エネルギー管理士試験員)

第十二条の十 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、エネルギー管理士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、エネルギー管理士試験員(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第十二条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第十二条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第十二条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し等)

第十二条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第十二条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八条の二第二項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八条の二第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第十二条の三第二号に該当するに至つたとき。

三 第十二条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四 第十二条の五第三項、第十二条の九(第十二条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第八条の二第二項の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十二条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第十二条の十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第十二条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第十二条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第十二条の六の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第十二条の十三の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第十二条の十六 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八条の二第二項の指定をしたとき。

二 第十二条の六の許可をしたとき。

三 第十二条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第十八条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改める。

第二十五条第五項中「第二項及び第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、第二章第二節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関の事務所立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十五条の次に次の三条を加える。

(手数料)
第二十五条の二 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第八条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者又はエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(聴聞)

第二十五条の三 通商産業大臣は、第十二条の九(第十二条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第十二条の十三の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第二十五条の四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第六章中第二十八条の前に次の二条を加える。

第二十七条の二 第十二条の十一第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条の三 第十二条の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

下の罰金に処する。
第二十九条第二号中「第二十五条第一項から第三項まで」を「第二十五条第一項、第二項若しくは第四項」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の六の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。

二 第十二条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第二十五条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十条中「前二項」を「第二十八条又は第二十九条」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第三十六条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十七條の二」に、「第二節 指定調査機関」(第七十五條―第八十五條)を「第二節 指定調査機関(第七十五條―第八十五條)」に、「第三章の二 指定検査機関及び指定試験機関」(第八十五條―第九十五條)を「第三章の二 指定検査機関(第八十五條―第九十五條)」に改める。

第八十五條の二 指定試験機関(第八十五條の二―第八十五條の十七)に改める。

第七條第一項中「五年」を「八年」に改める。
第八條第四項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第一項中「八年以内において」とあるのは、「当該許可に係る事項についての通商産業省令で定める区分に応

じて通商産業省令で定める期間を超えない範囲内」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項中、「工事の開始の日」の三十日前までに、同条第二項中「前項を」第一項に、「工事の開始前」を「届出を受理した日から三十日以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第四十三条第一項中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第二章第四節第一款第四十七條の次に次の二条を加える。

(指定検査機関)

第四十七條の二 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、第四十三條第一項、第四十六條第一項若しくは第三項又は前条の検査の全部又は一部を行わせることができる。

(準用)

第四十七條の三 第四十四條の規定は、指定検査機関が第四十三條第一項に規定する電気工作物について同項の検査を行つた場合に関し準用する。この場合において、第四十四條第一項中「通商産業大臣」とあるのは「指定検査機関」と、「仮合格」とすることができ、この場合において、当該指定検査機関は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならぬ」と読み替えるものとする。

第五十四條第三項を削り、同条第四項中「で

なければ、その交付を受けることができない」を「に対し、通商産業大臣が交付する」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

三 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状及び第三種電気主任技術者免状にあつては、前二号に掲げる者のほか、電気主任技術者国家試験に合格した者第五十四條第五項を削り、同条第六項中「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第五十六條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者国家試験の実施に関する事務(以下「特定試験事務」という。)を行わせることができる。

第七十一條第一項中、「工事の開始の日」の三十日前までに「を削り、同条第二項中「前項を」第一項に、「工事の開始前」を「届出を受理した日から三十日以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第七十四條第一項中「第四十四條の下に」(第四十七條の三において準用する場合を含む。))を加え、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第四十七條から第五十一條まで」を「第四十七條及び第四十八條から第五十一條まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項

の次に次の一項を加える。

3 第四十七條の二の規定は、第一項において準用する第四十三條第一項の検査及び前項において準用する第四十七條の検査に準用する。

第八十條第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第八十三條第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三号中「指定」を「第六十九條第一項の指定」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

機 関

第一節 指定検査機関

(指定)

第八十五條の二 第四十七條の二(第七十四條第三項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)の指定は、通商産業省令で定めるところにより、第四十三條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む。)(第七十四條第二項の検査又は第四十七條(第七十四條第二項において準用する場合を含む。))の検査(以下この節並びに第九十九條の二、第一百十七條の二及び第九十九條の二第一号において「検査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第四十七條の二の指定をしたときは、当該指定検査機関が行う検査を行わないものとする。

(欠格事項)

第八十五條の三 次の各号の一に該当する者は、第四十七條の二の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十五條の十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第八十五條の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第八十五條の四 通商産業大臣は、第四十七條の二の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

二 検査の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員構成が検査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検査の業務以外の業務を行つておるときは、その業務を行うことによつて検査が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定することによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検査の義務)

第八十五條の五 指定検査機関は、検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 指定検査機関は、検査を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「検査員」という。)に検査を実施させなければならない。

(事業所の変更)

第八十五条の六 指定検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第八十五条の七 指定検査機関は、検査の業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検査の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定検査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第八十五条の八 指定検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第八十五条の九 指定検査機関は、毎事業年度開始前に（第四十七条の二の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員及び解任)

第八十五条の十 指定検査機関の役員は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第八十五条の十一 通商産業大臣は、指定検査機関の役員又は検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第八十五条の十二 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第八十五条の十三 通商産業大臣は、指定検査機関が第八十五条の四第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第八十五条の十四 通商産業大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第四十七条の二の指定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
 - 二 第八十五条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 三 第八十五条の七第一項の認可を受けた業務規程によらないで検査を行つたとき。
 - 四 第八十五条の七第三項、第八十五条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第四十七条の二の指定を受けたとき。
- 第八十五条の十五 指定検査機関は、帳簿を備

え、検査の業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(通商産業大臣による検査)

第八十五条の十六 通商産業大臣は、指定検査機関が第八十五条の八の許可を受けて検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十五条の十四の規定により指定検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定検査機関が第八十五条の八の許可を受けて検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八十五条の十四の規定により通商産業大臣が指定検査機関の指定を取り消した場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第八十五条の十七 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第四十七条の二の指定をしたとき。
- 二 第八十五条の六の規定による届出があつたとき。
- 三 第八十五条の八の許可をしたとき。
- 四 第八十五条の十四の規定により指定を取り消し、又は検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条第一項の規定により通商産業大臣が検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた検査の業務の全部若しくは一部を行わないこと

とするとき。

第二節 指定試験機関

(指定)

第八十五条の十八 第五十六条第三項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、特定試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 通商産業大臣は、第五十六条第三項の指定をしたときは、特定試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第八十五条の十九 次の各号の一に該当する者は、第五十六条第三項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第八十五条の二十六第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
 - イ 第一号に該当する者
 - ロ 第八十五条の二十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
- (指定の基準)
- 第八十五条の二十 通商産業大臣は、他に第五十六条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、特定試験事務の実施の方法その他の事項についての特定試験事務の実施に関する計画が、特定試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の特定試験事務の実施に関する計画

を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

四 特定試験事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて特定試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第八十五条の二十一 指定試験機関は、特定試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が特定試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の解任命令)

第八十五条の二十二 通商産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は特定試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験員)

第八十五条の二十三 指定試験機関は、特定試験事務を行う場合において、第三種電気主任技術者免状に係る主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備へ

る者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務)

第八十五条の二十四 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、特定試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(適合命令等)

第八十五条の二十五 通商産業大臣は、指定試験機関が第八十五条の二十各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、特定試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第八十五条の二十六 通商産業大臣は、指定試験機関が第八十五条の二十第三号に適合しなくなつたときは、第五十六条第三項の指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第五十六条第三項の指定を取り消し、又は期間を定めて特定試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第八十五条の十九第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第八十五条の二十一第一項の認可を受け

た試験事務規程によらないで特定試験事務を行つたとき。

四 第八十五条の二十一第三項、第八十五条の二十二(第八十五条の二十三第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十六条第三項の指定を受けたとき。

(公示)

第八十五条の二十七 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第五十六条第三項の指定をしたとき。
- 二 次条第一項において準用する第八十五条の八の許可をしたとき。

三 前条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により特定試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 次条第二項において準用する第八十五条の十六第一項の規定により通商産業大臣が特定試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていたその業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用)

第八十五条の二十八 第八十五条の八から第八十五条の十まで、第八十五条の十二及び第八十五条の十五の規定は、指定試験機関に関し準用する。この場合において、第八十五条の八、第八十五条の十二及び第八十五条の十五第一項中「検査の業務」とあるのは「特定試験事務」と、第八十五条の十二中「職員」とあるのは「職員(試験員を含む。)」と読み替へるものとする。

2 第八十五条の十六の規定は、特定試験事務に関し準用する。

第九十四条第一項中「事務」の下に「(通商産業大臣が第五十六条第三項の指定をしたときは、

特定試験事務を除く。)」を加える。

第百六条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関又は指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第百七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関の事務所若しくは事業所又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百九条第一項中「又は第八十三条」を「第八十三条、第八十五条の十一、第八十五条の十四、第八十五条の二十二(第八十五条の二十三第四項において準用する場合を含む。))又は第八十五条の二十六」に改め、「行なわなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定検査機関等の処分等に係る不服申立て)

第百九条の二 指定検査機関が行う検査の業務又は指定試験機関が行う特定試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第百十条に見出しとして「(不服申立ての手続における聴聞)」を付し、同条中「前条」を「第百九条」に改める。

第百十二条を次のように改める。

(手数料)

第百十二条 第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第四十五条第一項若しくは第三

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二一〇

項若しくは第四十六條第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者、第四十七條(第七十四條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の検査を受ける者、第五十四條第三項第一号若しくは第二号の規定により若しくは指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者又は主任技術者免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定検査機関が行う第四十三條第一項又は第四十六條第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者及び指定検査機関が行う第四十七條の検査を受ける者の納めるものについては当該指定検査機関の、指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

第百十七條の次に次の二条を加える。
第百十七條の二 第八十五條の十四又は第八十五條の二十六第二項の規定による検査の業務又は特定試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検査機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第百十七條の三 第八十五條の二十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百十九條第三号中「第四十二條第二項」を「第四十二條第四項」に、「第七十一條第二項」を「第七十一條第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第百十九條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査

機関又は指定試験機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八十五條の八(第八十五條の二十八第一項において準用する場合を含む。)の許可を受けないう検査の業務又は特定試験事務の全部を廃止したとき。

二 第八十五條の十五第一項(第八十五條の二十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第八十五條の十五第二項(第八十五條の二十八第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十六條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十七條第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百二十條第一号中「第七十四條第三項」を「第七十四條第四項」に改め、同条第四号中「第四十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第六号中「第七十四條第三項」を「第七十四條第四項」に改め、同条第十号中「第六十六條」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第百二十一條中「第六十六條から前条まで」を「第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條又は前条」に改める。

(熱供給事業法の一部改正)

第三十七條 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中、「工事の開始の日」の三十日前までに「を」を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「のあつた日」を「を受理した日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 第一項(前項において準用する場合を含む。)

む)の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

4 通商産業大臣は、第一項(第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出のあつた工事の計画が次項各号の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第二十二條第一項中「同条第三項」を「同条第五項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十四條中「行なう」を「行う」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に改める。

第三十八條第二号中「同条第五項中」に改める。

第三十八條第三号中「同条第五項中」に改める。

(電気工事士法の一部改正)

第三十八條 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條を削り、第七條を第五條とし、同条の次に次の十九條を加える。

(電気工事士試験)

第六條 電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に關して必要な知識及び技能について行う。

2 電気工事士試験は、通商産業大臣が行う。

3 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

4 都道府県知事は、電気工事士試験に關し、必要があると認めるときは、通商産業大臣に對して意見を申し出ることができる。

(指定試験機関の指定等)

第七條 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気工事士試験の実施に關する事務(以下「試験事務」とい

う)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第七條の二 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

一 第七條の十三第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第七條の八の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第七條の三 通商産業大臣は、他に第七條第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つていない場合に

は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

(試験事務規程)

第七条の四 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

(試験事務の休廃止)

第七条の五 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第七条の六 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第七条の七 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員解任命令)

第七条の八 通商産業大臣は、指定試験機関の

役員が、この法律(この法律に基づく処分を含む。)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(電気工事士試験員)

第七条の九 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、電気工事士試験員(以下「試験員」という。)を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、通商産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条の規定は、試験員に準用する。

(秘密保持義務等)

第七条の十 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(立入検査)

第七条の十一 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第七条の十二 通商産業大臣は、指定試験機関が第七条の三各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(指定の取消し等)

第七条の十三 通商産業大臣は、指定試験機関が第七条の三第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることが出来る。

一 第七条の二第二号に該当するに至つたとき。

二 第七条の四第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第七条の四第三項、第七条の八(第七条の九第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第七条の五、第七条の六、第七条の九第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第七条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に關し通商産業省令で定める事項を

記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第七条の十五 通商産業大臣は、第七条の八(第七条の九第四項において準用する場合を含む。)又は第七条の十三の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第七条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

(通商産業大臣による試験事務の実施等)

第七条の十七 通商産業大臣は、指定試験機関が第七条の五の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第七条の十三第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定試験機関が第七条の五の許可を受けて試験事務の全

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二二二

部若しくは一部を廃止する場合又は第七条の十三の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第七條の十八 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七條第一項の指定をしたとき。

二 第七條の五の許可をしたとき。

三 第七條の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第八條中「電気工事の下に」(「電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)第二条第三項に規定する電気工事業者(同法第三十四条第二項に規定する者を含む。)」がその事業として行う電気工事を除く。)]を加える。

第九條に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第十條を次のように改める。

(手数料)

第十條 電気工事士試験を受けようとする者又は電気工事士免状の交付若しくは再交付若しくは書換えを受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、通商産業大臣が行う電気

工事士試験を受けようとする者の納めるものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う電気工事士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては当該都道府県の収入とする。

第十三條を次のように改める。

(罰則)

第十三條 第七條の十第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三條の次に次の一項を加える。

第十三條の二 第七條の十三第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四條の前の見出しを削り、同条の次に次の一項を加える。

第十四條の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の五の許可を受けずに試験事務の全部を廃止したとき。

二 第七條の十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第七條の十四第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第九條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第十五條中「第九條を」第九條第一項に改める。

(ガス事業法の一部改正)
第三十九條 ガス事業法(昭和二十九年法律第五

十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の三第一項中、「工事の開始の日の三十日前までに」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「工事の開始前」を「届出を受理した日から三十日以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第三十八條中「行なう」を「行う」に、「同条第二項を」同条第三項及び第四項に改める。

第五十八條第二号中「第二十七條の三第二項」を「第二十七條の三第四項」に改める。

第五十九條第四号中「第二十七條の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八章 運輸省関係

(通訳案内業法の一部改正)

第四十條 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「手数料として二千五百円」を「実費を勘案して運輸省令で定める額の手料」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(試験事務の代行)

第五條の二 運輸大臣は、国際観光振興会(以下「振興会」という。)に、第三條の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により振興会に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、運輸大臣は、試験事務を行わないものと

3 振興会が試験事務を行うときは、前条第二項の規定による手数料は、振興会に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、振興会の収入とする。

(試験事務規程)

第五條の三 振興会は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、振興会に対し、その変更を命ずることができる。

(試験委員)

第五條の四 振興会は、試験事務を行う場合において、通訳案内業者を営む者(以下「通訳案内業者」という。)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、通訳案内業者試験委員(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 振興会は、試験委員を選任しようとするときは、運輸省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 振興会は、試験委員を選任したときは、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 運輸大臣は、試験委員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、振興会に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

(秘密保持義務等)
第五條の五 試験事務に従事する振興会の役員

若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する振興会の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 前項の規定により刑法第九十七條第一項、第九十七條ノ二、第九十七條ノ三、第九十七條ノ五又は第九十八條の規定の適用がある場合においては、国際観光振興会法(昭和二十四年法律第三十九号)第三十八條及び第三十九條の規定は、適用しない。

第六條第一項中「不正な」を「運輸大臣は、不正な」に改め、同條第二項中「前項の者」を「運輸大臣は、前項の者」に改め、同條に次の一項を加える。

3 振興会は、試験事務の実施に關し第一項に規定する運輸大臣の職権を行うことができる。

第六條の次に次の一條を加える。

(振興会がした処分に係る審査請求)

第六條の二 振興会が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作爲については、運輸大臣に対し行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第九條中「通訳案内業者を営む者(以下「通訳案内業者」という。)」を「通訳案内業者」に、「書換」を「書換え」に改める。

第十條第一項中「第八條の免許の更新」を削り、「書換」を「書換え」に、「手数料」を「実費」を勘案して運輸省令で定める額の手数料に改め、同條第二項を削る。

第十一條中「前八條」を「第三條から前條まで」

に、「の外」を「のほか」に改め、「及び更新」を削り、「書換」を「書換え」に、「省令」を「運輸省令」に改める。

第十五條中「省令」を「運輸省令」に、「行政庁」を「運輸大臣」に改める。

第十六條を次のように改める。

(罰則)

第十六條 第五條の五第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十七條の前の見出しを削る。

第九章 郵政省關係

(公衆電氣通信法の一部改正)

第四十一條 公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一條から第五十四條までを次のように改める。

第五十一條から第五十四條まで 削除

第五十五條の十七の次に次の見出し及び二條を加える。

(工事担任者の認定等)

第五十五條の十七の二 前條の認定は、工事担任者資格試験によつて行ふ。

2 公社又は会社は、工事担任者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者に対しては、工事担任者資格試験を受けさせないことができる。

3 工事担任者資格試験は、当該認定に係る電子計算機等の設置に必要な知識及び技能について行ふ。

4 工事担任者資格試験を受けようとする者は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める額の手数料を支払わなければならない。

第五十五條の十七の三 公社又は会社は、工事担任者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その電子計算機等の設置に従事すること

とを停止することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 不正な手段により認定を受けたとき。

2 第四十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 工事担任者の認定は、工事担任者が引き続き三年以上当該認定に係る電子計算機等の設置に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十五條の十八中「第五十二條及び第五十三條の規定は工事担任者の認定について」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第七十五條中「加入組合」を「公社と地域団体加入契約を締結した組合(以下「加入組合」という。)」に改める。

第五十五條第一項第二号中「組合交換設備」を「地域団体加入電話の交換設備(以下「組合交換設備」という。)」に改め、同條第八項中「第五十二條及び第五十三條」を「第五十五條の十七の二及び第五十五條の十七の三」に、「工事担任者」を「前項の工事担任者」に改める。

第十章 労働省關係

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「第四十一條から第四十三條まで並びに第四十五條第二項」を並びに第四十一條から第四十三條まで「に改め、同項の表上欄中「第四十三條第一項」を「第四十三條第一項」に改める。

(作業環境測定法の一部改正)

第四十三條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第四十四條 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 削除

第一百條第一項中「及び前條」、「第十條第三項中」及び「前條中「都道府県知事」とあるのは「海運局長(海運監理部長を含む。)」とを削り、同條に次の一項を加える。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十條第三項並びに前項の規定により読み替えて適用する第十四條及び第九十四條第一項第一号に規定する運輸大臣の職権で政令で定めるものは、海運局長(海運監理部長を含む。)が行う。

第十一章 建設省關係

(建設業法の一部改正)

第四十五條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第六條第三号中「並びに營業用機械器具の名称、種類、能力及び数量」を削る。

第十一條第一項中「及び第六号」を削る。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四十六條 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項及び第十二條第二項中「第四條第一項各号」を「第四條第一項第一号から第五号まで」に改める。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正)

第四十七條 都市の美観風致を維持するための樹

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二二四

木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「市町村長を「市町村」に、「指定をしたとき」を「指定があつたとき」に、「建設省令」を「条例又は規則」に改める。

第十條中「建設大臣又は」を削る。

(水害予防組合法の一部改正)

第四十八條 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「旅費額」の下に「退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料」を加え、「経第一次監督行政庁ノ許可ヲ得テ」を「経テ」に改め、同條第二項を削る。

(北海道防害住宅建設等促進法の一部改正)

第四十九條 北海道防害住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項を次のように改める。

建設大臣は、技術革新の進展、エネルギー事情の変動その他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、北海道知事に對し、北海道の区域内における防害住宅の建設及び防害改修並びにこれらに関する試験研究及び普及事業の状況について報告を求めることが出来る。

第十二章 自治省関係

(行政書士法の一部改正)

第五十條 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「都道府県知事の」を「当該行政書士会の会則で」に改める。

第七條の二中「抹消」を「抹消」に、「都道府県規則を」行政書士会の会則に改める。

(住居表示に関する法律の一部改正)

第五十一條 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを、「(国又は都道府県の指導

等)に改め、同條第三項中「都道府県知事」を「都道府県」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に對し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第五十二條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第十号から第十二号までの規定中「第三十七條第二項」を「第三十一條第三項」に改める。

第三十一條を第三十一條の二とし、第五章中同條の前に次の一條を加える。

(国又は都道府県の指導等)

第三十一條 国又は都道府県は、この法律の目的を達成するため、市町村に對し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の事務に關し、報告を求めるときは、市町村長に對し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることが出来る。

3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。

4 市町村長は、主務大臣又は都道府県知事に對し、第二項の規定による助言又は勧告を求めることが出来る。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第五十三條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「自治大臣」を、「都道府県及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)にあつては自治大臣、指定都市以外の市町村にあつては当該市町村を包括する都道府県の知事」に改める。

(地方道路法の一部改正)

第五十四條 地方道路法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域(指定市を包括する都道府県に於ては、当該指定市の区域を除いた区域)内に存する一般国道及び都道府県道」を「同法第二十八條に規定する道路台帳(以下「道路台帳」という。)に記載されている一般国道及び都道府県道で各都道府県又は都道府県知事及び各指定市又は指定市の長が管理するもの」に改める。

第二條の二第一項中「毎年四月一日現在における各市町村の区域内に存する市町村道」を「道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの」に改める。

第四條の二を削る。

(石油ガス譲与税法の一部改正)

第五十五條 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域(指定市を包括する都道府県に於ては、当該指定市の区域を除いた区域)内に存する一般国道及び都道府県道」を「道路法第二十八條に規定する道路台帳に記載されている一般国道及び都道府県道で各都道府県又は都道府県知事及び各指定市又は指定市の長が管理するもの」に改める。

(自動車重量課税法の一部改正)

第五十六條 自動車重量課税法(昭和四十六年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「毎年四月一日現在における各市町村の区域内に存する市町村道」を「道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第二十八條に規定する道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するもの」に改める。

(消防組組法の一部改正)

第五十七條 消防組組法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 消防庁長官は、都道府県又は市町村に對し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(消防法の一部改正)

第五十八條 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第三項中「都道府県知事の行う」及び「(以下「危険物取扱者試験」という。)を削る。

第十三條の四第一項中「前條第一項に規定する危険物取扱者試験の実施に関する事務」を「危険物取扱者試験の問題の作成、採点その他の事務」に改める。

第十三條の五を第十三條の二十三とし、第十三條の四の次に次の十八條を加える。

第十三條の五 都道府県知事は、自治大臣の指定する者に、危険物取扱者試験の実施に関する事務(以下この章において「危険物取扱者試験事務」という。)を行わせることができる。

前項の規定による指定は、危険物取扱者試験事務を行おうとする者の申請により行う。

都道府県知事は、第一項の規定により自治大臣の指定する者に危険物取扱者試験事務を

行わせるときは、危険物取扱者試験事務を行わないものとする。

第十三条の六 自治大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、危険物取扱者試験事務の実施の方法その他の事項についての危険物取扱者試験事務の実施に関する計画が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の危険物取扱者試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、危険物取扱者試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて危険物取扱者試験事務が公正になるおそれがないこと。

自治大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十三条の十八第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十三条の九第二項の規定による命令

により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十三条の七 自治大臣は、第十三条の五第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

第十三条の五第一項の規定による指定を受けた者(以下この章において「指定試験機関」という。)は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、その旨を自治大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第十三条の九 指定試験機関の役員の選任及び

解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自治大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十三条の十二第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は危険物取扱者試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第十三条の十 指定試験機関は、自治省令で定める要件を備える者のうちから危険物取扱者試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わなければならない。

指定試験機関は、前項の危険物取扱者試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を自治大臣に届け出なければならない。

前条第二項の規定は、第一項の危険物取扱者試験委員の解任について準用する。

第十三条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の危険物取扱者試験委員を含む。)次項において同じ。又はこれらの職にあつた者は、危険物取扱者試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

危険物取扱者試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十三条の十二 指定試験機関は、自治省令で定める危険物取扱者試験事務の実施に關する事項について試験事務規程を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自治大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十三条の十三 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十三条の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、自治大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

第十三条の十四 指定試験機関は、自治省令で定めるところにより、危険物取扱者試験事務に關する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第十三条の十五 自治大臣は、危険物取扱者試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、危険物取扱者試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

委任都道府県知事は、その行わせることとした危険物取扱者試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該危険物取扱者試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十三条の十六 自治大臣は、危険物取扱者試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、危

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二二六

除物取扱者試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、危険物取扱者試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

委任都道府県知事は、その行わせることとした危険物取扱者試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該危険物取扱者試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該危険物取扱者試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該危険物取扱者試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十三条の十七 指定試験機関は、自治大臣の許可を受けなければ、危険物取扱者試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

自治大臣は、指定試験機関の危険物取扱者試験事務の全部又は一部を休止又は廃止により危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

自治大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

自治大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第十三条の十八 自治大臣は、指定試験機関が

第十三条の六第二項各号(第三号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

自治大臣は、指定試験機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて危険物取扱者試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条の六第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三条の十第一項、第十三条の十三第一項若しくは第三項、第十三条の十四又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十三条の九第二項(第十三条の十三第三項において準用する場合を含む)、第十三条の十二第三項又は第十三条の十五第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条の十二第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで危険物取扱者試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により第十三条の五第一項の規定による指定を受けたとき。

自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は危険物取扱者試験事務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分を理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

自治大臣は、第一項又は第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により危険物取扱者試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第十三条の十九 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、自治大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

第十三条の二十 委任都道府県知事は、指定試験機関が第十三条の十七第一項の規定により危険物取扱者試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、自治大臣が第十三条の十八第二項の規定により指定試験機関に対し危険物取扱者試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により危険物取扱者試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において自治大臣が必要があると認めるときは、第十三条の五第三項の規定にかかわらず、当該危険物取扱者試験事務の全部又は一部を行うものとする。

自治大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により危険物取扱者試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により危険物取扱者試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

第十三条の二十一 前条第一項の規定により委任都道府県知事が危険物取扱者試験事務を行うこととなつた場合、自治大臣が第十三条の十七第一項の規定により危険物取扱者試験事務の廃止を許可し、若しくは第十三条の十八第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせないこととした場合における危険物取扱者試験事

務の引継ぎその他の必要な事項は、自治省令で定める。

第十三条の二十二 指定試験機関が行う危険物取扱者試験事務に係る処分又はその不作為については、自治大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第十六条の四「手数料を」と「実費を」を「実費を」を「手数料を」と改め、市町村、都道府県又は国(第十三条の五第一項の規定により指定試験機関が行う危険物取扱者試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、第十三条の二十三の規定により自治大臣が指定する市町村長以外の機関)の下この条において「指定講習機関」という。が行う危険物の取扱作業の保安に關する講習を受けようとする者にあつては指定講習機関)に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により指定試験機関又は指定講習機関に納められた手数料は、それぞれ指定試験機関又は指定講習機関の収入とする。

第十六条の十五中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第十六条の三十三中(明治四十年法律第四十五号)を削る。

第十七条の七第一項中「都道府県知事が行なう」を削る。

第十七条の八第四項中「前三項」を「前各項」に改め、第二項の次に次の一項を加える。

消防設備士試験は、前項に規定する消防設備士試験の種類ごとに、毎年一回以上、都道府県知事が行う。

第十七条の十二を第十七条の十四とし、第十七条の十一を第十七条の十三とし、第十七条の十を第十七条の十二とし、第十七条の九中「手数料を」と「実費を」を「手数料を」と改め、市町村、都道府県(第十七条の九第一項の規定による指定を受けた者)以下この条において「指定試験機関」という。が行う消防設備士試験を

受けようとする者にあつては、**指定試験機関**に」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十七条の十一とする。

前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十七条の八の二を第十七条の十とし、第十七条の八の次に次の一条を加える。

第十七条の九　都道府県知事は、自治大臣の指定する者に、消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることができる。

前項の規定による指定は、消防設備士試験の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行ふ。

都道府県知事は、第一項の規定により自治大臣の指定する者に消防設備士試験の実施に關する事務を行わせるときは、消防設備士試験の実施に關する事務を行わないものとす
る。

第十三条の六の規定は第一項の規定による指定について、第十三条の七、第十三条の九から第十三条の十八まで及び第十三条の二十二の規定は同項の規定による指定を受けた者について、第十三条の八、第十三条の十九及び第十三条の二十の規定は同項の規定により自治大臣の指定する者にその消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることとした都道府県知事について、第十三条の二十一の規定は消防設備士試験の実施に関する事務の引継ぎその他の必要な事項について、準用する。

この場合において、これらの規定中「危険物取扱者試験事務」とあるのは「消防設備士試験の実施に関する事務」と、第十三条の六中「前条第二項」とあるのは「第十七条の九第二項と、第十三条の七第一項及び第二項並びに第十三条の八第一項中「第十三条の五第一項」とあるのは「第十七条の九第一項」と、第十三条の十及び第十三条の十一第一項中「危険物取扱者試験委員」とあるのは「消防設備士試験委員」とある。

員」と、第十三条の十三第一項及び第十三条の十八第二項第五号中「第十三条の五第一項」とあるのは「第十七条の九第一項」と、第十三条の二十第一項中「第十三条の五第三項」とあるのは「第十七条の九第三項」と読み替へるものとする。

第四十一条の二を第四十一条の四とし、第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条の二 第十三条の十一第二項（第七條の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役

又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三 第十三条の十八第二項（第十

七条の九第四項において準用する場合を含む。の規定による危険物取扱者試験又は消防設備士試験の実施に関する事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十三条の五第一項又は第十七条の九第一項の規定による指定を受けた者の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十三條の二を第四十三條の三とし、第四十三條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 次の各号の一に該当するとき
は、その違反行為をした第十三條の五第一項
又は第十七條の九第一項の規定による指定を
受けた者の役員又は職員は、十万円以下の罰
金に処する。

一 第十三条の十四（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十三条の十六第一項又は第二項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第十三条の十七第一項（第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで、危険物取扱者試験又は消防設備士試験の実施に関する事務の全部を廃止したとき。

第四十四条第六号中「第十七条の十二」を「第十七条の十四」に改める。

第四十五条中「第四十三条の二」を「第四十三条の三」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条、第十五条、第十七条及び第十八条の規定並びに第二十四条の規定（麻薬取締法第二十九条の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第十五条の規定 昭和五十九年一月一日

第二十一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻葉取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七條及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定 昭和五十九年四月一日

三 第十四条、第十六条、第十九条及び第二十二
条の規定、第二十二條の規定（診療放射線技
師及び診療エックス線技師法第十二条から第
十五条までの改正規定を除く。）並びに第五十
条の規定並びに附則第四条、第五条、第十七
条及び第十八条の規定 昭和五十九年十月一
日

四 第三十六条中電気事業法第五十四条の改正規定、第三十八条の規定（電気工事士法第八条の改正規定を除く。）並びに附則第八条第三項及び第二十二條の規定 昭和五十九年十一月一日

五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から

第三十條まで、第三十三條及び第三十五條の規定、第三十六條の規定（電気事業法第五十四條の改正規定を除く。附則第八條（第三項を除く。）において同じ。並びに第三十七條、第三十九條及び第四十三條の規定並びに附則第八條（第三項を除く。）の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第三十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条及び第五十八条の規定並びに附則第七条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条又は第二条の規定の施行前にこれら
の規定による改正前の日本国に駐留するアメ
リカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償

に関する法律（以下この条において「特別損失補償法」という。）第二条第一項又は防衛施設周辺生活環境の整備等に関する法律（以下この条において「生活環境整備法」という。）第十四条第

一項の規定により損失補償申請書を都道府県知事に提出した者に係る特別損失補償法第二条又は生活環境整備法第十四条に規定する手続については、なお従前の例による。

（理容師法等の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第十五条、第十七条又は第十八条の規定

の施行の際現にこれらの規定による改正前の理容師法第九條第二項、クリーニング業法第九條第二項又は美容師法第九條第二項の規定に基づき業務の停止処分を受けている者については、なお従前の例による。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二二八

(へい獣処理場等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のへい獣処理場等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項(旧法第八条において準用する場合を含む。)(又は第九条第一項の許可を受けてへい獣処理場若しくは旧法第八条に規定する施設を設け、又は動物の飼養若しくは収容を行つてゐる者)については、昭和六十年九月三十日まで、第二十条の規定による改正後のへい獣処理場等に関する法律第六條の二(同法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定は、適用しない。この場合において、旧法第六條の二(旧法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。)(の規定は、なおその効力を有する。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二十二條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この条において「旧法」という。)(第十九條第一項の診療放射線技師診療エックス線技師試験委員である者は、第二十二條の規定による改正後の診療放射線技師法(以下この条において「新法」という。)(第十九條第一項の診療放射線技師試験委員に任命された者とみなす。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、新法第二十条の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

一 第二十二條の規定の施行の際現に旧法第二

十條第一項第二号又は附則第十七條の規定による改正前の診療エックス線技師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第六十三号)附則第三項第一号若しくは第二号に該当する者(同条の規定による改正前の同法附則第四項の規定の適用によりこれらの規定に該当することとなる者を含む。)(

二 第二十二條の規定の施行の際現に診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができる者であつて、旧法第二十条第一項第二号に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、第二十二條の規定の施行の際現に診療放射線技師として必要な知識及び技能を修習中であり、一年以上にわたるその修習を同条の規定の施行後に終えたもの

3 旧法の規定による診療エックス線技師試験に關して不正の行為があつた場合におけるその不正行為に關係のある者に対する処分については、なお従前の例による。

4 第二十二條の規定の施行の際現に旧法の規定による診療エックス線技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による診療エックス線技師の免許を受けた者は、新法第二十四條第一項の規定にかかわらず、診療エックス線技師の名称を用いて、旧法第二十三項に規定する業をすることができる。

5 都道府県知事は、旧法の規定による診療エックス線技師試験又は旧法附則第七項の規定による試験に合格した者が昭和六十年九月三十日までに申請したときは、その者に對し、なお従前の例により診療エックス線技師の免許を与えることができる。

ことができる。

6 第四項に規定する者については、旧法第七條から第十一條まで、第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九條第二項中「第五條」とあるのは、「行政事務の簡素合理化及び整理に關する法律第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第五條」とする。

(毒物及び劇物取締法のの一部改正に伴う経過措置)

第六條 第二十三條の規定の施行の際現に毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者については、同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第四條第四項に規定する登録の有効期間は、現に受けてゐる登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(蚕糸業法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第二十七條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の蚕糸業法(以下この条において「旧法」という。)(第四條第二項又は第十五條第四項の規定による許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、第二十七條の規定による改正後の蚕糸業法(以下この条において「新法」という。)(第四條第二項又は第十五條第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十七條の規定の施行前に旧法第九條第一項の都道府県知事の検査を受けた蚕種及びその蚕児についての新法第九條第三項の規定の適用については、同項中「第一項ノ検査」とあるのは、「行政事務の簡素合理化及び整理に關する法律第二十七條ノ規定ニ依ル改正前ノ蚕糸業法第九

條第一項ノ都道府県ノ検査」とする。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第三十六條の規定の施行前に電気事業法第三條第一項又は第八條第一項の許可の申請をした者についての当該許可に係る電気工作物の設置及び事業の開始又は供給区域若しくは供給の相手方及び供給地点若しくは電気工作物に關する事項の変更に係る期間の指定については、なお従前の例による。

2 第三十六條の規定による改正前の電気事業法第四十二條第一項又は第七十一條第一項の規定による届出であつて第三十六條の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

3 昭和五十九年十一月三十日以前に第三十六條の規定による改正前の電気事業法第五十四條第四項第二号の規定による認定の申請をした者に対する認定及び主任技術者免状の交付並びに同日において現に同号の規定により認定されている者及び電気主任技術者国家試験に合格している者に対する主任技術者免状の交付については、なお従前の例による。この場合において、当該交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

4 第三十六條の規定の施行の日から昭和五十九年十一月三十日までの間における同条の規定による改正後の電気事業法百十二條第一項の規定の適用については、同項中「第五十四條第三項第一号若しくは第二号の規定により若しくは

指定試験機関がその特定試験事務を行う電気主任技術者国家試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者」とあるのは、「第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けようとする者、電気主任技術者国家試験を受けようとする者、主任技術者免状の交付を受けようとする者」とする。

(熱供給事業法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第三十七条の規定による改正前の熱供給事業法第二十一条第一項(同条第二項及び同法第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出であつて第三十七条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第三十九条の規定による改正前のガス事業法第二十七条の三第一項(同法第三十八条の規定により準用する場合を含む。)の規定による届出であつて第三十九条の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

(通訳案内業法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第四十条の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の通訳案内業法第三条の免許は、第四十条の規定による改正後の通訳案内業法第三条の免許とみなす。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第五十三条の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方財政再建促進特別措置法第二十三条第二項の規定によりなされている承認の申請の処理については、なお従前の例による。

(地方道路譲与税法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第五十四条の規定による改正後の地方道路譲与税法第二条第一項及び第二条の二第一項、第五十五条の規定による改正後の石油ガス譲与税法第二条第一項並びに第五十六条の規定による改正後の自動車重量譲与税法第二条第一項の規定は、昭和五十九年度分の地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税から適用し、昭和五十八年度分までの地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりなされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(再審査請求に係る経過措置)

第十五条 第十三条、第十六条又は第二十條の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第十九条の四、興行場法第七条の三又ははい獣処理場等に関する法律第九条の三の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五條第五項、第八條第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二條、第三十六條、第三十七條又は第三十九條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(診療エックス線技師法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 診療エックス線技師法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し、同項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、同項に見出しとして「受験資格の特例」を付し、附則第六項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第三十六條中「診療エックス線技師」を削る。

第六條 第二十一條の次に次の一号を加える。

二十一の二 製菓衛生師法の規定に基づき、指定試験機関を指定すること。

第六條 第二十三條の次に次の一号を加える。

二十三の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の規定に基づき、指定試験機関を指定し、指定試験機関に対し、認可その他監督を行うこと。

第六條 第二十四條中「昭和四十五年法律第二十号」を削り、同条第三十号中「又は診療エックス線技師」を削る。

(国際観光振興会法の一部改正)

第十九條 国際観光振興会法の一部を次のように改正する。

第二十四條 第一項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)第五條の二第一項の規定により同法第三條の試験の実施に関する事務を行うことと。

第二十四條 第二項中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

(有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法の一部改正)

第二十條 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法

行法(昭和二十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(消防組織法の一部改正)

第二十一条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関及び同法第十七条の十一第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督に関する事項

(地方自治法の一部改正)

第二十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に改め、同表中第一号の二十六を第一号の二十九とし、第一号の七から第一号の二十五までを三号ずつ繰り下げ、第一号の六を第一号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

一の九 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の定めるところにより、指定都市以外の市町村である歳入欠陥を生じた団体の寄附金等の支出について承認を行うこと。

別表第一中第一号の五を第一号の七とし、第一号の四の次に次の二号を加える。

一の五 住居表示に関する法律(昭和三十一年法律第九十九号)の定めるところにより、

市町村からその処理する住居表示に関する事務について必要な報告を求める等の事務を行うこと。

一の六 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の定めるところにより、市町村長がした処分に係る不服申立てに対する裁決をし、住所の認定について関係市町村長の意見が異なる場合にこれを決定する等の事務を行うこと。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところにより、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務を行い、墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして火葬場に立入検査させること。

別表第一第十一号を次のように改める。

十一 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の定めるところにより、興行場の設置の場所又は構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を条例で定め、興行場の経営の許可に関する事務を行い、並びに営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員をして営業の施設に立入検査させること。

別表第一中第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の定めるところにより、へい獣処理場等についてその構造設備に係る公衆衛生上必要な基準及び変更の届出を要する事項並びに動物の飼養又は収容について許可が必要な区域の指定の基準及び施設の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準等を条例で定め、へい獣処理場等の設置の許可に関する事務を行い、へい獣処理場等の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場等に立入検査させ、へい獣処理場等の設置者又は管理者に対し必要な措置をとるべきことを命じ、へい獣処理場以外の施設又は区域におけるへい獣の処理を許可し、及び動物の飼養又は収容のための施設における動物の飼養又は収容を許可する等の事務を行うこと。(保健所を設置する市に限る。)

るにより、へい獣処理場等についてその構造設備に係る公衆衛生上必要な基準及び変更の届出を要する事項並びに動物の飼養又は収容について許可が必要な区域の指定の基準及び施設の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準等を条例で定め、へい獣処理場等の設置の許可に関する事務を行い、へい獣処理場等の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場等に立入検査させ、へい獣処理場等の設置者又は管理者に対し必要な措置をとるべきことを命じ、へい獣処理場以外の施設

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二条関係)」に改め、同表第一号(二)の次に次のように加える。

(二)の二 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして火葬場に立入検査させること。(保健所を設置する市に限る。)

(二)の三 興行場法の定めるところにより、興行場の経営の許可に関する事務を行い、及び営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は職員をして営業の施設に立入検査させること。(保健所を設置する市に限る。)

別表第二第一号(三)の次に次のように加える。

(三)の二 へい獣処理場等に関する法律の定めるところにより、へい獣処理場等について変更の届出を要する事項等を条例で定め、へい獣処理場等の設置の許可に関する事務を行い、へい獣処理場等の設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場等に立入検査させ、へい獣処理場等の設置者又は管理者に対し必要な措置をとるべきことを命じ、へい獣処理場以外の施設又は区域におけるへい獣の処理を許可し、及び動物の飼養又は収容のための施設における動物の飼養又は収容を許可する等の事務を行うこと。(保健所を設置する市に限る。)

又は区域におけるへい獣の処理を許可し、並びに動物の飼養又は収容のための施設における動物の飼養又は収容を許可する等の事務を行うこと。

別表第一中第二十三号の八を第二十三号の九とし、第二十三号の七の次に次の一号を加える。

二十三の八 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の定めるところにより、家畜人工授精師の免許を受けようとする者に対する講習会及び修業試験の実施に関する事務を行うこと。

別表第二第二号(一)中「並びに」を削り、「因る」を「よる」に、「支払等を行なうこと」を「支払を行い、並びに消防統計及び消防情報の報告等を行うこと」に改め、同号(二)の(二)中「昭和三十七年法律第百十九号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号(三)の(二)中「昭和四十二年法律第八十一号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号(八)及び(九)を次のように改める。

(八)及び(九) 削除

別表第二第二号(二十三)の次に次のように加える。

(二十三)の二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の定めるところにより、都道府県知事の行う森林整備市町村の指定について協議し、森林整備計画をたて、特定森林について間伐又は保育の実施等を勧告し、及び特定森林の森林所有者等から報告を徴し、並びに森林又は森林に接近している原野等における火入れを許可すること。

別表第二第二号中(二十五)の十五を(二十五)の十六とし、(二十五)の十四を(二十五)の十五とし、(二十五)の十三を(二十五)の十四とし、(二十五)の十二の次に次のように加える。

(二十五)の十三 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)の定めるところにより、保存樹又は保存樹林の標識に関する条例又は規則を設け、及び保存樹又は保存樹林の標識を設置すること。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第百四十八条、第百八十条の八、第百八十条の九、第百八十条、第百八十二条の二関係)」に改め、同表第一号中(一)を削り、(三)を(二)とし、(三)の(一)を(三)とし、(三)の(三)を(三)の(二)とし、(三)の(四)を(三)の(三)とし、(三)の(五)を(三)の(四)とし、(三)の(六)及び(三)の(七)を削り、(三)の(八)を(三)の(五)とし、(四)の(三)を削り、(四)の(四)を(三)とし、同号(四)の五中「(昭和三十年法律第百九十五号)」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同号(四)の五を(四)の四とし、(四)の六を(四)の五とし、(四)の七を(四)の六とし、(五)の(二)を削り、(五)の(三)を(五)の(二)とし、(五)の(四)を(五)の(三)とし、(五)の(五)を(五)の(四)とし、(五)の(六)を(五)の五とし、(五)の(七)を(五)の六とし、(五)の(八)を(五)の七とし、(五)の(九)を(五)の八とし、(五)の(十)を(五)の九とし、(五)の(十一)を(五)の十とし、(五)の(十二)を(五)の十一とし、(五)の(十三)及び(十七)を削り、(十八)

(十七)とし、(十九)を(十八)とし、(二十)を(十九)とし、(二十)の(二)を(二十)の(一)とし、(二十二)を削り、(二十三)を(二十二)とし、同号(二十四)中「基く」を「基づく」に改め、「理容師について健康診断を実施し」を削り、同号(二十四)を(二十三)とし、同号(二十四)の(二)中「基く」を「基づく」に改め、「美容師について健康診断を実施し」を削り、同号(二十四)の(二)を(二十四)とし、同号(二十五)中「クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止」を「及び業務若しくは営業の停止」に改め、同号(二十六)を削り、(二十六)の(二)を(二十六)とし、その次に次のように加える。

(二十六)の二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)の定めるところにより、基準に適合しない家庭用品の販売若しくは授与により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあり、又は家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合に、家庭用品の製造等の事業を行う者に対して当該家庭用品の回収その他被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、及び家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号中(三十)を削り、(三十一)を(三十)とし、(三十二)を(三十一)とし、(三十三)を(三十二)とし、同号(三十四)中「診療放射線技師及び診療エックス線技師法」を「診療放射線技師法」に改め、「診療エックス線技師の免許及び業務の停止に関する事務を行ない」を削り、「並びに」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(三十四)を(三十三)とし、(三十五)を(三十四)とし、(三十五)の(二)を(三十五)とし、(三十五)の(三)を(三十五)の(二)とし、(三十五)の(四)を(三十五)の(三)とし、同号(四十一)中「ところにより」の下に「特定毒物研究者の許可」を、「立入検査させ」の下に「並びに」を加え、「具申し、並びに特定家庭用品の製造業者に対してその製造方法等の改善を命ずる」を「具申する」に改め、同号(四十一)の(三)中「停止」の下に「並びに麻薬の廃棄の許可」を加え、「行ない」を「行い」に、「取締上」を「取締り上」に、「行なう」を「行う」に改め、同号(五十七)の(四)を削り、同号(七十四)中「(昭和二十五年法律第百九十九号)」を削り、同号(七十六)中「生薬売買業者又は」を「生薬売買業者の届出を受理し」に、「及び生薬業者等」を「並びに生薬業者等」に改め、同号(八十三)中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、「受理し」の下に「地域森林計画の対象となつてゐる民有林における開発行為を許可し、許可を受けないうで開発行為をした者等に対して開発行為の中止等を命じ、地域森林計画の達成上必要な勧告を

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案及び同報告書

二二二

し、伐採の計画の変更等を命じ、森林整備市町村の指定、森林整備計画の承認等に関する事務を行い、森林整備市町村の長の勧告に係る特定森林等の所有権の移転等に関する調停を行い」を加え、「行ない」を「行い」に、「保安林台帳」を「並びに保安林台帳」に、「保管し、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及び必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること」を「保管すること」に改め、同号中(八十三の三)を(八十三の四)とし、(八十三の二)を(八十三の三)とし、(八十三の)次に次のように加える。

(八十三の二) 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、その共済規程等を承認し、及び森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会から必要な報告を徴し、これらの者の業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(八十七)中「狩猟免許に関する事務」を「狩猟免許試験、狩猟免許及び狩猟者の登録に関する事務」に改め、「狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」を削り、「休猟区等を設定し、これらの区域内における」を「休猟区、銃猟禁止区域及び銃猟制限区域の設定等を行い」に、「許可に関する事務」を「許可等に関する事務」に、「きじ類及び山鳥を」を「やまどり」に改め、同号九十七の四中「電気工事士試験を行ない」を削り、同号百十七の八中「昭和三十七年法律第四十二号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同号百二十二の二を削り、同表第二号七の二を削る。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第四百八条、第四百八十条の八、第四百八十六条、第二百二条の二関係)」に改め、同表第一号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(八)を削り、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)を(十)とし、同号十一中「クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止」を「及び業務若しくは営業の停止」に改め、同号中(十二)を削り、(十二の二)を(十二)とし、その次に次のように加える。

(十二の二) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の定めるところにより、基準に適合しない家庭用品の販売若しくは授与により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあり、又は家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合に、家庭用品の

製造等の事業を行う者に対して当該家庭用品の回収その他被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、及び家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十四)を削り、同号十三の二中「定めるところにより、」の下に「と畜場の設置を許可し、と畜場使用料及び殺解体料の額を認可し、及び」を、「合わなくなつたとき等」の下に「と畜場の設置の許可を取り消し、」を加え、同号中(十三の二)を(十四)とし、同表第二号中(一)の四を削り、(一)の八を(一)の九とし、(一)の七を(一)の八とし、(一)の六を(一)の七とし、(一)の五を(一)の四とし、その次に次のように加える。

(一)の五 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書添えて、これを主務大臣に送付すること。

(一)の六 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第四第二号中(三十六)を削り、(三十六の二)を(三十六)とし、(三十六の三)を(三十六の二)とし、同号四十九の三中「保存樹又は保存樹林の標識を設置し」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五百五十六条関係)」に改め、同表第一号の表裏検定所の項を削る。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第七百七十三条の二、第四百八十条の八、第四百八十条の九、第二百二条の二関係)」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第二百二条の三関係)」に改める。

理由

昭和五十七年七月三十日及び昭和五十八年三月十四日に臨時行政調査会が行つた行政改革に関する第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合

理化等の事項の実現に資するため、関係行政事務の簡素合理化及び整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、臨時行政調査会の行政改革に関する第三次答申及び第五次答申に係る規制及び監督行政の適正化、国と地方公共団体の機能分担の合理化等の事項の実現に資するため、五十八法律に係る許認可等及び機関委任事務の整理合理化を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 許認可等の整理合理化に関する事項

資格制度、検査・検定制、事業規制及びその他の分野に係る許認可等の事務について、廃止、規制の緩和、民間等への委譲等の合理化を行うこととし、保険業法の一部改正による無額面株式発行禁止規定の廃止、漁船法の一部改正による漁船の登録の簡素化、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正によるエネルギー管理士の試験事務の民間団体への委譲等二十六法律にわたってその一部改正を行うこと。

2 機関委任事務の整理合理化に関する事項

国の事務で地方公共団体の長等に委任されている機関委任事務について、社会経済情勢の変化に伴い必要性の乏しくなっていると認められる事務の廃止又は縮小、地方公共団体の事務として既に同化、定着していると認められる事務の当該地方公共団体の事務への移

行、都道府県知事の事務の市町村長への委譲等を行うこととし、「トラホーム」予防法の廃止による検診等の命令等の廃止、興行場法の一部改正による興行場の経営許可等の団体事務化、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正による損失補償申請に係る經由事務の市町村長への委譲等四十五法律(うち許認可等関連法律との重複十三法律)にわたってその一部改正等を行うこと。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、行政事務の簡素合理化等を図るため、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の三浦久君外一名から「保険業法等十五法律の一部改正規定の全部又は一部を削除する」旨の修正案が提出されたが賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年十月七日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案に対する附帯決議

行政改革の推進を求める国民世論と現下の極めて厳しい行政事情とにかんがみ、行政機構の整理及び再編成を促進し、行政の簡素化、効率化をより一層推進するため、政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国家行政組織法の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行後における国家行政組織法等の運用については、時代の変化に即応した機構の見直しを促進し、その合理的再編成及び整理簡素化を推進するものとし、厳正な組織管理に努めること。

一 総務庁の設置に当たっては、既定の方針を踏まえ、予算、人員等につき所要の合理化を図るとともに、円滑な総合調整機能が發揮できるよう努め、また、統計行政の円滑かつ効率的な遂行に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。

一 審議会等の整理合理化については、今後更に検討を進め、その推進を図るよう努めること。

一 総務庁設置法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、事務・事業の見直しを行い、機構及び定員の合理化を進めるとともに、本法により措置する機関以外の府県単位機関についても、臨調答申の趣旨に沿って、その整理縮小を図るよう努めること。

図るよう努めること。

一 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律については、許認可等、機関委任事務について、更にその在り方を見直し、整理合理化を一層推進するよう努めること。

なお、都道府県知事への事務の委譲に当たっては、国と地方の役割分担と費用負担の在り方を見直す一環として、その事務等の実態に応じ、所要の財源措置を検討すること。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者の権利に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十七年八月十三日

提出者

石橋 一弥 西岡 武夫

三塚 博 森 喜朗

賛成者

麻生 太郎外二十二名

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権者の権利に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に関し、商業用レコードに係る著作権者、実演家又はレコード製作者の権利を定め、もつてこれらの者の複製権又は録音権の保護に資することを目的とする。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号 商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等の特権に關する法律案及び同報告書

二二四

(定義)

第二条 この法律において「著作物」、「実演」、「レコード」、「商業用レコード」、「録音又は公衆」とは、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条に規定する著作物、実演、レコード、商業用レコード、録音又は公衆をいう。

(商業用レコードに係る著作等の特権)

第三条 商業用レコードに録音をされている著作物、実演又はレコード(著作権法第八号第三号に掲げるものを除く)の録音につき同法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を有する者は、次条第一項の許諾の権利を享有する。

(商業用レコードの公衆への貸与に関する許諾)

第四条 商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、当該商業用レコードが国内において最初に販売された日から一年を経過する日までの間は、当該商業用レコードの貸与につき前条に規定する者の許諾を得なければならぬ。

2 前項の有償で貸与する行為には、いかなる名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の経済的性質を有する行為を含むものとする。

3 第一項の許諾を得た者は、その許諾に係る条件の範囲内において、その許諾に係る商業用レコードを公衆に有償で貸与することができる。

(著作権法の適用)

第五条 前条第一項の規定に違反して、第三条に規定する者の許諾を得ないで商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為については、当該行為を著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を侵害する行為とみなして同法第百十二条、第百十四条、第百七条から第百九条まで、第百二十三条及び第百二十四条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 第四条及び第五条の規定は、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては、適用しない。

理 由

商業用レコードに係る著作物、実演家又はレコード製作者の複製権又は録音権の保護に資するため、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に關し、これらの者の権利を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等の特権に關する法律案(石橋一弥君外三名提出、第九十六回国会衆法第三七号)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に關し、商業用レコードの著作物、実演家又はレコード製作者の権利を定め、もつてこれらの者の複製権又は録音権の保護に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 商業用レコードに録音されている著作物、実演又はレコード(著作権法第八号第三号に規定するレコード保護条約により我が国が保護義務を負う外国のレコードを除く)の録音について著作権法に規定する複製権等を有する者は、新たに2の(一)に規定する許諾の権利を享有すること。

2 (一) 商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、商業用レコードが国内で最初に販売された日から一年を経過する日までの間は、1の複製権等を有する者の許諾を得なければならないこと。

(二) 前項の有償で貸与する行為には、名義又は方法のいかんを問わず、これと同様の経済的性質を有する行為を含むものとする。

(三) (一)の許諾を得た者は、その許諾を受けた条件の範囲内において、商業用レコードを有償で公衆に貸与することができること。

3 2の(一)の許諾を得ないで、商業用レコード

を公衆に有償で貸与する行為は、複製権等を侵害する行為とみなして、著作権法上の民事救済及び罰則の規定を適用すること。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

5 2及び3の規定は、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては適用をしないこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、本法による著作等の特権の保護措置については、著作権法の改正により保護の措置が講ぜられるまでの暫定措置とすることとする等修正の必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十八年十月十一日

文教委員長 葉梨 信行

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等の特権に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為に關し、商業用レコードに係る著作物、実演家又はレコード製作者の権利を定め、もつてこれらの者の複製権又は録音権

の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「著作物」、「実演」、「レコード」、「商業用レコード」、「録音」又は「公衆」とは、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条に規定する著作物、実演、レコード、商業用レコード、録音又は公衆をいう。

(商業用レコードに係る著作者等の権利)

第三条 商業用レコードに録音をされている著作物、実演又はレコード(著作権法第八条第三号に掲げるものを除く。)の録音につき同法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を有する者は、次条第一項の許諾の権利を享有する。

(商業用レコードの公衆への貸与に関する許諾)

第四条 商業用レコードを公衆に有償で貸与しようとする者は、当該商業用レコードが国内において最初に販売された日から^{政令で定める期間}一年を経過する日までの間は、当該商業用レコードの貸与につき前条に規定する者の許諾を得なければならぬ。

2 前項の有償で貸与する行為には、いかなる名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の経済的性質を有する行為を含むものとする。

3 第一項の許諾を得た者は、その許諾に係る条件の範囲内において、その許諾に係る商業用レ

コードを公衆に有償で貸与することができる。

(著作権法の適用)

第五条 前条第一項の規定に違反して、第三条に規定する者の許諾を得ないで商業用レコードを公衆に有償で貸与する行為については、当該行為を著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条第一項に規定する権利を侵害する行為とみなして同法第百十二条、第百十四条、第百七条から第百十九条まで、第百二十三条及び第百二十四条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 第四条及び第五条の規定は、この法律の施行前に国内で販売された商業用レコードについては、適用しない。

昭和五十八年十月十一日 衆議院會議録第九号

二二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二二二(大代)
〒 105

定価一部
四四〇円